

◎議 事 日 程（第4号）

平成20年3月14日（金曜日）午前9時00分 開議

日程第1 一般質問

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出 席 議 員（30名）

1番	前 田 芙美子 君	2番	鷺 野 聰 明 君
3番	三 輪 久 之 君	4番	日 永 貴 章 君
5番	吉 川 三津子 君	6番	榎 本 雅 夫 君
7番	岩 間 泰 彦 君	8番	田 中 秀 彦 君
9番	村 上 守 国 君	10番	真 野 和 久 君
11番	鬼 頭 勝 治 君	12番	八 木 一 君
13番	近 藤 健 一 君	14番	小 沢 照 子 君
15番	後 藤 和 巳 君	16番	堀 田 清 君
17番	加 藤 和 之 君	18番	古 江 寛 昭 君
19番	大 島 功 君	20番	大 宮 吉 満 君
21番	永 井 千 年 君	22番	黒 田 国 昭 君
23番	中 村 文 子 君	24番	加 藤 敏 彦 君
25番	加 賀 博 君	26番	宮 本 和 子 君
27番	石 崎 たか子 君	28番	佐 藤 勇 君
29番	太 田 芳 郎 君	30番	柴 田 義 継 君

◎欠 席 議 員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	八 木 忠 男 君	副 市 長	山 田 信 行 君
教 育 長	五 富 利 清 彦 君	会 計 室 長	杉 山 政 男 君
総 務 部 長	中 野 正 三 君	企 画 部 長	石 原 光 君
教 育 部 長	水 谷 洋 治 君	経 済 建 設 部 長	篠 田 義 房 君
上 下 水 道 部 長	若 山 富 士 夫 君	市 民 生 活 ・ 保 健 部 長	八 木 富 夫 君
福 祉 部 長	加 賀 和 彦 君	消 防 長	古 川 一 己 君
佐 屋 総 合 支 所 長	藤 松 岳 文 君	立 田 総 合 支 所 長	飯 田 十 志 博 君
八 開 総 合 支 所 長	水 谷 正 君	佐 織 総 合 支 所 長	伊 藤 忠 俊 君

行政改革担当 渡 辺 国 次 君 保険年金課長 水 谷 辰 也 君
課 長 山 田 重 夫 君 経 済 課 長 大 島 静 雄 君
健康推進課長

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 伊 藤 辰 雄 議 事 課 長 服 部 秀 三
書 記 田 尾 武 広

午前9時00分 開議

○議長（佐藤 勇君）

御案内の定刻になりました。

本日は全員御出席でございますので、定足数に達しております。

ただいまから継続会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・一般質問

○議長（佐藤 勇君）

日程第1・一般質問を続行いたします。

一般質問は、通告順位に従いまして順次許可することといたします。

最初に、通告順位10番の8番・田中秀彦議員の質問を許します。

○8番（田中秀彦君）

おはようございます。

大項目の2点、愛西市20年度予算案と、それから愛西市の地域間格差是正についてでございます。

まず第1点の、愛西市20年度予算案の中の20年度の重点事業についてでございますが、今3月議会に平成20年度の当初予算が提出されました。一般会計予算総額約195億円、特別会計・水道会計を含めた予算総額は約355億円の予算案が提出されました。一般会計予算については、さきの12月議会で、事務事業の見直しと歳出全般に予算枠配分をし195億円以内を予定しているとの答弁でございましたが、総枠は守られているが、現在の愛西市の財政力からすれば、19年度の当初予算より削減する必要があると思っております。しかし、今年度の予算においては、斎場建設、児童館、それから子育て支援センター建設、勝幡駅前広場開発など、大型事業が計上されており、やむを得ないところかなと思うところでございます。今年度の予算執行に当たっては、執行権者である市長初め、ここに列席の幹部の方々には、公金、すなわち血税であるとの認識のもとに厳しい目で執行していただくことを、まず要望しておきます。

今予算案の主要施策の中で、評価すべき事業としては、緑の基本計画策定事業、子ども医療扶助事業、特定健康診査・生活機能評価事業、適応指導教室事業などが評価されると思っておりますが、何をおいても今年度の最重要課題と申しますか、事業は、総合斎苑建設ではないかと考えます。

今の愛西市の火葬場の現状は、旧佐屋町は永和台団地東に佐屋斎場で、炉は2基ありますが、老朽化し、故障のため、修理しつつ旧佐屋町民の地区のみ使用の状況でございます。その他3地区、佐織・立田・八開地区は、他の火葬場に依存している状況でございます。旧佐織地区は津島斎場を利用しておりますが、津島斎場の管理責任者に先日面談をいたしましたところ、昭和29年に火葬炉3基で開設をし、稼働開始をして44年経過しておるとお聞きいたしました。耐用年数はどうに過ぎている現状は、修理をしつつ、年間約550人ぐらゐの火葬を行って

おるそうでございます。担当者いわく、故障を心配しながらだましまし使っているのが現状であるというお話でございました。旧八開・立田地区がお願いしている稲沢市祖父江斎場は、昭和50年、炉6基で稼働し、現在年間約1,000人ぐらいの火葬を行っているということをお聞きいたしました。稲沢市約14万人の人口からしまして、約1,000人の火葬でございますから、現在手いっぱい状態であるというようなこともお聞きいたしました。また、隣接の蟹江町斎場におきましては、これも過日、蟹江町斎場の責任者の方にお会いさせていただきましたら、舟入斎場が炉2基で稼働しておるそうでございますが、この舟入斎場は名古屋市の一部との共同使用で、他の受け入れはできないというようなことでございました。

このように隣接市町村の火葬場の状況を考慮すれば、愛西市民が他の市町の施設を利用することなく、住みなれた土地で安心して葬儀が営め、最期の別れを家族、親族、知人、友人が一堂に集い、会葬できる斎苑建設が今愛西市にとってぜひ必要であり、かつ急務と考えますが、まず最初に市長の現状認識をお伺いいたしたいと思えます。

次に2点目のセレモニーホールの設置についてでございますが、私は、いろいろな地域の人に設置についてお聞きをいたしました。正直、賛否両論がございました。ただし、やはりセレモニーホールはあった方がいいという意見の方が多かったように思います。私は、斎場にセレモニーホールを設置すべきであるという考えでございます。理由は、1番としまして、葬儀全般が一カ所で行え、利用者が大変便利であり、利便性が保てるということ。2点目は、民間斎場である、例えば津島の愛昇殿、あるいは平安殿を利用した場合、一般的に費用としては100万から200万ぐらいかかると言われております。市のセレモニーホールを利用した葬儀費用は、民間に比べ多分安く上がるのではないかと思います。利用者の経済的な負担を少しでも軽くできると考えられるということです。次に3番目としましては、セレモニーホールを設置した場合、過日、去年でございましたが、関の総合斎苑わかくさを視察研修させていただきました折に、火葬者数の約3分の1がセレモニーホールを利用されておる数値が出ておりました。愛西市の18年度526名の火葬者数から推計をすれば、約180件から200件ぐらいのセレモニーホール利用者が推計できるのではないかと思います。ホールの利用料とか単価にもよりますが、平均単価が1ホール借りるのに7万円と仮定して、例えば180件であれば年間1,200万から、200件でしたら1,400万ぐらいが利用収益として上がるのではないかと見込めるわけでございます。そうすれば斎場経営の経費に算入でき、ランニングコストが下がるという考え方ができると思います。また、一般的にセレモニーホールは、私も建設をやっておりましたからわかりますが、大きなホールは間仕切りがないわけですから、一般的な建設単価は安くなるわけですが、炉とか間仕切りが多いところは建設費用が高くなりますが、大きなホールとか広場というのは建設費は安くなると、そんなような考えから、セレモニーホールはぜひ必要であるというふうに思っております。

あとは自席にてお伺いをいたしたいと思えます。よろしく申し上げます。

#### ○市長（八木忠男君）

おはようございます。田中議員の質問にお答えをいたします。

他にも御質問がおありのようでありますので、よろしく願いいたします。

最初に、斎苑計画についていろいろ御指摘をいただきました。おっしゃっていただきました内容、まさに私どもが考えている内容と相まうところを多く感じさせていただいたわけであります。御指摘の斎苑、まさにこれは昨日もお答えをしたかもしれません。私どもの今の佐屋の斎場についても、今月に入って火葬の途中でトラブルがあったという報告も受けているわけでごさいます、津島市さんの老朽化の御指摘もありましたが、まさに急を要することは皆さん方御承知のとおりであります。これからの計画についても、皆さん方によくよく御説明申し上げながらこの斎苑計画を進めてまいりたいと思っておりますので、議員各位の一層の御理解と御協力をお願いしたいと思っております。

細部につきましては、また担当より御説明申し上げます。

#### ○8番（田中秀彦君）

津島斎場につきまして、実は過日、津島ライオンズクラブの尾張中央道の一斉清掃がございました。その折に津島のライオンズのメンバーであります市会議員さんからも御指摘やらお願いがありましたが、津島の唐臼の斎場は、いつ壊れてもおかしくないと言っても過言ではない状況であると。それを今まで佐織さんを一生懸命面倒見ておったから、自分のところが壊れた場合には面倒を見てくれよというようなお話がございまして、それを市長、議長にもよく伝えておいてくれというようなお話もございました。そんなような状況で、それでは津島市さんでつくればいいんじゃないですかというお話をしましたら、いや実は用地もなかなか確保できないし、資金的にもちょっと難しいんだと、そんなお話もございました。ですから、そのようなお話がございましたから、市長、議長にお伝えをさせていただきます。

それと、セレモニーホールの件、お答えがないようでごさいます、市民生活部長のお考えとしてはどのようなお考えですか、お答えを願いたい。

#### ○市民生活・保健部長（八木富夫君）

先ほどセレモニーホールの設置について、議員それぞれ設置についてのお考えをおっしゃっていただきました。葬儀全般が一カ所で行われる利便性を述べておられ、また、民間との値段の格差等々お話をいただいたかと思いますが、当然私どもといたしましても、基本計画をおつくりする中では、そのような施設もおつくりするといった形の中でお示しをさせていただいております。最近の葬儀については、それぞれのプライベートといいますか、そうしたものを重視した住宅事情で、核家族化の構成が大きいものという認識も持っておりますし、葬儀を外部施設で行うことが、市長の言葉の中にもあったかと思いますが、かなり他の施設においてもセレモニーホールの併設をされた火葬場建設が現在の状況かと私どもも認識をいたしておりますので、当然利用をされます市民の方の利便性やら経済性を、そして安心して使っていただけるような考え方でこの式場を併設したいというふうに考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

#### ○8番（田中秀彦君）

質問通告書にも書いてありますように、愛西市の17、18、19年度の死亡者数と各地区の斎場

利用者数について、これは基本計画には書いてありましたからあえて質問を控えましたが、一度お答えしていただきたいと思います。

**○市民生活・保健部長（八木富夫君）**

それでは、愛西市が合併をいたしましてから、平成17年度以降の死亡者数を申し上げたいと思います。

まず、死亡者数につきましては、平成17年度におきましては553人、平成18年度におきましては560人、平成19年度におきましては、19年度はまだ3月1ヵ月分整理がしてございませんので、2月までとさせていただきますが527人でございます。

**○8番（田中秀彦君）**

今、3火葬場をお願いしておるわけですが、この内訳はわかりますか。

**○市民生活・保健部長（八木富夫君）**

この死亡者数に対しまして、内訳とおっしゃいますので、それぞれ愛西市の斎場、立田・八開地区で申し上げますと、祖父江斎場へ持っていらっしゃる方、そして佐織は津島といった方々の内訳かと思っておりますので、それぞれ年度ごとに申し上げますと、佐屋の斎場の方では、17年度におきましては229人、そして18年度におきましては228人、19年度現在といたしますか、先ほどの2月までの段階では231人といった形でございます。合わせまして688人。そして立田地区が、今現在は稲沢の祖父江斎場の方へ持っていただいておりますのが、17年が94人、そして18年が77人、19年が57人となっておりますので、合わせて228人でございます。そして八開地区も同じ稲沢斎場でございますが、17年が32人、18年が50人、19年が48人。そして佐織地区の津島斎場の方へ持っていらっしゃる方が、17年が161人、18年が171人、19年が153人と、合わせまして485人でございます。すべての地区を合わせますと1,531人になりますが、先ほど申し上げました死亡者数とは異なります。このほかに、今申し上げた愛西市の斎場、祖父江にございます稲沢の斎場、津島の斎場以外のところへも、それぞれ直接名古屋ですかと、他のところへ行っておみえになる方もございますので、差についてはその差でございます。

**○8番（田中秀彦君）**

詳細にありがとうございます。平均的には五百六、七十人ということかなあとと思いますが、これから、基本計画にも載っておりましたように、高齢化社会に向かって恐らくふえるであろうというような数値が出ておりましたが、そんなような考えから、ぜひとも周りの状況から考えて、斎場は必要ではないかと思っております。

次に、斎苑計画の今の問題点と申しますか、今何があるのか、どんな難しいことがあるのか、ちょっとお答えをいただきたいと思います。

**○市民生活・保健部長（八木富夫君）**

問題点と具体的に言われましても、現在私ども、先ほど市長の方からも答弁があったとおり、いろいろな問題点、セレモニーホールの御意見もございますし、それぞれの御意見があらうかと思っておりますが、私どもといたしましては、そうした御意見を一つずつお聞きする中で、行

政として法令遵守をいたしまして、建設に向けて頑張っていきたいと考えております。

**○8番（田中秀彦君）**

斎場の建設に当たり、今後、先ほど部長が言われたように、人の顔が違ふとおおり、おのおの考え方もいろいろあろうかと思いますが、大多数の愛西市民は望んでいるのではないかと考えております。計画は多少おくれでも法令を必ず遵守し、地域住民への説明も十分に行いながら、今後は斎場建設に際して建設経費の削減と、いかに維持管理のコストを削減するかの方に力点を置くべきであると思ひますし、ここにおられる皆さんが協力し、進むべき方向を同一歩調をとるべきではないかなと思ひますが、そのようなお考えはどんなお考えですか、お伺いをします。

**○副市長（山田信行君）**

確かにこの基本計画を進めるに当たりましては、まだ一部の皆さんから今回も陳情書などをいただいております。そういった陳情事項につきましても、私どもこたえられるものはこたえながら、着実にいろいろと詰めていきたいと思ひます。ですから、急ぐ余りに手続を無視したりだとか、そういうことは全く考えておりませんので、これからまた基本設計、実施設計を組んでいく上でも、コスト削減につながるよう、いろいろ研究しながら詰めていきたいと考えております。

**○8番（田中秀彦君）**

斎場建設に際してくれぐれもお願いしたいのは、再度お願いしたいのは、法令を遵守し、地域住民との意見交流を、十分説明しながらやっていただきたいということをお願いして、この質問項目を終わります。

次に、マスタープラン作成についての質問でございますが、愛西市の10年先の将来展望に係る重要な課題であると思ひます。マスタープラン作成の予算が今20年度1,000万計上されておりますが、愛西市のマスタープラン作成に当たり、基本構想をお聞かせ願ひたいと思ひます。

**○経済建設部長（篠田義房君）**

それでは、都市計画マスタープランについてのお答えをさせていただきます。

この件につきましては、以前にも申し上げたことがあると思ひますけれども、19年度と20年度、2年間をかけて作成していくというものでございまして、都市の将来像、土地利用の基本的な方向づけ、地域別のまちづくり方針を定めるというものでございまして、したがいまして、策定に当たりましては、総合計画の土地利用構想におきまして、佐屋・佐織地区の東部地域につきましては生活交流ゾーンとして、主に市街地としての整備や住環境の向上、商工業の振興を目指した市街化形成を図る地域として位置づけします。立田・八開地区の西部地域におきましては、環境保全、共生ゾーンとして、優良農地の保全と活用を中心に、自然的環境と生活が共生していく地域として位置づけをしていくということでございまして、よろしくお願ひいたします。

**○8番（田中秀彦君）**

先日、海部事務所の建築課へ県の指針がどうかということ聞きに行った折に、皆様方の手

元に配付させていただきましたが、このたび愛知県下の都市計画区域を再編するというところで、大きく6地区に集約されたということをお聞きしましたが、今までは海部津島地区というくくりでございましたが、再編後は尾張中部都市計画区域に入り、大都市名古屋を中心に県下最大の人口314万人と、あるいは20市町村で県内最大の都市計画区域に指定される予定であるとのことではありますが、このような区分けのされた折には、愛西市にどのような影響があるのか、お聞きをいたしたいと思います。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

議員から御質問のありました件につきましては、まだ愛知県の方としても案の段階でございます。私ども愛西市につきましても、まだ都市計画のマスタープラン作成そのものも終了しておりませんし、先ほど申し上げましたように、議員の御質問の件につきまして、愛知県もそれを決定づけたわけではございませんので、それについての影響がどうだということについては、今現在としては御答弁を御遠慮させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

#### ○8番（田中秀彦君）

確かに県の主査は、県のマスタープランの指針は3月末日ぐらいまでに決定をし、明示したいというお話でございました。ですから、現在は案ということであろうと思っておりますが、しからば愛西市のマスタープラン作成に当たり、現在の愛西市の置かれた立場の状況その他を考えた場合に、愛知県は製造業、また工業生産高が日本一というところで、製造業が非常に多いと。また工場立地の余地が非常に少ないということをお聞きしております。また不足ぎみであるということも聞いております。

今回マスタープラン作成に当たっては、旧佐屋・佐織地区において準工地域の指定、それから市街化区域と調整区域と隣接したような、市街化に適したような地域の調整区域の市街化指定をしていただきたいなあと、作成をお願いしたいなと思っておりますし、一方、八開・立田地区は、先ほど部長も述べられましたように、優良農地の保全地域というような位置づけであろうかと思っておりますが、昨今、中国産の農産物の輸入における農薬の問題等で中国産の農産物の輸入が激減しておると。それに伴う国内の農産物の自給率を高めようというような施策、あるいは声が声高に言われておりますが、いずれこれは国・県でそのような方針があると思っておりますが、今後、八開・立田地区は大都市名古屋の農産物の生産基地としての役割と、あるいはまたそこでとれた農産物の地産地消としての農産物の加工場の立地を目指すべきではないかなと思っておりますから、そのような考えをぜひともマスタープランの中においては意見を述べていただきたいと思っておりますが、どうでございますか。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

大変貴重な御意見ありがとうございました。先ほども申し上げましたように、19年度、20年度、2年かけてこの計画策定に当たりますので、議員の今おっしゃっていただいたような御意見も何らかの形でその中に策定できないかと、そういったような取り組みをしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。



### ○8番（田中秀彦君）

県の担当主査は、各市町村が独自のマスタープランを作成し、県の指針との整合性、その他打ち合わせを21年度に行うと言っておりましたが、各市のプラン構想は独自に立て、主張してほしいと。また、どしどし意見は意見として県の方へ進達してほしいということをはっきりと言っておりました。ですから、愛西市としての要望は強力に主張していただきたいということをおもうわけでございます。マスタープランの件につきましては、これで終わります。

次に小項目3点目の、市民に希望と勇気と呼ぶ施策を。

これは過去に2度ばかり、私、関連質問をしたことがございますが、今予算の中に市民全体が一体となるイベント、祭りと申しますか、その予算がないのが大変残念でございます。しかしながら、今の愛西市の斎場問題とか、いろんな問題の状況から考えたら、これもやむを得ないのかなあと思うわけですが、地域づくり振興基金、約20億基金が蓄えられているが、いつごろどのような計画を持っているのか、お尋ねをいたしたいと思います。

### ○企画部長（石原 光君）

それでは、地域づくり振興基金の関係についてお答えをさせていただきます。

この基金の関係につきましては、御承知のとおり合併特例債を財源といたしまして、まちづくりの事業にその基金の利息を充当していくというものでございます。

それで、議員から御指摘がございました基金につきましては、19年度末で20億円積み立てをする予定であります。そしてこの基金の活用につきましては、これも条例で御説明をしておりますように、愛西市における市民の連帯の強化、あるいは一体感の醸成、または各地域の振興に要する経費について充当する財源でございます。

それで、現在私ども市の考え方につきましては、当面この基金から生じた利息を、文化祭、納涼祭り、健康祭りなどの市民の皆さんがそれぞれ参加されますイベントの事業の財源の一部として当面活用していきたいという考えであります。以上でございます。

### ○8番（田中秀彦君）

そうしますと、当面は利息その他で、夏祭りとか、そんなようなイベントに助成をしておく。それで本体はまだ計画はないということと解釈するわけですが、市の観光協会の立ち上げとか、そんなような計画はないわけですか、お尋ねをしたいと思います。

### ○企画部長（石原 光君）

先ほど観光協会という御質問をいただきましたけれども、この融和策の関係につきましては、昨年も議員の方から観光協会も含めて御質問をいただいた経緯がございますけれども、私ども市としても、議員がおっしゃるような一大イベント、市民が一体となる融和策を図れば、これは一番いいことです。理想です。そういった中で、当然そういったイベント的なものを実施しようと思うと、先ほど議員がおっしゃった観光協会というものも一つの課題であるというふうに思っておりますけれども、いずれにしても、観光協会も含めた融和策の関係につきましては、やはり皆さん方から一つ一つ御意見をいただいて検討すべき問題であるというふうにとらえております。

○8番（田中秀彦君）

それでは、次の愛西市の地域間格差の是正についてに移らせていただきます。

八開・立田地区の目線に立った行政運営をとということでございますが、4町村が合併し、はや4年近く経過いたしました。対等合併により分庁方式で行政運営を行っているが、分庁方式の弊害が見え、今年度、庁舎等検討委員会を立ち上げ、検討するとのことでございます。またその予算化もされております。合併した4町村には、それぞれの行政運営の違いなどで諸問題が発生し、いまだに未解決、また引きずっておる面があると思っておりますが、人口も少なく、声が小さい八開・立田地区住民の目線に立った行政運営が少し置き去りにされているように思うが、その点どのような見解か、お聞きしたいと思っております。

○総務部長（中野正三君）

私も合併前の町村の中の一人の住民でございます。今、議員御指摘のように、確かに合併以後いろんな問題を私ども抱えて、それを愛西市は一つにしようという努力は今も続けておりますし、私自身、その垣根はあまり感じていない一人でございます。

ただ、例えば一つの例を申し上げれば、敬老会とか成人式というものの集約、そしてイベントの集約等があるかと思っておりますし、もちろん今議員がおっしゃったような、過去にそれぞれの地区地区でおやりになってきたものが、愛西市としての見直しに係る部分があるというところもあろうかと思っております。しかし、基本的には愛西市は一つであるということの中で、お互いがあるところを十分に市民の方に、私どもの説明責任もあろうかと思っておりますけど、市民の方に御理解をいただくべく、私どもは努めてまいりたいと思っております。

○8番（田中秀彦君）

今、総務部長さんの御答弁がございました。例を挙げれば、成人式、文化祭、敬老会、それから保健所の統合などが今回なされておるわけなんですけど、これも全員協議会の中で急にぽつと出されて、いつの間にか決定したというような経緯もありますし、説明があった経緯もございますが、いずれにしても、この八開・立田地域においても、八開地区では約5,000人、立田地区においては7,500人から8,000人近くの住民がおりますし、それぞれの思いがあるわけです。ですから、その思いも酌み入れた方法、考えでもって行政運営をやっていくべきではないのかと思うわけです。私、愛西市の市会議員としては理解できるわけですが、地域住民はそのような目でまだ見ておる傾向があります。地元へ帰ればそういう声も聞こえます。ですからその点を少し配慮いただき、そのような行政運営を心がけていただきたいと思います。いかがでございますか。

○市長（八木忠男君）

今、格差という言葉で御指摘いただきましたが、部長が申し上げましたように、すべての各事務事業を進めていく、あるいは一つになっていく中で大変つらいお願いをしていることも事実であります。それが合併した中で一つになっていく道のりだということ、過去のそれぞれの行政はあったわけでありましてけれども、そうした点を田中議員さんはよく理解しておっていただくということで、市民の方にもそうしたことが、格差というとらえ方ではなくて、

本当に一つの道のりを歩いていく過程であるという御理解をいただくべく、これからも市民・住民の皆さんに御理解のお願いもしながら進めていかざるを得ないということでもありますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

#### ○8番（田中秀彦君）

どうしても我々はこういう場へ来、あるいは行政の仕組み、問題点もわかりますが、各地域地域に帰れば、その声がなかなか届いていない、だから理解ができないという面があるわけですから、そういう点をひとつ総代さんなり、あるいはいろんな角度からきちっと説明をして統合していただきたいと思います。

次に最後の項目ですが、期日前投票の佐屋本庁1カ所への集約についてでございますが、これは事務方にお聞きいたしましたら、次回市長選より期日前投票が佐屋本庁1カ所で行うことが決定されたということでございますが、御存じのとおり愛西市は非常に南北に長く、本庁1カ所では、特に佐織・八開の住民にとっては、交通のアクセスその他からして、大変期日前投票が不便であるということが考えられると思います。どうしてこういうふうになったのかということ、一度御説明いただきたいと思います。

#### ○総務部長（中野正三君）

合併の中で、4庁舎をそれぞれ存続するといいますが、生かすという形の方策の一連の事務の考え方の中でやってまいりました。期日前投票所につきましては、私どもと同じような市であれば、当然一つでおやりになっておるわけでございます。期日前投票の考え方といえますのは、以前は不在者投票というやり方で、封筒に入れて投票缶に入れていただきましたが、今は期日前投票という考え方が変わってまいりました。基本的に、議員も御承知のように、当日御都合が悪くてという形でお受けをしているものでございます。ただし、お体が不自由とか、入院ということであれば、また別の不在者投票というやり方がございます。過去、私どもこの期日前投票をやってまいりました中で、広報にも出させていただきましたけど、2回ぐらい、数カ所に設けていることについての御批判がありました。職員を遊ばせておくのかという御批判でございます。そして選挙管理委員会の委員の方々が、この期日前投票所をいつも投票期間の中でお回りになります。そういう中で、有権者の方、そして期日前投票の立会人の多くの方から御批判を受けたと。本来の期日前投票の原点に早く戻すべきだという御意見があったということで、実は昨年春ぐらいからその話が選挙管理委員会の中で出ました。ただ、議員も発言がありますように、大きな問題になりますので、よく委員会で考えてくださいという中で議論がなされてまいりました。委員は4人みえます。4地区からそれぞれお一方ずつ出ておみえでございますが、4人ともこの問題については本来のやり方にすべきだという御意見になりました。投票所並びに期日前投票というのは、選挙管理委員会が指定することになっておりますので、そういう意見の中で、事前に議会の方々、そして市民の方々にこの問題をお話し申し上げて、御理解を得ておいてくださいと、事前周知を十分にしてくださいというお話がございました。委員長自身も、会合で求められれば、そのお願いをするべく出かけまいりますという言い方もしておるわけでございます。何度も申しますように、本来1カ所ですと、愛西市の選挙

人名簿を4カ所に分割するというようなやり方はミスが出るもとでございます。そのようなことは、今までなかったのでもいいようなものの、そういうことがありますので、私どもとしては1カ所、本来のやり方をお願いをしたいということでございます。

**○8番（田中秀彦君）**

総務部長のお話はわかりますが、何しろ愛西市は南北に非常に長い。それから、本来期日前の投票の趣旨としては、少しでも投票率を上げるという趣旨であり、経済性ばかり考えてはいけないのではないかと思います。ですから、本来2カ所ぐらいで、佐屋庁舎と佐織庁舎で1カ所ずつぐらいでやるべきではないかと思いますが、見直しという方向はされませんか、その点御意見を伺いたいと思います。

**○総務部長（中野正三君）**

今、田中議員が投票率を上げるというお話がありました。投票率を上げるという形の中でおやりになった国の施策の一つに、投票日当日の時間の延長ということがございます。これは議員御承知のように、昔はたしか午後6時だったと思いますが、今は8時に2時間延長になっております。それが私ども事務方としての考え方でございます。あくまで期日前投票というのは、私ども原則論を申し上げますけど、投票率を上げる、それも一つの考え方の中にあるかもしれないかもしれませんが、基本的には当日お見えにならない方の窓口を、私どもとしてはその時間を確保して、これも午前8時半から午後8時まで確保していると。だから、私どもとして法の趣旨に基づいたやり方をお願いをしてまいりたいというふうに考えております。

**○8番（田中秀彦君）**

部長は法の趣旨にのっとってと言われます。本来、利用者がやりやすいようにするのが行政の運営であると思いますから、見直し可能であれば、ぜひ2カ所で、何も4カ所で今までどおりやれとは申しませんが、2カ所ぐらいでやるべきではないかと思っておりますが、これは課題・宿題とさせていただきたい。一度1カ所でやって、不平不満が出ればまた戻すということもできるのではないかと思います。その点をお願いして、私の質問を終わります。

**○議長（佐藤 勇君）**

これにて8番議員の質問を終わります。

ここで10分ほど休憩をとらせていただきます。再開は10時05分からといたします。

午前9時51分 休憩

午前10時05分 再開

**○議長（佐藤 勇君）**

会議を再開させていただきます。

次に、通告順位11番の26番・宮本和子議員の質問を許します。

**○26番（宮本和子君）**

大項目で2点の問題で一般質問を行います。

1点目は、安全・安心な学校給食と食育について、2点目は、総合斎苑建設計画について一般質問を行います。

では、まず安全・安心な学校給食と食育について。

第1点目、最近の中国産冷凍ギョーザ食中毒事件を初め、昨年来の食品の産地・品質の偽装、添加物の表示違反、賞味期限の改ざんなど、食の安全・安心を大きく揺り動かす事態が頻発しています。輸入食品からの残留農薬の検出、消費者には見えないままでの遺伝子組み換え食品の横行、BSE牛肉の不安など、食の安全をめぐる問題が山積しています。

そこでお尋ねしますが、学校給食で加工された冷凍食品の利用状況と食材の産地調査はどのように行われていますか。

2点目、昨年からの原油の値上げによりガソリン・灯油の値上げ、トウモロコシ、大豆、小麦などの輸入穀物を原料とする食品が相次いで値上がりしております。学校給食にもその影響は余儀なくされると考えますが、給食費への影響も考えられますが、どのような見解をお持ちですか。

3点目、食育と地産地消に対する取り組みについてです。2004年学校教育法の改正で、学校で栄養教諭を配置することによって、子供たちに栄養指導をするだけでなく、大人も含めた食生活や考え方に及ぶ取り組みが繰り広げられようとしておりますが、愛西市での栄養職員の配置はされているのでしょうか。

また、2005年には食育基本法が制定され、「子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身につけていくためには食が重要である。健全な食生活を実践できる人間を育てることである」と書かれております。地域の特色を生かした学校給食などの実施、教育の一環として行われる農場などにおける実習、食品の調理、食品廃棄物の再利用など、さまざまな体験活動を通じて子供の食に関する理解の促進といった具体的な指摘をしておりますが、愛西市として食育に対する取り組みはどのように行われていますか。

4点目、老朽化した佐屋給食センターでの建てかえ計画については、20年度の予算ではPFI導入可能性調査委託料が399万円計上され議論されましたが、給食センター方式か、佐織地域で行われています自校方式かをまず検討すべきだと考えますが、そういった検討をされているのでしょうか。

では、大項目の総合斎苑建設計画について質問を行います。

1点目ですが、1月に愛西市総合斎苑基本計画ができましたが、西保団地の住民の方から1,162筆の署名を添えて愛西市火葬場計画の見直しを求める陳情書が提出されました。近くに火葬場ができるということで、毎日眠れない日々を過ごしています。当事者の人間にとって、告別式のできる施設があるというのは、毎日黒服の人を見るはめになるわけで、大反対です。家の玄関をあけたらすぐ目の前です。たまりません。住民に意見も聞かず計画、用地が決まってから住民に聞かされても遅い。近所では皆さん反対が多い。今なお建設に対する反対の声が寄せられております。最も影響を受ける西保団地住民に対してもっと真摯に対応し、地域住民の合意がないうちは計画を進めるべきではないと考えますが、見解をお聞かせください。

2点目、総合斎苑基本計画ができましたが、火葬場の都市計画手続、環境影響評価手続の中に住民の意見の反映をすることになっておりますが、今後の計画では住民の意見の反映は具体

的にどのような形で行われるのか、具体的な資料を開示し、特に総合斎苑に一番近い西保団地での住民説明を行うのか、お尋ねいたします。

3点目、セレモニーホールに対して近隣の式場の経費については3月5日の全員協議会で配付されましたが、設置した場合、しない場合の建設費、維持管理費などの比較、ニーズなどの調査を行い、公表すべきであると考えますが、見解をお聞かせください。

以下については自席にてお尋ねしますので、よろしくお願いたします。

#### ○教育部長（水谷洋治君）

それでは私の方から、冷凍食品の利用状況等について順次お答えをさせていただきます。

まず最初に、冷凍の加工食品の使用状況の関係でございますけれども、ことしの1月から3月にかけて52日間の給食を実施する予定で進めております。そのうち32品目が冷凍加工食品を使用いたしております。この中には鬼まんじゅうとか蒸パンのようなデザートも含まれておりますので、惣菜的なものといましては25品目ほどでございます。

また、安全性の確認についてのお尋ねでございますけれども、既に各報道でも報道がされておりますように、流通過程での取り扱い状況の資料といたしまして、細菌検査結果と、またアレルギー児童への対応のための成分表の提出を求めておりましたが、中国製ギョーザの一件からは、使用している材料の原産地の一覧表とか、また食材調達段階での試験成績表なども新たに提出をしてもらうようになりました。物資の選定をしていく段階におきましてこれらの資料も添付させていただきながら、選考の参考資料として御利用をいただいております。基本的なことではございますけれども、安全が確認できないものにおいては使用しない方向で進めてきておまして、今後もこのような考えのもとに行っていきたいと、このように考えております。

2点目の値上げ等の関係についてのお尋ねでございますけれども、議員が申されましたとおり、食材のほとんどが値上げされてきており、今の現状といたしましては、デザート類がつけにくくなっておるのが現状でございます。

給食費についてでございますけれども、昨年の10月に愛知県の学校給食センターの連絡協議会がそのような調査を行いました。その調査結果によりますと、小学校の給食の平均単価が215円81銭、中学校が245円79銭でございます。愛西市におきましては、小学校で230円、中学校が270円としておりますので、若干ではございますが、余裕があるように考えております。

また、このときの調査におきましては、給食費の値上げの意向も調査がされております。協議会に加盟をいたします52市町村のうちで19の市町が、値上げを検討したいなり、また検討中と答えております。県下ではこのような状況でございますけれども、我が愛西市におきましては、できる限り今の給食費で頑張っていこうと、そのような考えのもとに進めております。

次に、栄養職員とか食育の取り組みの関係でございますけれども、栄養教諭につきましては、学校栄養職員のうち、栄養教諭への任用がえを希望する職員を対象といたしまして、昨年の12月に特別選考試験が行われまして、本年1月に合格者の発表がございました。愛知県内におきましては、平成20年度、来年度からですけれども、栄養教諭におきましては63名、名古屋市

と豊田市を除いては各市町村に1名ずつ配置する予定と聞いております。教員の人事異動に關します内示が現時点では示されてございませんので、現在のところどこに配属されるかということは未定でございますけれども、愛西市にも1人は配置がされるというようなことを聞いております。

続きまして、食育の取り組み状況のことをごさいますけれども、学校給食課におきましては、国の食育推進計画に定めます、毎月19日を「食育の日」とする方針を受けまして、毎月19日前後に地元産の食材を使いました献立とか、また郷土料理を採用する献立を作成して、毎月発行の献立表で紹介をいたしております。

また、給食時間を利用いたしまして、栄養指導として学校栄養職員が給食時間に各学校に出向きまして、各学年ごとにテーマを決めて栄養指導をいたしております。あわせまして、毎月でございますけれども、指導用のリーフレットを、学校を經由いたしまして児童・生徒保護者にお配りをしております。

また、各学校が計画されます食育に関する事業、PTAさんとか家庭科の授業等の関係でございますが、この関係におきましても、時間の許す限り参加をいたしております。

また、海部地区の学校栄養職員で構成されております栄養士会、現職教育の一環ではございますけれども、これにおきましても毎年テーマが決められまして、各種の調査・研究が行われておるところでございます。

それから、給食センターの建てかえの関係でございますけれども、この関係につきましては、愛西市の行政改革の第1期推進計画、通称「集中改革プラン」に基づきまして、その中のプロジェクトチームでございます行政評価システム検討チームから平成19年9月25日に提案をいただきました。その内容といたしましては、佐屋センターと立田センターの統合、経費節減のために民間への管理委託とか、PFI手法の導入を検討するなどございました。これを受けまして、事業担当部局も、学校給食課でございますけれども、方向性を検討いたしまして、教育委員会にお諮りをし、提言に沿った内容でお認めをいただきました。その後、行政改革の本部会議で御承認をいただきましたので、20年度の当初予算にPFIの導入可能性調査の予算を計上させていただきました。今後どのような手法を用いて効率的に行うかというようなことを、1年をかけて調査をさせていただきたく考えております。

以上で給食関係を終わります。

#### ○市民生活・保健部長（八木富夫君）

それでは私の方からは、総合斎苑の建設についての御質問にお答えをさせていただきます。

まず第1点目の、西保団地の方から出ております陳情書に關係する部分での御質問でございますが、私ども掌握しておる範囲、経過を御説明させていただきます。

まず、現在、西保町寄之内に候補地として選定をいただきました。この経過につきましては、それぞれ議会で設置をいただいております議会の建設特別委員会、そして学識経験者の方が入っておられます検討委員会等々で御検討をいただきました結果を踏まえまして、平成19年2月15日に私どもの現在の副市長であります助役が地元の方へお願いに上がったのが最初でござ

ございます。それ以後、それぞれ西保団地さんの方につきましても、私どもの記録でいきますと、昨年3月18日に総会がございました。こうした場所へも市長が出向いておられます。その後4月15日におきましては臨時総会が持たれておりまして、またこの臨時総会の後で、私どもとの話し合い、市長・副市長それぞれ御出席をいただいておりますが、御説明会の場があったかと思えます。この説明会以後でございましたが、セレモニーホールの建設に対して、西保団地の自治会長さんより白紙撤回の申し入れ等がございました。これに対しましても、市といたしまして十分検討させていただきました結果を文書でもって回答させていただき、お願いをいたしておるところでございます。5月に入りましてそのような状況。そして6月に入りましても、それぞれ説明会といたしますか、話し合いを持たせていただいております。7月、8月におきましては、先進地への視察をお願いいたしましたところ、御出席をいただいております。そうしたことの時間を経過させていただき、年が明けまして2月からは、2月に2回、3月にもう既に2回、この3月16日、今度の日曜日でございますが、また総会等が開催されるようでございますので、その場へ市長・副市長、私ども出席をさせていただいて、御理解をいただくべく予定になっております。そうしたような状況の中で、今現在、地元さんの方をお願いをいたしておる状況でございます。

次に基本計画の開示、そして住民説明会の開催予定ということのお尋ねでございますが、この基本計画、御承知のように一般市民の方にも、パブリックコメントとあって、それぞれの皆様方のお立場から御意見をいただく内容でございますが、内容をいただきましたので、これからこの内容の要旨について分析といたしますか、どの部分に値する御意見かということをもとめた結果、それぞれの先ほど申し上げました委員会の方に御説明を申し上げ、今後の基本計画に反映をさせていきたいといったようなことを思っておりますし、またこの内容につきましては、ホームページで公表をさせていただく予定になっております。

次に3点目のセレモニーホールの経費、また建設関係、維持管理等々の比較検討ということでございますが、現在、経費等につきましては基本計画書の中で概略述べさせていただいておりますので、この基本計画をごらんいただきますと、それぞれ今の現段階では、この基本計画書の47ページのところで概算の維持管理費等を算定いたしております。ここの中でそれぞれ人件費、公債費、燃料費、火葬炉等の維持管理費、建物の維持管理費、今後出てまいります火葬炉の関係の補修費等を見込みまして、現段階では、こうしたものについては5,000万円ほどかかるであろうという計画を出させていただいております。そして全体予算も基本計画の中でお示しをさせていただいておりますが、セレモニーホールだけをにとってどのくらいかというお尋ねではあります。現段階では概算予算に対して1,000平米何がしの面積案分でしか算定をすることが不可能かと思っておりますので、平米当たり40万の単価で積算をいたしますと4億8,000万何がしになるかと思っておりますが、この金額においては、当然火葬部門、式場部門、待合部門と、それぞれ中に入っております。火葬部門でいえば炉が入っておりますので、割合的には火葬部門が一番値段が高くなるはずでございますので、セレモニーホールの部分については、面積案分といたしましても、これの7割、8割で済むのではないかなあと私どもは思っ



ておりますが、こうした細部にわたっての金額につきましては、今後お願いをいたします基本設計の中で詳細に出していきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

#### ○26番（宮本和子君）

じゃあ大項目の第1点の方から再質問をさせていただきます。

安全・安心な学校給食ということで、今回の食品の偽装、中毒事件で、父母の皆さんも含め、安全・安心な学校給食を行ってほしいという願いは一つではないかと思えます。安全・安心な給食を行うには、地元でとれたものを地元で消費する地産地消の食材が給食に出されること、地産地消の給食が求められております。愛西市の主要な産業は農業であり、農協との連携、そして地元でとれた野菜・米などを給食に取り入れることによって、農家の人たちは子供たちにおいしい野菜、米などをつくって食べてもらいたいということで、安心・安全な食材の提供を農家の方にしてもらえることになります。今各地でこうした地産地消の学校給食を進める自治体もふえておりますが、愛西市の学校給食も安全・安心な学校給食にするための地産地消の食材を積極的に取り入れていただきたいと考えますが、その点の見解をお聞かせ願いたいと思えます。

#### ○教育部長（水谷洋治君）

学校給食におきます地産地消の関係でございますけれど、まず主食でございます米飯の関係でございますけど、これにおきましては、JAあいち海部の「あいちのかおりSBL」というのを指定して供給していただいております。

次に学校給食会におきまして、開発物資でございます、立田のレンコンを使用いたしましたレンコンのサンドフライとかレンコンのハンバーグ、また碧南市とか田原市のキャベツを利用いたしましたキャベツ入りのミンチカツなどの商品化がされておきまして、愛西市におきましても積極的に使わせていただいております。以上です。

#### ○26番（宮本和子君）

先ほど給食費の方は値上げをしなくても何とかかなりそうだとということで、家計の厳しいお母さん方は大変助かるということですが、やはりその分、給食の内容が低下しないようにぜひ心がけていただきたいと思えます。

先ほども献立の中では2日間で32品目の冷凍食品ということでありましたけれども、1月の献立の中では、17日のうち12日間、2月の給食の献立の中では20日のうち9日間冷凍食品が使用されておきまして、食材では冷凍食品の使われていない日がほとんどないということで、給食の献立を見せていただきましたが、つくづく冷凍食品が多くなったなあ。私どもの子供たちの時代や、私たちの時代に比べると随分多くなったなあという感想を持つわけでございますが、手軽に調理ができるという点では、学校給食センターでつくらなきゃいけないからこういうことになるというふうには私は思いますが、やはり子供たちの目で見える農家で、目の前で野菜が育っていく、そういった野菜や、また手づくりの、ギョーザにしてもハンバーグにしても、何でもやっぱり手づくり、そういった給食というのは、本当に目の前でつくられることが手づくりのよさでありますし、お母さん方にとっても安心・安全な学校給食というふうを感じ

るわけでございます。今、そういった意味では、冷凍食品に使われている資料を、もう使われなくなったということでもいただいたんですが、随分な資料なんですね。検査結果、本当に1ヵ月で給食の献立や食材の検査や何かで皆さん父兄の方でやられるんですが、除外になったのはこんな感じであるんです。それはもったいないからと裏を使って何かやってみるとは栄養士さんも言ってみえましたが、私も要らないからということでもいただきましたけど、本当にすごい検査なんですよ。やっぱりそうしないと給食に出せないというのが現実で、冷凍食品というのは、食材でも添加物の問題や調味料の問題もあるんですね。本当にそういう点では、そこまでチェックしますと膨大な資料が要るので、そんな手間隙をかける時間があったならば、地元の地産地消の野菜や、そして安心・安全な手づくりの給食をお子さん方に食べさせること、このことが私は第1の安心な給食を提供する学校給食の役割ではないかと思いますが、その点はいかがでしょう。

#### ○教育部長（水谷洋治君）

今、宮本議員が申されたように、例えば野菜をつくった人の顔、また給食で調理した人の顔がわかって給食をいただければ、そんなうれしいことはございません。ただ、そこの中におきまして、学校給食というのは大量につくる関係もございます。また、地元産の野菜というようなことになると、産地が変わることによりまして、需要と供給の関係も出てまいります。例えば愛西市の野菜に限定することになれば、流通経路の関係でも難しい面もございます。そうかといって、大量にこなしますので、そういうようなことを考えた場合には、やはり地元産だけでは対応しきれないところもございますので、そういうようなことも含めまして御理解をいただきたいと存じます。すこぶるできるものにおいてはそのような方向で進めてまいります。よろしくお願いします。

#### ○26番（宮本和子君）

私も本当に部長が言われたとおりだと思うんですね。それは愛西市の学校給食のあり方の問題点でもあると思うんです。大規模で、センター方式で、特に佐屋地域は3,100食というセンター方式で行われて、今は合併してから同一献立、一括購入で同じ食材を大量に仕入れなければならない、ここに大きな問題点があると思うんです。ここを解消されなければ、今は本当に地産地消、そして子供たちに安心・安全な給食を提供するというのはとても無理な話だと思うんですね。

先ほども佐織地区は自校方式で、小・中5校で300から500食の給食を行っておられますし、八開給食センターは中学校が一つと小学校二つということで500食、立田給食センターでは850、二つの小学校と分校がありますが、中学校が一つということで850食、佐屋給食センターだけが3,100食。佐屋給食センター、立田給食センターを合わせて、今度は4,000食の規模の給食センターをPFI方式で民間に丸投げして建設しようといった導入調査の予算化をされておりますが、市内で学校給食のあり方が本当にそういう点では問われる問題であります。そして、調理師さんの顔が見られる、給食のにおいがする自校方式で進められ、学校給食で4,000食もの給食が作られて運ばれてくるのでは、同じ給食の内容でも給食の子供たちの楽しみが

違ってきます。今後、学校給食のあり方について、佐織中学校もまだ合併してから新築を行われて、開設のときには給食をいただきましたが、ランチルーム方式で、給食をつくったなべから直接調理員さんが生徒さんに渡して、楽しい雰囲気の中で食事ができるというのは本当にうらやましいなあということをつくづく感じたわけです。そういう点では、愛西市としてどういう方式にするのか。それじゃあ佐織は自校方式だからそのままにする。佐屋はもともと給食センターだったから立田とくっつけちゃって民間に丸投げする、これでは住民の不公平・不公正な立場から考えますと矛盾が大きくなりますので、そういう点、根本的な問題から今度の学校給食のあり方をぜひこの機会に考えていただきたいと思いますが、その点はいかがでしょうか。

#### ○教育部長（水谷洋治君）

今、議員が申されましたことにおきましては、私ども行革のプロジェクトの方から投げかけをいただきまして、それなりに私どもといたしましては、その方式におきまして担当部署で検討を重ねさせていただきました。それで、今一番言われました調理方式の違いの関係におきまして、メリット・デメリット的なものを10項目に分けて検討を重ねたわけでございます。その中におきまして、今、議員が申されましたように、自校方式であればつくられてすぐの非常に温かいものがいただける。また、センターでやりますと、どうしても配送時間とかそういうような関係もございませぬけれども、私どものこのようになった経緯といたしましては、愛西市の財政状況、並びに単独調理方式が持つ教育的な有用性は十分理解できますけれども、経済的な面におきましてすぐれますセンター方式というようなことで結びつけたわけでございますが、ただ、先ほども申されました、導入可能性調査の予算はお願いをいたしておりますけれども、これですべて進んでいくというものではございません。私どもは整備を図る上での手法の一つとして今回御提案をさせていただきたく、また先ほども述べましたように、検討の資料として十分今後検討して、最終的には結論を出していきたいと、このような考えでおりますので、よろしく願いいたします。

#### ○26番（宮本和子君）

考える手法の一つにしては、400万円という投資をすることは大変なことだなあと。私は、そういうお金を使うんなら、もっと市民の皆さんに意見を聞きながら、アンケートをとるとか、お母さん方の声を聞くという形でお金を使っただけならばすごくいいかなあと思うんで、そんな400万円ものお金はすごく無駄なことではないかと思うんです。

新潟県の五泉市では、センター方式から自校方式への切りかえを目指して給食室の建設が進められております。地産地消による農業振興と学校給食の安全・安心、新鮮な給食の提供ということで庁内検討委員会を設け、センター方式と自校方式の長所・短所、また財政的負担の違いなどを検討し、安全・安心、地産地消による食育を進めることには自校方式がすぐれている、安上がりかどうかだけで判断できないという結論に達したということです。そこまで結論を出す上では、五泉市の市長の決断が大変大きな支えだということでしたが、愛西市として学校給食をセンター方式にするのか自校方式にするのかが問われる問題で、片や自校方式で、

片や4,000食のセンター方式では、先ほども申しましたように、同じ学校給食を食べている子供たちにとって不公平でもあります。私は、佐織地域が進めてきた自校方式に切りかえるチャンスだというふうに考えますが、その見解。今まで佐織地域の町長としても、また愛西市の市長としても、そういった意味で佐織地区の自校方式のよさは十分わかっていると思いますが、市長の見解をお聞かせ願いたいと思います。

#### ○市長（八木忠男君）

宮本議員の質問にお答えをいたします。

給食センターの関係であります。先ほど部長が答弁を申しあげました考え方で進めたいと思っているわけでありましたが、佐織時代のという御指摘でありますし、そうした内容の中でも、給食の配置については民間委託とか、いろんな考え方を持っていてこれも進めてきているわけでありまして、先ほど田中議員さんの質問の中でも申しあげました、合併を選んできたそれぞれの行政があったわけでありまして。そうした流れの中で、今私どもが選択肢として、先ほど部長が申しあげました行財政改革推進委員会などなど、いろんな協議をしていただきながら選んでこうした考え方をお示ししているわけでありまして。よりよいセンターを建設すべくという考え方の中でPFI方式などの選定もお願いをしているわけですので、御理解をいただきたく思います。

#### ○26番（宮本和子君）

私は、大型のそういった給食センターを民間主導で建設するのではなく、小・中学校の父母の皆さんの要望を聞きなり、またアンケートをとるなり、もっと市民とともにこの問題を考える必要があると思うんです。学校給食を考えるシンポジウムとか、小浜市にも以前に視察を文教福祉委員会ですせていただきましたが、あそこでも本当にすばらしい食育のための市民全体で取り組んでいるから、農業と漁業と、その地域のよさを市民と一緒につくっていつている、すばらしいなあということをすごく感じましたが、やはりPTAの父母の皆さんが参加できる学校給食検討委員会など、ぜひ市民の意見を聞いて進めることが必要だと考えますが、見解をお聞かせください。

#### ○教育部長（水谷洋治君）

今議員が申されますように、愛情はお金で買えません。愛情とお金とは違うと思いますけれども、今言ってみえますようなことで、私ども民間手法とか、いろんな関係もあるわけですが、一つの単独校での給食と、またセンターでの関係ということになりますと、人員の関係、また人件費等も当然大きいのしかかってまいります。そういうようなことから踏まえまして、あくまでお金と愛情との関係かと思っておりますけれども、経済性を考えれば、どうしてもこのような方向づけをしなければならないというようなことで御理解を賜りたいと存じます。

#### ○26番（宮本和子君）

私は、将来を担う子供たちを健康に育てることが今の愛西市における一番大きな問題で、それは一番市長さんが御存じの話で、子育てに対するいろんな施策も積極的に行っていただいております。やっぱりそれは子育ての一つで、給食センターも一環として考えていただきたい。

今度児童館でも、全市で2年後には児童館が各小学校区の一つですよ。こんな町も本当に少ないとは思いますが、そういう子供に対する手厚い心をやはり学校給食にもぜひ向けていただいて、財政当局も大変な財政の中で、ぜひこの問題、どういう子供たちを育てるのか、今愛情はお金で買えませんということですが、本当に私も買えないと思いますので、そういうことも含めて検討をぜひお願いいたします。

では、斎場の問題について、今度は再質問をさせていただきます。

3月5日の市議会の全員協議会で、愛西市総合斎苑計画に関して主たる斎場・斎苑の一覧が提出されました。これは日本共産党永井千年議員から、前回の全員協議会で近隣施設と詳細に比較できる資料の提出を要求したのですが、愛西市と同規模の管内人口6万から7万人の規模の施設では、火葬炉数は3から4基で、市の計画4基、増設用ということでもう1基ということではありますが、十分余裕があります。式場二つを持つ施設に比べてみますと、いずれも火葬炉4基以上、敷地面積はそういった意味ではかなり大きくとられておりまして、特に駐車場台数が200台というのはどこの施設にもありません。傍聴の方にも少し資料をお渡ししてきましたので、ちょっと見ていただくといいですが、駐車台数では、一番多いところでも169台で、関市の総合斎苑わかくさになっておりますので、そういう点では、人口比からも随分駐車場の台数が多いということが課題となっております。特に基本設計の火葬炉の基数の計算式を見ましても、最大の利用数に見積もっても、必要炉数は2.8基となっており、3基あれば十分で、将来的に考えて余分に一つ炉を設けるといっても、4基あれば十分であることがわかります。それを5基までつくれるように設計することは無駄と考えますが、見解をお聞かせ願いたいと思います。

#### ○市民生活・保健部長（八木富夫君）

炉の基数の御質問でございますが、この炉の基数の設定と申しますか、決めた経緯につきましては、当然今回の計画期間、供用開始時点を23年といたしておりますが、20年間という計画のもとで4基を設定させていただいておりますので、将来にわたり基本計画の中でも死亡者の推移を掲載させていただいております。それに基づきまして4基を設定いたしておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

#### ○26番（宮本和子君）

5基は必要ないと私は考えますので、その点では5基まで最初からつくる必要はないと考えます。

それから、2万平米を超える用地ありきでこの計画は進められております。地元の要望ということで周辺道路を整備し、用地が決まってから住民に聞いても遅いという声もありますが、周辺住民に有無を言わせない強引なやり方に今怒りが爆発しているのではないのでしょうか。こうした広過ぎる用地に合わせるように必要でない火葬炉を余分につくる。そして駐車場も必要のない台数でまとめ、セレモニーホールをつくり、これでは総合斎苑が無駄な施設と言われても仕方がないのではないのでしょうか、見解をお聞かせください。

#### ○市民生活・保健部長（八木富夫君）

用地の大きさにつきましては、それぞれお考えがあらうかと思いますが、近年車社会でございますので、当然来場いただきます方はそれぞれ自家用車等でお見えになる方も多々あると考えておりますので、計画の中でも駐車台数200台を用意させていただきました。皆様方に利用しやすい、安心して利用いただける施設にしたいというふうに考えております。

#### ○26番（宮本和子君）

セレモニーホールの問題もいろいろ言われておりますが、式場がない場合ですと、先ほどの資料の中で見ますと、近江八幡市が人口的にもよく似た感じで、さざなみ浄苑というのが平成17年度に建設をされておまして、そのときには10億5,500万という建設費でございます。愛西市の場合の総合斎苑の概算工事費が19億円、用地が4億1,000万円、周辺道路で1億以上、そしてもろもろの諸費用も入れますと、大体27億2,900万円ぐらいかかるのではないかと思います。それにこの地方はゼロメートル地帯で、用地の造成のかさ上げをしなければならないということで、佐屋町時代の親水公園のときでも1メートルほどかさ上げをして、その分の造成費がたくさん要ったということもありますので、そういう点では今後も建設費はかさむと思われる。先ほどからも財政が厳しいからということでは、行政改革集中プランでどんどん進めていくと言いながらも、こんな余裕のある総合斎苑をつくる必要があるのか。セレモニーホールが本当に必要なのか、必要でないのか、もっと私は議論されなければならないと考えますが、その点はいかがでしょうか。

#### ○市民生活・保健部長（八木富夫君）

ただいまの敷地造成等のお尋ねでございますが、議員おっしゃっていただきますように、海部津島地方と言っているかと思いますが、大変地盤の軟弱なところでございます。この地方でも、お聞きしますと、くいは48メートルほど打たないと支持をする地盤に届かないといったこともお聞きをいたしておりますので、当然造成工事、また建築に際しましては、今申し上げたくい等を使用しなければいけないというふうにも思っております。そうした中で、概算予算を入れて、私どもとしましては、この金額の範囲内で今後基本設計、実施設計を進めていきたいと考えておりますし、当然いろいろな経費がかかりますが、用地全体を見てどうだというお話かと思いますが、当然周りの環境に私ども十分配慮いたすつもりでおりますので、今イメージ図等でごらんをいただくように、周辺を緑植といいますか、緑を多く使った敷地計画を考えております。

#### ○26番（宮本和子君）

周りを囲むからいいじゃないかということではないと思うんですよね。私どもに寄せられたアンケートでは、先ほども申しましたように、毎日喪服を着て行き来する方が団地の周りなり周辺に通られるわけですから、目の前をそういう方たちが通っていくという、本当に自然豊かな西保に名古屋から引っ越しして来て、空気もいいし、水もきれい、浄化槽なんかもきちっと整備をされて、本当にいいところに来たと思って引っ越しをされて来て、目の前にこういった施設ができる。そしてすぐ向かいのアオキスーパーの予定地も、斎場の話が出るなんて知らなかったということで撤退をされる。食品を扱うところでは、とても工場を建てることはできな

いというようなことで撤退をする。そうしてみれば、本当に毎日そこに住まわれて、そういう情景を目にされる住民の方たちの気持ちを皆さん本当にお考えでしょうか。

部長は、真野議員の質問の中で、基本計画に対するパブリックコメント、25名の方の意見があったそうですが、今までそういったこともありましたが、ほとんど意見がないというのが今までの常識でしたが、今回は25名の方があるということで、この意見についてはきちっと参考にさせていただきたいという部長のお話でしたが、式場については私どものアンケートでも市民の中には賛否両論があり、その是非や規模についても、市民の利用やニーズを踏まえて議論し決めることが必要ではないかと考えます。過大な火葬炉数、敷地面積や駐車台数を含め、しっかりとした調査を踏まえて、今ここで踏みとどまって、そして無駄な箱物をつくったと言われないように見直す勇気が必要だと思うんですよ。それとやっぱり住民の声を聞く。今回のこの問題で一番大きな問題は、住民の声を無視してきて強引な形でつくられた、そういったところに大きな問題があって、そこに問題があると感じない当局に問題があると思うんですね。ですから、やっぱりそういう点では、本当に西保団地の住民の同意を得るまでは建設をするべきではない。ここできちっと皆さんの声を聞いて、踏みとどまって、基本計画のやり直し、工事の凍結をぜひ考えていただきたいと思いますし、市長の見解をお聞かせ願いたいと思います。

#### ○市長（八木忠男君）

お答えをいたします。

先ほど来、部長の方からそれぞれ答弁をさせていただきました。そして前の方の答弁の中でも申し上げてきております。この斎苑計画につきましては、地元西保町の区会の皆さん方へ出向いてお願いをし始めてから、それぞれ幾度となく西保団地さんにもお願いに上がり、御説明をしてきているわけでございまして、西保町の総代さんから、西保団地の自治会さんからの陳情書ということでいただいている内容について、ちょっとその陳情書の内容を話させていただきます。

9項目にわたっておりまして、愛西市総合斎苑セレモニーホール建設に際し、セレモニーホールの建設は不要、火葬場のみとすること。それから固定資産税、市民税の減税、それから宮型霊柩車の使用禁止、案内板の禁止、団地内に大気汚染等の監視装置を設置すること。データを開示し、書面にて約束事を記す。それから団地北側に常緑樹及び公園、公共の施設を。また墓地その他の迷惑施設の建設の禁止、西保団地から斎場建設検討委員会に委員を参加させること。災害時における地域住民の防災避難所の建設を早急に願います。こんな内容で9項目陳情書をいただいているわけで、この内容につきましても、私どもの回答として、15日、16日とそれぞれ区会の方へ、そして西保団地さんの方へも説明にお邪魔をさせていただきます。これからもこうした内容につきましてもいろんな御意見を承りながら進めてまいりたいと思っております。ところでございまして、今、中止をしてという御意見でありますけれども、宮本議員さんの御意見としては真摯に受けとめておきますけれども、私ども市としましては、今のこの計画の中で進めてまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

#### ○議長（佐藤 勇君）

これで26番議員の質問を終わります。

ここで10分間ほど休憩をとります。再開は11時15分といたします。お願いいたします。

午前11時02分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（佐藤 勇君）

再開させていただきます。

次に、通告順位12番、21番の永井千年議員の質問を許します。

○21番（永井千年君）

それでは質問をいたします。

きょうは、立田保健センターの保健事業をもとに戻し、本来の保健センターとして活用をと  
いう問題と、もう一つは補助金の見直し、不正使用について、二つの問題で質問をいたしま  
す。

立田、八開の保健センターで行ってきました母子保健事業は、合併しても今までどおり続け  
ますからという約束をほごにして、子供の数が少なく、効率が悪いという理由で、すぐに乳幼  
児健診を佐屋、佐織の保健センターに統合をしてしまいました。当時も遠くなって大変困って  
いる、多くの人で込み合い、ゆっくりできず、大変不便になったなどの御意見が、私たちが行  
っているアンケートや電話などでもたくさん寄せられています。今また昨日、日永議員に保健  
部長が答弁されましたように、アンケートや市民の意見は聞かず、市の行革方針に基づいて佐  
屋、佐織の2ヵ所へ集約をするという形で強行してしまいました。既に20年度の母子保健事業  
の日程表が配布されていますから、今度もそのことを知った方から強い不満の声が既に寄せら  
れています。そこで、この問題で7点ほど質問をいたします。

今、市の内部で125ある市の施設の適正配置、統合・廃止、用途変更などが検討されていま  
す。どのような経緯で二つの保健センターへの業務の集約だけが今度も先行して決定されたの  
か、御説明をいただきたいと思います。

二つ目に、立田、八開保健センターは、今度廃止される事業の参加者だけでも、立田が延べ  
430人、八開が延べ107人見えるわけでありますが、これは19年度ですね。それ以外にも相談者  
がたくさん訪れています。利用者の数は、17年度、18年度、19年度とどのように変化をしてき  
たのか。利用者から廃止をやめてほしいの強い声があります。なぜ利用者・市民の声を聞か  
ずに強行したのか、改めて市民の広範な声を聞く用意はあるのかどうか、御答弁をいただ  
きたいと思います。

全協で配付されました組織・機構見直しの考え方では、保健師の有効・効率的な活用を図  
るとか、立田、八開の保健センターは事業に応じて保健師を投入するとか説明しています。大  
体が生身の人間を活用とか投入とか表現するのは、そこに文書を起案した人の考え方を強く感  
じてしまいますが、有効・効率的な活用とは、具体的にどのようにすることなのか。また、昨  
日の日永議員への答弁では、利便性を考慮して保健指導を進める、本来の保健師業務がも  
っとできるようになるなどと答弁をされています。一体それは具体的にどういうことなのか、市民の



利便性、サービスの向上となるのか、しっかりと説明をいただきたいと思います。

4点目には、20年度の保健事業の予算についてお尋ねをいたします。

4保健センターの施設管理費の20年度予算は、19年度と比べてどのように変化をしたのか、御説明ください。

5点目です。立田の保健センターでは障害者の就労生活支援事業が行われるそうでありますが、立田、八開保健センターの今後の管理運営はどのように行われるのか、説明ください。

最後に、自治体本来の仕事であります市民の命と健康を守る拠点施設である保健センターから、行革・合理化を進める考え方は絶対に容認できません。立田、八開保健センターは廃止せず、職員体制を充実して、本来の保健センターとして積極的に活用すべきだと強く思います。今後、市民の意見もよく聞いて、再検討する可能性はあるのかどうか、市長に答弁を求めたいと思います。

二つ目の補助金の問題です。

18年度決算では、104件7億9,548万4,000円ある市の各種補助金の見直しはどこまで行われているのかについて、2点ほど質問をいたします。

昨日の村上議員への答弁で、補助金の見直しは、一律的な団体補助から、事業費補助に転換を図っていくこと、そのため要綱の見直しを進めていること、20年度は10件の補助金について791万2,000円縮減を図ったことなどが答弁されています。今プロジェクトチームで、継続するもの、見直すもの、廃止するものなどを精査したとのことでありますが、検討のやり方、見直しの基準について説明ください。そして継続するもの、見直すもの、廃止するもの、それぞれ幾つの補助金があるのか、その代表的なものについて説明ください。

二つ目は、補助金の見直しに当たっては、補助金の目的に照らして、事業の振興、活動の活発化にどのように寄与しているのか、目的そのものの必要性、育成していく事業や活動かどうかなど、総合的で慎重な検討が求められると思います。そのためには、当該団体の代表だけではなくて、市民の声をもっと幅広くつかんでいく必要があります。市民の声をどのように聞いているのか。また、当然削減ありきではなくて、活発な活動を行っているがゆえに活動資金が困難なところ、今後の活動の発展が期待される場所などは、むしろ増額もしていく必要があります。今後どのように検討を進めていくのかお答えください。

続いて、補助金の不正使用の具体例について質問いたします。

これは昨日も村上議員から出された問題であります。塩田の第二営農組合は、19年3月9日に20名で設立をされて、設立後直ちに24万円の補助金が交付され、そして3月の末には、その使い道として、「会議費24万円」という1行だけの実績報告が出されています。その後どういふわけか、総会が行われた後では、改めて総会費など10万2,945円、除草剤、チップ槽など13万2,160円、印鑑、コピーなど4,895円と、前回と違う報告が出されています。補助金の使い道についてどのような指導を行ったのか。なぜ一人ひとりの方に2,000円配付されることになったのか。領収書の提示を求めて実際何に使ったのかチェックをしたのか。設立時に活動計画書が提出をされていますが、農作業受託調整活動計画は一体どんな内容だったのか、活動の実

態はあったのか、きちんと検証されなければなりません。担当課として、経過をもう一度丁寧にきちんと説明していただきたいと思います。

集落営農組合設立に伴う補助金交付要綱によりますと、この補助金は、言うまでもなく農業経営の改善及び地域農業の振興を図ることを目的としている。交付要綱第9条の決定の取り消し及び補助金の返還で、規則及び補助金の決定に付した条件に違反したときは、全部または一部の返還を命ずることができるとなっています。この解釈を説明していただきたいと思いません。

昨日の村上議員への答弁では、4万円の返還を求めることが明らかにされましたが、私は、このケースはどう考えても補助金の悪質な不正使用の事例であると思います。一部返還ではなくて、決定を取り消し、全面返還とすべきであるというふうに思います。どのような考えか、質問をいたします。

それから、農業管理センターの補助金に絡んで、六つ以上の営農組合が必要ということで、どのような結成指導が行われたのかもお尋ねしたいと思います。この塩田の組合に学んでかどうか、給父が19年11月5日、西赤目と東赤目が12月15日と、昨年三つの営農組合が結成されました。20年度予算でその補助金が計上されていますが、それぞれ活動計画でどのような集団営農の計画が報告をされているのか、そして今後どのように指導をしていくのか御答弁ください。

以上、大きく二つの問題について質問いたしました。よろしく願いいたします。

#### ○市長（八木忠男君）

まず、私から御答弁を永井議員に申し上げます。

保健センターの進め方について、今お願いをしている考え方で進めてまいりたいと思っております。そして命の大切さは十二分に心しておるつもりでありますし、命を無にしていることは決してございません。二十数年前ある場所で、「ともに生き、ともに目覚めん尊い命」という言葉をお聞きした折から、常々自分の心の中、あるいは頭の中にはそうした考え方を持っていて、この市政にも携わらせていただいているつもりでありますので、どうぞよろしく願いいたします。

#### ○市民生活・保健部長（八木富夫君）

それでは私の方から、立田保健センター、八開保健センターの保健事業の関係の御説明をさせていただきます。

現在、4保健センターと佐織庁舎内にございます健康推進課の5ヵ所の分散配置になっております。御承知のとおりでございます。保健師がこの事業のある各保健センターへ移動をしまして、保健指導、保健事業等を実施して、かつ保健センターの事務の対応もするわけでございますが、こうした保健師を見込んでの事業の運営、時間的・人的・経費面で大変効率が悪いという私どもの判断でございますが、本来の保健師業務が十分発揮できていないというふうな判断にもなるかと思っておりますので、そうした部分を改善していきたいと。そして、保健事業を行っていくに当たりまして、各保健センターで職員間の連絡調整に多くの時間を費やしておると

というような課題がございました。そういう課題を受けまして、そうした中で行政改革推進本部会議からの提案に基づきまして、佐屋保健センター、そして佐織の保健センターの2カ所への施設の統合によって、今後保健活動や職員間の連絡調整を図っていききたいと。そして、より効率的かつ効果的な事業展開ができることを提案させていただいております。私どもとしましては、この方針は、公共施設の効率的な運用方法に重点を置いたものだというふうに考えております。そして担当課としましては、施設の統合によって保健活動や職員間の連絡調整が図られ、より効率的な、また効果的な事業の展開ができるものと思っております。また、平成20年度からの医療制度改正によります新しい保健制度に対応するための体制といいますか、そういった部分につきましても、この方針に従って進めてまいりたいと考えております。

保健サービスの対応といたしましては、佐屋、佐織の保健センターにおります保健師が電話相談ですとか家庭訪問で対応させていただき、成人健診等の必要な部分におきましては、地区の市民の利便性を考慮いたしまして、現在ございます4保健センターにおいて実施をしていく考え方で統合をお願いするものでございます。

2点目でございますが、立田、八開保健センターの利用者から、廃止をやめてほしいとの声ということでございますが、これもすべて昨日の日永議員さんにお答えを申し上げておる内容と同じになるかと思いますが、合併いたしまして3年を経過いたします。そうした中で、母子保健事業ですとか予防接種事業におきましては、開催場所に関係なく、それぞれお受けになられます方の自己の都合ですとか、お友達関係とかで参加する親子がふえてきておるように見受けております。そして身近な場所でございます保健センターがなくなることでの不便さはあるかと思いますが、市町村合併の目的からすれば、私どもの愛西市の人口、面積規模からすると、やはり現在は合併をしたことによる四つの保健センターが残っておりますが、将来的には1カ所にするべきではないかといった考え方も持っております。効率的な施設、事業の運用を図るという行革の方針に基づきまして、今回出されました方針に従って私どもは事業を進めていきたいと思っております。

そして、市民の広範な意見、声を聞く考えはあるかという御質問だったかと思いますが、昨日もお答えを申し上げたように、この行革推進本部の意向に従って進めてまいりたいというふうに考えております。

そして、その中でそれぞれの各4センターに来訪された方の人数のお尋ねがあったかと思いますが、相談内容それぞれ異なるかと思いますが、センターの方で確認をしましたところ、精神等の相談を初め、幼児身体測定と、成長に関する御相談ですとか、成人の方の血圧測定、また予防接種の御相談ですとか、転入者保健事業に対する御相談、その他事業に直接関係する部分は除きまして、今申し上げたような御相談内容が、19年4月から2月現在までのところと御判断いただいて結構かと思いますが、佐屋の保健センターで250件、やはり一番多くございます。次に立田のセンターにおきましては、今までで34件、八開の保健センターにおきましては16件、佐織の保健センターにおきましては130件といった状況になってございます。

次に3点目の、立田、八開保健センターの各事業の参加者数の関係でございますが、この参

加者数につきましても、きのうも申し上げたとおりでございますが、平成19年度の立田、八開センターで実施しております事業への参加者数、がん検診、骨粗しょう症の検診が、立田保健センターが1,950人。

○21番（永井千年君）

申しわけない。個別はいいです、時間が来ちゃいますから。全体の合計。

○市民生活・保健部長（八木富夫君）

大変失礼をいたしました。

じゃあ合計だけ言います。がん検診、骨粗しょう症の検診が、合わせまして19年で2,607人、成人歯科健診1,020人、母子健康手帳交付が367人。

○21番（永井千年君）

要するに、17年、18年、19年と、どういうふうにご利用者全体が変化してきたのかを大づかみにつかんで説明してくださいと言っているんです、各センターの。

○市民生活・保健部長（八木富夫君）

17年度は、申しわけございませんが、手持ち資料を持っておりませんので、今申し上げております、18年と19年の分についてはここにございますが。

じゃあもう一度、がん検診、骨粗しょう症の検診から申し上げます。

○21番（永井千年君）

後で資料をください、それは。

○市民生活・保健部長（八木富夫君）

それでは失礼いたします。

4点目でございますが、これも保健師の有効・効率的な活用を図るという御質問の件でございますが、先ほどと同じような答弁でございますが、4保健センター並びに健康推進課の5カ所の分散配置になっておりますと、先ほど御答弁させていただいた内容と同じでございますので、簡潔に申し上げれば、保健活動や職員間の連絡調整を図って、より効率的かつ効果的な事業展開を進めていくといった御答弁になろうかと思えます。

次に、20年度の保健事業の予算は19年度と比べてどのような変化があったかということでございますが、詳細についてはまた担当課長の方から申し上げてもよろしいわけですが、私どもの今現在、予算的には基本健診が特定健診に移行いたします分の減額と職員の人件費、その他需用費関係で450万円ほどの削減が出てきております。以上でございます。

○福祉部長（加賀和彦君）

立田、八開保健センターの今後の管理の問題でございますが、御質問の中にもありましたように、立田保健センターにつきましては、2階は平成19年から佐屋・立田地区の母子通園事業で利用させていただいておるわけですが、こちらの方につきましては引き続きお願いをしたいというふうに考えております。1階部分でございますが、現在、立田の社会福祉会館の一室を借りて行っています障害者生活支援センター、就労支援センターでございますが、利用者増に対応できなくなってきておりますので、20年4月からはそちらの方へ移動をさせていただき

たい、そんなふうに考えております。それから八開の保健センターでございますが、保健センターの一室を借りまして、今、八開・佐織地区の母子通園事業を行っておるわけですが、こちらの方も引き続きをお願いしたいと考えております。以上でございます。

#### ○企画部長（石原 光君）

それでは、大きい2点目の補助金の見直しの関係でございますが、補助金の見直し、その一つの整理の方法と申しますか、現状の作業状況については、きのう村上議員にもお答えをした内容と変わっておりません。

それで、後段の方で申されました検討内容、それから基準といったものについて、どのような視点で整理をしたのかという部分でございますけれども、まず補助金等の交付基準はどうあるべきかという視点に立って、その交付基準というものを再度整理いたしました。それで、一つが公益性からの基準、二つ目が適格性からの基準、三つ目が期限からの基準、四つ目が制限からの基準、五つ目が補助対象経費の関係でございます。そして六つ目が補助金額の積算はどうあるべきか。こういった交付基準の考え方に基きまして、もう一つ掘り下げて、今度は公益性、あるいは効率性、公正性、優先性、必要性の五つの視点による、25項目の評価項目について、プロジェクトチームの方で第三者的に検証していただいたものをまとめていただいて、行革本部の方へ提言がされております。

それで、その一つの検証の結果といたしまして、104項目というお話もございましたけれども、そういった現状の課題を整理した中で、28の事業について原則廃止すべきではないだろうか。差し引きしますと、あと76の補助金につきましては、先ほど申し上げました要綱と申しますか、中身と申しますか、その制度の見直しについて今後現課の方でそれぞれ検証を進めていただくというような形で今進めているのが現状でございます。

それから、2点目の補助金の見直しに当たって、今後どのように検討を進めていくのかということでございますけれども、先ほど申し上げましたそれぞれの交付基準、あるいはプロジェクトの方で提言をいただきました審査基準、そういったものをもとに、当然補助対象経費や補助金額の積算など、補助金等の交付基準に基きまして事業の実際の中身の見直しと愛西市の総合計画、29の生活課題に対する有効性、今年度も有効性システムを20年度に予算を上げておりますけれども、その有効な事業の選択と、あわせて事業の評価、あるいは見直し、PDCAサイクル、そういったものを定着し、継続的に今後も引き続き検討していこうというふうに考えております。

それと、御質問の中に市民の声をもっとつかむ必要があるのではないかというような御質問もいただきましたけれども、今、市民まちづくり委員会という委員会の中で、この補助金の関係につきましても、委員の方からも補助金の見直しがどうなっておるんだというような一部の御意見もいただいております。それで、20年度も新しく市民まちづくり委員会を設置するという考え方で市としても考えておりますので、当然その中でまちづくり委員会の皆さんとの協働による、当然これは報告をしていきますので、点検や評価を皆さんにしていきたいという一方では考え方を持っておりますので、そういった考え方で進めていきたいというふう

に思っております。

それから御質問の中に、削減ありきではなくて、増額をしていく必要もあるんじゃないかという御質問も出ましたけれども、当然、頭から何十%切るといような、今回私どもはそういうような手法はとっておりません。交付基準、あるいは中身等々見直す中で進めていきたいという考え方でおりますので、当然評価が高く有効な事業補助金については、ある部分増額の見直しも一つの手法ではなかろうかというふうに考えております。以上です。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

それでは私の方は、3点目、4点目、塩田第二営農組合への補助金関係についてお答えをさせていただきますと思います。

まずお答えの前に、村上議員のときにもおわびを申し上げましたけれども、この件につきましては、議員の方から一般質問で御指摘を受けた後、実績報告書等の内部につきまして検査、立ち入りを行ってから気がつく、後手後手に回って今日に至ったこと、私どもの指導の至らなさを改めて本席でおわびを申し上げたいと思います。

それで、村上議員の御質問にもお答えを申し上げたとおりでございまして、この愛西市集落営農組合設立に伴う補助金交付要綱の要綱名称にもありますように、第1条の趣旨と第3条の条文の中に記載がございますけれども、補助事業者が組合設立及び運営に係る経費に対して行うものでございます。これは別表の下段のただし書きにもありますように、事業開始年度から2年間交付するものとなっております。そして営農組合設立に向けての助成をしていくと、そういった趣旨がうたってございます。ただ、先ほどもおわびを申し上げましたけれども、じゃあ補助金としていただいたものを組合員の各個人に配っていいのかといった点でございしますが、これは絶対あってはならないこととございますので、実績報告書の中に、議員も質問趣旨の中で述べておみえになりましたけれども、総会費他とありました。その「他」というのは2,000円を配ったというように報告を受けております。したがって、先ほども申し上げましたように、組合員1人当たり2,000円を支給したと、この関係については当然不適切なものであるということから、補助金の一部返還を指示したところでございます。これは、補助金交付要綱第9条の適用をしてその手続に入ったということとございますので、よろしく願いいたします。

それと、議員は質問趣旨の中で、一部返還ではなくて、決定を取り消し、全面返還をすべきと述べておみえになりますけれども、一般的解釈において、集落営農といいますのは、集落を単位といたしまして、農業生産過程における一部または全部について共同化・統一化に関する合意のもとに実施される営農活動をいうと記載がございます。事業報告書の中で、除草剤等の共同購入から始まりまして、次のステップ段階として水稻の作業委託の一括化に取り組んでいきますよという報告を聞いております。必要な物品の共同購入といったものについては協業型の集落営農とみなされますし、今後取り組みたいという水稻作業の一括化については、共同経営型のそういったものに当たると考えます。したがって、他の部分についてはそのままとさせていただきますということで、先ほど申し上げたような形をとらせていただくように手続

に現在入っております。

それから、農業管理センターの補助金に絡んで、六つの営農組合が必要ということで、結成指導といいますか、私は議員の質問の趣旨の中で、だから無理をしたんじゃないかと、つくらせたんじゃないかというような御質問に受けとめをさせていただきましたけれども、この八開の農業管理センターの件につきましては、17年度の会計検査を初め、全員協議会でも御報告を申し上げておりますとおり、経営構造対策関連推進指導調査会議等でいろいろ御指摘・御指導を受けました。経営構造対策関連推進指導調査会議での件につきましては、先ほど申し上げたとおり、昨年の8月17日の全員協議会で申し上げたとおりなんですが、それ以後、旧八開村がこの建設に当たってお約束をされたといいますか、条件にされたこの施設の利用度のアップを図れと。また一方では、集落営農組合設立の設立計画に合致するように努めなさいということ。これは議員が質問趣旨の中で述べておられるとおりでございます。私どもとしては、施設利用度を上げるために、農業関係の会議は八開農業管理センターで開催するとか、営農組合につきましても、集落内を回って、立ち上げていただけないでしょうかといったお話を進めてまいりました。不謹慎な申し上げようかもわかりませんが、御理解をいただくためにあえて申し上げますけれども、営農組合を立ち上げてほしいんですけども、できないまでも、一生懸命地元の方を回って営農組合をお願いしたといった足跡、経緯は、会検等の関係もございまして残せと、そういった指示はさせていただきました。そういったことは事実でございます。しかし、議員が、結成指導したとか、無理とは言ってみえないですが、そのためにどうでもいいからというような形でお話したつもりはございませんので、その辺は御理解をいただきたいと思えます。

そうした営農組合の話をする中で、集落を単位として農業生産過程における一部について、先ほども申し上げましたけれども、共同化・統一化を図るように組合を立ち上げていただくようにお声をかけて、先ほど議員が質問の中でおっしゃったように、現在に至っているのが今日までの経緯でございます。

今後につきましては、一般的に集落営農のメリットと言われます、今から申し上げるような3点を図れるようにということで指導推進しております。1点目は、機械の共同利用でコストを下げる。2点目ですが、構成員の状況に応じて農作業を分担し、労力の軽減と効率化を図る。3点目は、集落全体での活動を増すことにより活性化を図る。そして5年、10年先を見据えまして、作業、機械購入及びその利用、それから農地の管理のすべてを集落内で協力し合っ取り組めないかと、そして農業の大半について一元化を図るようにすることはできないかといったような、希望を高く持って営農をしていただくように現在お話をしているところでございます。ただ、相手のあることですので、私どもとしては、ただいま申し上げたような指導をしておるわけですが、じゃあここで先ほど議員が御指摘の営農組合がすべて理想の営農活動を行うかということは、私の今の立場ではお約束できませんけれども、そういった趣旨で指導に当たっているということを御理解いただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○21番（永井千年君）

補助金の見直しの問題から再質問いたします。

補助金の見直しについて、先ほど、継続するもの、見直すもの、廃止するもの、プロジェクトチームで既に一定の検討を加えたという話でありますので、それをきちんと出してほしいと思いますので、これは後日提出をしていただきたいと思いますと思いますが、どうでしょうか。

#### ○行政改革担当課長（渡辺国次君）

プロジェクトチームから行革本部会議へ提出させていただいた内容ですが、これは提案でございます。その後、行革本部会議の中で、先ほど部長の方から申し上げました、28の廃止の方向性のある補助金についてヒアリングを行いました。その28の補助金につきましては、今後の20年度、それから21年度の具体的な対応をさせていただいたというのが経緯でございます。ですから、今議員の求められている内容につきましては、後ほどまた協議の中で報告させていただきたいと考えています。よろしく申し上げます。

#### ○21番（永井千年君）

今、28という新しい数字も聞かせてもらいましたが、この前、企画部長が述べられた10の20年度予算における縮減と、今の28の廃止の問題の関係はどのような状態になっているのでしょうか。

#### ○企画部長（石原 光君）

先ほど担当課長が申し上げましたように、一応縮減すべきであろう、廃止をすべきであろうと提言されたものが28ありました。その中で、先ほど担当課長も申し上げましたように、それを行革本部で受けまして、最終的に事業課の方へ戻して、事業課の方で再度調整をした中で、28のうち10項目について、まず20年度の予算に反映をさせていただこうということで計上させていただいたものでございます。

#### ○21番（永井千年君）

この問題も今度の議会で共通して行革本部の方針に基づいて進めると、市民の声を十分に聞かずに進めるということで非常にいろんな問題が出てきたのではないかとこのように思います。この問題でもやはり市民の声をどう聞いていくのかということが非常に大事な問題でありますので、一方的にそのような形でどんどん進めるのではなくて、どのように今後市民の声を聞いていくのかということについて説明ください。

#### ○企画部長（石原 光君）

市民の声というそのとらえ方ですけれども、総体的には、先ほど私が申し上げました市民会議という一つの公募をされた委員会も20年度立ち上げていただくような予定でありますし、その中で当然私どもの方としてもこういった補助金の見直しについては御報告をし、その中でいろんな御意見をいただきたいと思いますと考えております。まず大事なことは、補助団体の方々の意見なんです。先ほど申し上げましたように、要綱を見直す、あるいは補助事業、いわゆる定額補助から事業費に切りかえていくということになってきますと、当然補助金の額というのは変わってくるわけです。ですから、この行革本部プロジェクトの提言をもとに、事業課の方でことし1年かけてそれぞれの団体の方のそういった見直しについてよく説明をしてほしいというよ



うな形で今流してあります。ですから、団体の方々の意見というのも当然十分聞いた中で見直しを図っていくというふうに考えております。

#### ○21番（永井千年君）

不正使用の問題に移ります。

この問題について大事な問題は、私が唾然としたのは、24万の会議費という報告を受けたときに、こんなふうではいけませんよということで、気がついたのか気がついていないのか知りませんが、私の感触では気がついていないと、報告さえ受ければよいというような感じではなかったかというふうに思いますが、今も部長からは経過について細かい説明はありませんでしたけど、大事なのは、担当課がどういうことを見逃したのかということについてきちっとチェックをしないといかんと思うんですね。その点がちょっとよくわからなかったもんですから、いま一度その点について、担当課として、ただ反省していますじゃなくて、その反省の中身というのはどういうものなのか説明ください。

#### ○経済課長（大島静雄君）

担当課としまして、ただいま言われますように、ただチェックをしておるだけだということと言われておりますけれども、先ほど部長が申しあげましたように、報告書そのものを信用しておりました。そのときにいろいろ御指摘を受けまして、再度中に入りまして、各役員の方に直接お会いしまして内容等を調査しました。そうしましたら、ただいま出てきましたような2,000円につきまして、大変不都合な、こちらが指導しましたものとは多少、事務局としてもびっくりするようなことが判明しましたので、直ちに部長にも報告しまして、改善をしたいということで報告した経緯がございます。

また、活動そのものにつきましても、先ほど来部長が言われましたように、営農組合そのものの内容というのは、やはり今現在言われておりますように、高齢化、また兼業化によりまして田畑が荒れるということが大きなネックになっております。ですから、その解消のためにもいろいろな事業を進めていっていただきたいということで推進しているのが現状でございます。ですから、今現在、改善策としまして、それぞれ一元化に向けて、20年度に向けて、地図の作成とか、どのようにオペレーターに頼むとかということを指導しまして、農協等にも相談をかけながら進めているのが今現状の姿でございます。よろしくお願ひしたいと思います。

#### ○21番（永井千年君）

24万で、20万円と4万円ですから、それを全部使ってしまったという報告が、その後また別の形の、10万円ちょっとを総会費に使ったという報告があつて、そのうちの4万円は配っちゃつたと。配っちゃつたけれど、まだ残るのは1人当たり3,000円ほど総会費として使つたということになります。市の交付基準でも、飲食費、弁当代、懇親会や演芸鑑賞会の経費、慰労的な研修の経費は補助の対象外とするということで、基準を今明確にされたと思います。その点で、訂正はしたけれども、なお総会費に3,000円というのは、多分飲食で3,000円と。農業土木の課長さんからも、1,000円や1,500円ぐらいなら許容されておるといったような国の環境保全の会の話が出ましたけれど、私はやはりこの際、市としては今の基準を厳格に適用していくべ

きだろうと思います。その点で、今回4万円は返してもらおうけど、20万円の使った中身については見逃していくと、事実上そういうことだろうと思いますので、それはやはりおかしいのではないかと。最も重要なのは、虚偽の報告をしたということが非常に大きいと思うんですね。その点が全面返還の大きな理由とされなければいけないと思います。

そこで市長にも一言お尋ねしますが、私は市長の政治姿勢に疑問を持つことが多い一人ですが、ただし、不正を許さないという正義感には一方で大変期待をしております。この問題についても市長の姿勢が問われると思いますが、市長、この点どのように思われるのか御答弁ください。

#### ○市長（八木忠男君）

お答えをいたします。

永井議員のお立場で私への御判断もお聞かせいただきました。それぞれ議員の皆さん方にも、市長としての立場、進め方、あり方など、いろいろそうした考え方をお持ちでありましょうけれども、私のできる範囲内で頑張らせていただいているところであります。

村上議員さんにも申し上げました、あつてはならない内容のことがあったわけでございまして、当然報告書の偽りもあった、あるいは私どもの担当のチェックミスといたしますか、怠慢といたしますか、そうしたこともあったことも事実であります。いつも皆さん方にお伝えをしておりますマネジメントサイクルのPDCAの内容についても、まさにそうしたチェック機能の大切さ、あるいは重要性を考えているわけでございまして、御指摘いただいた点につきましても、補助金の中身についても、今後とも十二分に精査して進めてまいりたいと思っております。

#### ○21番（永井千年君）

保健センターの問題に移ります。7点ほど質問しましたが、答えていただけていない。

私が最初に述べたのは、なぜ保健センターを先行して決定したのかと。自治体の業務で命と健康を守っていくというのは一番大切な業務にもかかわらず、合併してすぐに乳幼児健診を二つに集約する。そのころから既定の路線だったかもしれませんが、その理由をお尋ねしているんです。お答えください。

#### ○副市長（山田信行君）

保健センターの事業につきましては、既に今年度の19年度からそれぞれ事業を選択しながらこの二つのセンターでやっているのが中心のございまして、この19年度の実績を見ましても、特に利用者の方々に大きな問題が起きていないという裏づけを得ながらこういったことに踏み切ったわけでございまして、中には若干距離が遠くなるような方があるかもしれませんが、そういったデメリットがある上ではありますけれども、それ以上のメリットとして、スタッフなども十分な体制でいろんな相談とか健診事業、そういったことに乗れるということでございまして、これからのこういった類似施設の関係については統廃合を考えていかなければならない、避けては通れない問題だと考えておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

## ○21番（永井千年君）

なかなかわかっただけませんが、保健部長が市民の意見よりも行革推進本部の方針に今後も従っていくという、非常に宣言的な発言を先ほど答弁されましたが、市民の利便性、サービスの向上になると、今回の集約化はというふうに答弁されました。具体的にこういう事業でこうなるんだということを担当の方で説明してください。

## ○健康推進課長（山田重夫君）

御質問は、住民側に立った、よりサービスが向上する理由は何かということでお答えしますが、具体的に一つ申し上げますと、19年度までは、主に健診であります。3ヵ月、1歳半とか、そのときに保健師が4ヵ所に配置している状態で、佐屋・佐織で主にやっている健診に対して、例えばがん検診とか1歳半、それなりの8人、9人の保健師を投入する必要があります。一石二鳥というか、そこで全部やりますので。そのときに足りない場合は、雇用雇い上げで、その事業の時間帯だけ来ていただくということで、委託で雇い上げします。その方も資格は保健師という資格を持って当たっておりますので、そのときに親御さんが、この子は大丈夫かという相談をしたときに、それは適切に対応できますが、その方をその親御さんが気に入っても、次回に同じ方に会えないことがあってはいかんだろうと。常時いる常勤の保健師が1回目対応して、あの方は非常によかった、あの方を探して今回も来たんだけど、どうかなあということでお見えになる方があるというふうに保健師から聞いておりますので、こういったことはサービスの向上になって、継続した保健師活動ができるという判断であります。以上です。

## ○21番（永井千年君）

そういう問題は、四つの保健センターの職員体制を、保健師さんをふやしていただければできる話でありますので、要はその点が住民にとってどうかということで考えていただかないといかんと思うんですね。

それで、もう一つお尋ねしますが、施設管理費について、あるいは人件費について若干削減できるというふうに話を聞きましたけど、それぞれ四つのセンターの20年度予算を見ますと、大規模な修繕だとか、八開の管理方式の変更だとか、そういう要素を除きますと、合計で30万3,000円ほどしか削減になっていないと思うんですね。先ほど人件費の削減という話もありましたが、確かに2人の保健所長さんを配置がえするというので、その分はなくなるかと思いますが、あとどのようにしていくのか、管理方式について説明ください。

## ○副市長（山田信行君）

立田、八開保健センターの今後の管理ということでしょうか。その関係につきましては、先ほど福祉部長も若干述べておりますが、八開保健センターにつきましては、社会福祉協議会へ指定管理者制度を利用しまして指定管理に移行していきたいと考えておりますし、立田保健センターにつきましては、しばらくの間、福祉部の関係で活用させていただきたいと考えております。

## ○21番（永井千年君）

要するに2人の所長さんがいなくなって、指定管理すると。そうすると当然お金が出てきま

すよね。だから、それで人件費として総体として果たして行革と言えるような中身になっているかどうかをお尋ねしておるわけです。人件費においてはどうですか。先ほど管理費用についてはほとんど変わらないということがわかりましたが、人件費については、指定管理にするとどうなるんですか。

**○総務部長（中野正三君）**

今、八開においては、所長と保健師と用務員がおります。立田においては所長だけですね、事務方は。保健師はもちろんおりますけど、あとのぞみ作業所の職員がお一方見えます。そういうことで、立田においては、第一わかば園はそのまま使わせていただきます。そのスタッフは当然残りますし、別の福祉会館の方からまたスタッフが参ります。それで、八開においては、今申し上げましたように、保健センター部分におりました3名のスタッフはすべてなくなります。その部分でそれぞれの配置にかわっていくということになります。

**○21番（永井千年君）**

3月議会に出ていないということは、当然4月からはそうじゃありませんよね、指定管理の話は。だから、いつごろどうなるんですか。

**○副市長（山田信行君）**

社会福祉協議会の了解も今取り付けておりますので、できれば20年度後半から、要は20年度の10月ぐらいから移行に切りかえていきたいと、そのように考えております。

**○21番（永井千年君）**

保健センターは診療所の届けがしてありますよね。あるいはまた保健センター建設時の補助金もいただいていると思いますが、これはどういうふうになるんですか。

**○健康推進課長（山田重夫君）**

診療所の届けの歳入部分からまずお答えしますが、診療所としてお願いを20年度は申請する考えでおります。

補助金の受けている分の返還については、20年度は用途変更をしないということで、今のところ国レベルから回答をもらっている範囲では、返還を生じない変更だというふうで伺っています。以上です。

**○21番（永井千年君）**

20年度はそうだけれども、21年度以降の問題についても相談されましたか。もし補助金返還ということになると、幾らぐらい返さないかんわけですか、今。わからなければ後で。

最後に、時間がありませんので、ぜひ診療所としての機能、保健センターとしての本来の機能をそのまま維持して、市民の声をよく聞くならば、今の事業を二つのセンターでもう一遍戻すことについて、本当に真剣に検討していただきたいと思いますので、市長、どうかよろしく願いいたします。

**○市長（八木忠男君）**

御意見として承っておきます。

**○議長（佐藤 勇君）**

これにて21番議員の質問を終わります。

ここでお昼の休憩に入ります。再開は13時30分より予定通り行います。

午後0時13分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（佐藤 勇君）

会議を再開させていただきます。

通告順位13番の24番・加藤敏彦議員の質問を許します。

○24番（加藤敏彦君）

それでは通告に従いまして一般質問を行ってまいります。

きょうは3項目質問をいたします。第1項目としては総代制について、第2項目としては消防の広域化について、第3項目としては青塚駅のトイレの設置についてであります。

まず最初の総代制の関係については、副総代の身分についてお尋ねをいたします。

愛西市が誕生して3年が経過しました。海部西部の旧4町村が一つになって、まちづくりのための調整が図られてまいりました。その一つが行政区の問題、総代の問題であります。佐織地区では、合併前は60を超える駐在員がおりました。それが大字を基本とする総代にかわったことによって、現在25の総代が選出されています。しかし、実態はこれまでの駐在員の役割は副総代として行われ、総代の仕事を補佐したり、総代のかわりを務めたりしています。総代につきましても、愛西市条例で、総代の設置に関する規則で、第1条として、市政の円滑な運営と地域との連携・調整を図るため、地域に総代を置くことと述べています。総代については市長が委嘱し、その仕事をお願いしておりますが、副総代については規定は全くなく、身分はありません。しかし、実際には行政の連絡や地域の問題など、市役所の職員が直接連絡し、業務を行っております。仕事が順調にいつているときは問題が起きませんが、例えば行政からの連絡が変更になって、地域住民に既に連絡済みの内容をもう一度連絡し直したりとか、行政と地元の意見が違って調整がつかなくなったりするときは問題が起きてまいります。なぜ委嘱されていない副総代、権限も責任もない副総代がそこまでやらなくてはいけないかという問題が起きてまいります。本来なら正規の代表者である総代を通じて行うべきことを、なぜ副総代に直接持つていくのか。また、問題が起きたときに副総代に責任があるのかないのかお尋ねいたします。その身分はどうなっているのか。また、副総代は地区ごとに何人見えるかお尋ねをいたします。

二つ目に、総代制の移行について、現状はどうなっているかについてお尋ねをいたします。担当者から総代の移行について状況をお聞きいたしましたら、立田が39から22、八開が22から18、佐織が62から25と聞いております。現在の総代の状況は、これが最終結論になるのか、また今後の検討が必要なのか、現状と今後の方向についてどのように見ておられるのか。

この総代制の移行につきまして、平均世帯数の変化を見てみました。佐屋は19の総代そのままありますから平均世帯数500、立田は58世帯から102世帯、八開は58世帯から71世帯、佐織地区が124世帯から380世帯となっております。立田や八開が佐織に近づき、佐織は佐屋に近づ

くという世帯数だと思います。総代制については行政区のあり方と大きく結びついている問題です。また、行政区というのは、住民の生活と深く結びついた問題であります。きょうはさらに議論を深めたいということで、現在、整備が進められております自主防災会の資料を用意しましたので、見ていただきたいと思います。

私は佐織地区の出身であります、合併前は61の町内があったと思います。合併により18の町内・総代が示されましたが、現在25の町内になっております。総代制というのは、大字という住所、昔からの村だと思いますが、これでのまとまりだと思います。佐屋では19、佐織では18です。一方佐織の町内は、さらに大きな町内、大字が100世帯前後の単位で分割されてきております。村が大きくなったところは幾つもの町内があり、村が大きくならないところはそのままの数であります。

現在、愛西市では、今後予想される災害に備え、自主防災会が設立されております。一つの自主防災会の世帯数は100世帯前後だと思いますが、佐織地区の町内も同じように100から200世帯の単位で町内がつくられてまいりました。それがそのまま自主防災会となっております。佐織地区では、昭和51年、きのうの一般質問にも出てまいりましたが、目比川の堤防決壊という水害を経験いたしました。それがきっかけとなり、自主防災会も早くから設立され、また地域のセンターとして防災コミュニティセンターがつくられ、コミュニティー推進協議会ができ、まちづくりの組織として活動しております。また、情報の連絡として防災行政無線の受信機がほぼ全世帯に設置され、朝・昼・夕方と行政の情報が知らされる、災害に強いまちづくりが進められてまいりました。また、マンパワーとして地域の核になっているのが駐在員でありました。佐織地区は7,700の世帯を一つの庁舎で行政サービスを提供してまいりましたが、これも駐在員というきめ細かいマンパワーがあったからではないかと思います。今、総代制の移行が進められておりますが、大事なことは、同じ住所でまとめるのではなく、どんなまちづくりをしていくのか、そのための住民サービスの単位をどこに置くかということではないでしょうか。

私は、今後の愛西市のまちづくり、住民サービスを考える上で、自主防災会の単位を参考とした、また小学校区やコミュニティーの単位を参考としたまちづくりをしていくことが重要になってくると考えておりますが、市としてどのように考えていかれるのかお尋ねをいたします。

次に、消防の広域化についてお尋ねをいたします。

現在、各都道府県で消防広域化推進計画が策定されており、19年度中に各市町村は計画に対する態度表明をすることになっております。広域化によって愛知県は37ある消防本部を11消防本部にする計画だそうです。平成18年6月に消防組織法の改正が行われて、消防の広域化が打ち出されました。組織法の31条では、消防の広域化、消防の体制の整備及び確立を図ること。同じく32条では、消防庁長官は消防の広域化を図る。人口10万人以下の市町村の消防は広域化して、人口30万人以上の広域消防とする。同じく33条では、都道府県知事の関与と推進計画の作成。推進計画には、消防の広域化の対象となる市町村は、組み合わせ等6項目が規定されて

おります。愛知県内の消防機関等においては消防の広域化は既定の事実だという説明がされているようですが、愛西市としての態度表明はどうなっているのでしょうか。

また、消防組織法の6条では、市町村長は、当該消防地域における消防を十分に果たすべき責任を有すると。36条では、市町村の消防は、消防庁長官または都道府県知事の運営管理、または行政管理に服することはないと、明確な地方自治の原則をうたっております。

愛西市は、海部西部の広域行政であったものが、合併により自治消防となり、行政としても、議会としても、直接かかわることができるようになりました。また、消防団の再編も消防署の援助で小学校区単位の再編がなされました。提案されている消防の広域化は、市町村の消防責任が非常にあいまいになると同時に、住民が議会を通じて自分たちの安全を守っていく上での参画が非常に難しくなるなど問題点があります。広域化によるメリット・デメリットをどのように考えられておるのでしょうか。また、広域化についてのスケジュールはどのようになっているのでしょうか。以上お尋ねいたします。

3項目めは、青塚駅のトイレの設置についてであります。

12月議会でも取り上げてまいりましたが、これは青塚駅が自動改札を設置されるときに、これまでであったトイレが撤去され、そのトイレが撤去されたことによって周辺住民やお店屋さんが大変困っていることで、大きな署名運動が行われ、名鉄本社にも直接交渉が行われ、年度内に対応するという回答もされている問題であります。現状はどうなっているのかお尋ねをいたします。

以上3点につきまして、明確な御答弁をお願いしたいと思います。

#### ○総務部長（中野正三君）

まず第1点に、副総代の身分ということでございますが、17年度、18年度という中では、この総代・駐在員さんというのは従来のおりやっております。ただ、合併前から同じ方式による行政とのパイプ役に調整するというのが引き継がれてまいりました。19年度から今現状となったわけでございます。それにしてもまだ数としては84、現在84になってはいますが、67にはまだ少しあるということでございます。

手当の話も出ましたが、手当は、あくまでこれは総代さんにその地域の行政区、私ども行政区イコール旧大字、今の町というのが今回の総代制への移行の原則でございます。そういう中で、その地域の代表者の方に代表として事務委託料2,100円、この2,100円は、御存じのように4町村の総額、総代・駐在員にお支払いをしていた総額をあくまで世帯数で割った額が2,100円ということでございます。ですから、個々の手当という形で設けておりません。ただ、地域によっては、その中で取り決めとして総代さんへの支払い、そして副総代、班長ということはやっておみえになるということは伺っております。

総代、副総代の役割といいますか、責任というお話がございました。私どもいきなり総代制に移行して、連携のところでは行政も戸惑う部分もありますけど、ただ、総代さん自体も今までと違った、例えば加藤議員がおっしゃったような、お近くの地域ですと12を1人の総代さんという形になりますと、総代さん自体が戸惑われる部分がありますので、それを当分の間、必要

に応じ副総代さんを設置していただいても結構ですよというお話は申し上げました。ただ、従来どおり、今の勝幡でいきますと、昔は主任駐在員があって、駐在員があって、班長さんが見えたという、組織としては、あの地域においては変わっていないというふうに考えております。

私どもとしていろんな見直しのことがあろうかと思えますけど、今後も連絡調整会議等でお話を申し上げて、一番ベターな組織づくりといえますか、ただ基本としては旧大字の中を中心とした町単位に移行するという考え方に変更はございません。ただ、加藤議員がおっしゃったように、戸数の大小と言ったら語弊がありますが、多い少ないということは確かにあります。それもこの話を申し上げるときにいろんなところから意見が出ました。市の方から何百単位という形で市の原案を示せという話がありました。ただ、それをしますと地域性が失われるということもありますし、ある村の方からは、面積的なことも当然考慮してくれという話もあったことは事実です。戸数ばかりに目線が行くということはおかしいという話もあったことは事実でございます。総代・駐在員、それから主任駐在員、合併前は146あって、ずうっと引き継いでまいりました。それが今総代として84でございます。

今の状況でございますが、立田地区におきましては、早尾町でございますが、早尾町は四つに分かれております。この中で、早尾の上下二つが新年度から統合するという事は承っております。ですから、早尾町としては三つの総代さんになるということでございます。もう一つ、立田地区におきましては、立田町に4地区ありますが、ここが最終的にどうなるかということは何っておりませんが、多分今年度の中での話は難しいだろうと思っております。八開地区は二子町が五つに分かれております。ここも次年度に送るということでございます。佐織地区におきましては、内容によっては、御存じだと思いますが、小津町が二つに分かれておりましたけど、新年度から一つになっているということでございます。いずれにしましても、私どもこの月曜日を期限に、新たな役員の申し出はいただくようになっております。そこでそれぞれのお考え方がはっきりしてくる。後退することはなくても、前進の部分は出てくるというふうに思っております。

副総代の数のことでしたが、佐屋地区は19の総代さんのうち、その中で47人の副総代が地元地元で見えるということでございます。立田地区におきましては、今22の総代が見えますけど、17人の副総代があると。それから八開は、今現在18の総代でございますけど、4人の副総代さんが見えると。佐織は25の総代さんですけど、39人の副総代さん。今84の総代さんのほかに、107人の副総代さんが見えることになるということでございます。

あと自主防との関連と思えますけど、議員御承知のように、自主防災会というのは、国の方も県の方も、自主防災、それぞれの地域の災害において対応すべき組織といえますか、そういう組織づけを、個々の自発的な組織というとらえ方でされております。自主防災会におきましては、今現在、全市の中で165あります。未整備のところは立田の一部と佐屋地区の一部という形で、19から20ぐらいが未整備の数になるのではないかと。

自主防災会の原点といえますのは、先般も防災講演会をお聞きだったと思いますが、あの中



でおっしゃったのが、自主防災会という意味合いでおっしゃったわけではないわけですが、自助・共助・公助という話が消防の職員さん、隊長さんがおっしゃいました。一番大事なのは、まず自分の命、生き延びることだとおっしゃいました。その次に共助として、自分が助かったら家族を助ける。またそれが終わったら隣近所を助けるという共助の話もされました。自主防災会というのは、あくまで私は行政区と切り離して考えるべきだと思っています。自分たちが助け合える範囲のコミュニティーの小集団といたしますか、それが一つの考え方ではないかと。自分たちが大きく無理やりくっつけるのではなくて、自分たちが助け合える集団の位置づけだろうと思います。20年度、災害時要援護者の関係も出てまいりますけど、こういう中でも、やはり大きくくりではなくて、細かい中でどこのところにどなたに人手が要るといいますか、手助けが要る方が見える。そういう形は、やはり小集団の中、今の自主防災会の中で今後お考えをいただいて、防災に備えていただきたいという考え方で思っております。以上でございます。

### ○消防長（古川一己君）

私どもの関係する御質問に対してお答えをさせていただきます。

まず消防の広域化についてでございますけれども、この件につきましては、18年の12月議会でも日永議員からも御質問をいただいております。そして19年9月28日の全員協議会においても私どもの方から資料を提出させていただいて、一部の説明をさせていただきました。その後また進展がございますので、改めてここで御説明をさせていただきます。

まず、愛知県でございますけれども、愛知県におきましては、この19年度に愛知県の消防広域化推進検討委員会というものを立ち上げまして、これは地元県議、浜田一徳県議を初め、15人の委員の方で構成されている検討委員会でございますけれども、それが4回開催をされまして、このたび推進計画の案が示されたわけでございます。この案につきましては、本年1月から2月までパブリックコメント等で皆さんの御意見をお聞きし、これをまとめたものがこの3月19日にインターネットの方で公表されるということをお聞きしております。また、その後、加藤議員がおっしゃられました、最終的な愛知県の消防広域化推進計画につきましては、今年度末、本当の末、27、28、29になるか、その辺に公表されるという予定を聞いております。

また、ただいまの御質問の中で、愛知県としては広域化するのは既定の事実というような御発言がありましたけれども、この広域化については、あくまでも市町村の自主的判断というのがございますので、これは強制力を持った法、また規定ではございませんので、その部分を御理解いただきたいと思います。

よって、その中でメリット・デメリットという御質問でございます。特に愛西市において一番のメリットというところでございますけれども、愛西市の地形から考えまして、現在の消防署所の配置から見ますと、当然佐屋地区・佐織地区の東部分が現在の署所より遠距離に当たるわけでございます。その部分が広域化によりまして、他署、例えば津島市、蟹江町また海部南部消防の方からの第1次出動が可能となります。よって、現場までの到着時間の短縮が大きく図れるということで、被害の軽減、救命率のアップにつながることでございます。まずそれ

と、第2に上げられますのは現場活動態勢の強化でございます。私ども現在102名の職員で消防を組織しておりますけれども、そうしますと、3交代制で、有事の際の現場出動可能職員数というのは、現在でも20から25名程度でございます。それが今後、広域化によりますと、複数の署所からの1次出動が可能となりますので、その倍の隊、人員で現場活動ができ、またそれによります被害の軽減が図れるのが大きなメリットかと思えます。また広域化することによりまして、現在の組織・規模では整備ができない特別な救助隊、新潟中越沖地震のときに「ハイパーレスキュー」という言葉がテレビ等で報道されたわけですがけれども、それに匹敵するような救助隊も1隊は編成することができる、そのようなものも大きなメリットかと考えております。またもう1点が財政的な面でございますけれども、予算の説明でも申し上げましたように、現在私どもの指令台というのは、整備して15年、16年を経過して、更新の時期に入っております。これは広域化するしないは別として、どうしても整備をしなければならない施設でございます。その施設を今現在、広域化ということを見据えて、今回もバックアップ的な整備ということでお願いしておりますけれども、これを単独で整備いたしますと、御存じのように無線のデジタル化等も含めて、私どもの消防本部単独整備では、県の試算では3億8,000万程度の事業費が必要となります。これは今、愛知県が示しております広域化の枠組み、海部地区の5消防本部すべてが整備を単独でするといたしますと、約20億の事業費が必要となるわけでございますけれども、これを広域化によりまして一つの指令センター、また一つの無線基地といいますか、デジタル化の基地等の整備にいたしますと、これが約半額の9億5,000万程度で整備ができるというような試算も出ております。このような今申し上げました三つの点が愛西市にとって、愛西市というより、愛西市民にとって一番のメリットではないかなあと考えております。

また、デメリットという言葉ではございませんけれども、これからどうしても調整をしなければならない事項というものが当然ございます。まず、消防本部の位置、また指令センターの位置についての整備、それと組合消防、また広域連合か、まだいずれかはわかりませんが、そのようなときの経費の負担割合、それと職員の任用または部隊運用等の策定に関することについては、今後調整事項としてどうしてもやらなければならない事項でございます。以上の点におきまして、愛西市といたしましても、消防の広域化につきましては、消防の責務、市民の皆さん方の生命・身体・財産の保護に大いにつながるものとして、積極的に進める考えでおります。

それと、消防団の状況の関係でございますけれども、消防団の再編、現在準備を進めているところでございますけれども、これにつきましても、消防団の車庫等につきましても2月末ですべて完成を見ております。また、再編により不要となります車庫、火の見やぐら等につきましても、改めて新年度に各地区の総代さん方に御相談を申し上げ、必要・不必要という部分を整理させていただきまして、5年間をめどに整理をしていきたいと思っております。

また、消防団員の関係でございますけれども、これにつきましては、おかげをもちまして385人、すべて団員名簿が提出されております。それで、まず団員の年齢構成でございますけ

れども、20代が203人、30代が150人、40代が23人、50代が4人、60代が5人、平均31.2歳でございます。それと団員の経験年数でございます。経験年数別に見ますと、新入団員の方が50人、1年から5年の経験者が203人、6年から10年が96人、11年から15年が30人、16年から20年が5人、21年以上が1人となっております。また職業別でございますけれども、これにつきましては、サラリーマンの方が69%264人、公務員の方が45人12%、自営業の方が59人15%でございます。その他、学生等でございますけれども、17人4%でございます。

なお、団員の選出につきましては、各分団の管轄町ごと偏りのないように選出がなされております。よって、この愛西市各町には消防団員の方が見えるというような選出でいただいておりますので、御報告をさせていただきます。

なお、今後につきましても、さきに御案内をさせていただきますので、今月30日の解団式、また発足式までには、団員の服装等すべての準備を完了して、新たな消防団の活動スタート準備が整うわけでございます。以上でございます。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

それでは私の方からは、青塚駅のトイレの設置についてお尋ねでございますので、そちらの御答弁をさせていただきます。

これにつきましては、名古屋鉄道株式会社の方に現状の確認をさせていただきました。設置時期につきましては、来年度以降というような回答でございました。設置に当たっては、用地の確保と施設の施工は行政区である津島市の方で行い、その費用の一部を名古屋鉄道株式会社も負担するというようなお話になっているやに聞きました。また、完成後の維持管理につきましては、行政区である津島市が行うという形になるかというような御返答でございました。また、津島市の方に用地についてどうでしょうかというお尋ねをさせていただいたところ、まだ確保するに至っていないという御返事でしたので、御回答とさせていただきます。よろしくお願ひします。

#### ○24番（加藤敏彦君）

では再質問を行ってまいります。

総務部長の方から総代についての答弁がありましたが、総代の身分についてですけれども、今だと規則で総代についてうたわれておりますけれども、副総代については全くうたわれていないんですけれども、やはり責任を持ってもらうという意味で、副総代さんについてもきちっとうたっていくべきではないか、また委嘱するべきではないかという考えを持つんですが、その点はどうなんでしょう。

#### ○総務部長（中野正三君）

副総代が必要なところと、従来のやり方でもって私どもに出してみえなかった、そういう必要性を感じてみえないところがあったんだろうと思っております。基本的に私どもとしては、総代の方に御委嘱を申し上げるという考え方は変わっておりません。委嘱はあくまで総代さんです。その行政区の窓口という形に委嘱を申し上げる。ただ、今一部連絡調整会議の中でも話があるわけですが、それは何だというと、例えば何々町というところの組織のあり方に

ついて、市が考える組織のあり方の規約的なサンプルを示してもらえないかという話はございます。それは今、加藤議員がおっしゃいますが、総代さんと副総代さんだけの関係なのか、そのほかの地域には、総代さんがあって、副総代さんがあって、その下に班長さんとの間にまだほかの役員さんがある場合もあります。ですから、そういう役員さんとのやりとりというのは、個々の地域地域によって異なってくるだろうと思っております。それがすべて副総代さんを委嘱するかどうかということは私ども考えておりません。ただ、組織としてのあり方の例という形はとらせていただかなきゃならんかなあと思っています。ただ、今加藤議員がおっしゃったことについては、また連絡調整会議の方にも諮りますけど、現時点では副総代さんまでの考え方は持っておりません。

#### ○24番（加藤敏彦君）

副総代さんの身分については、地域によって副総代の位置づけが違うので、総代のみで行いたい。そうなりますと、副総代さんをやっていただいて、仕事がうまくいっている場合はいいんですけども、問題が起きた場合には大変困るわけなんですけど、そういう点では総代さんを通じてすべて市からの仕事を願います、そういう形にしてもらわないと困る場合が出てくるわけなんですけど、そこら辺は市としての考えですね。答弁の中で、当分の間必要に応じてというような形で部長は答弁しましたが、そういう困った場合の調整、判断の仕方はどのようにとられますか。

#### ○総務部長（中野正三君）

私どもは、基本的なことはあくまで総代さんを窓口でございませぬ。副総代さんを窓口ではございませぬ。副総代さんというのは過渡期の考え方だろうと思っております。総代さんが副総代さんの必要性を感じられるのではないかとということで原案を出しました。ということは、いきなり総代さんがすべての把握はできかねるだろうと。その補佐役といいますか、その地域との連携をとっていただく副総代さんが要るのではないかとこの考え方の中でやっています。市としてはあくまで総代さんが窓口でございませぬ。

#### ○24番（加藤敏彦君）

確かに一つの考え方としてあると思えますけれども、やはり実際は、佐織地区でいきますと、以前の駐在員、今の副総代にいろんな仕事、連絡が直接行くというのが実態、そういう部分があるんですよ。だから、あくまで市として総代でいくという考えが建前の部分であるんですよ。だから、やっぱり実態に合わせて副総代というのをきちっと委嘱が必要な部分はやってもらいたいというふうに私は思いますので、そういう考え方を示したわけですね。

もう一つは、きょうも資料を出してきておりますけれども、平均世帯数、1人の役員さんが本当に100を見るのか、500を見るのか、非常に人間の物理的なものがありまして、やはり自主防災、自主的なものというのは、一つの参考として資料を出しましたが、大体100前後を目安として組み立てができてきておるわけですね。今までの佐織というのは、そういう目安で役員さんが選ばれて、行政としても委嘱して、きめ細かく小回りのきくような状況をつくってきたわけなんですけれども、やはりそういうものが実態としてあるのではないかとこの方できょうも

質問をして、副総代という意味合いが地区によって違う内容も含んでおるとは思いますが、やはり総代さんを補佐する、また代行する。補佐なのか代行かによって大分違うかもしれませんが、実際は、例えば自主防災なら自主防災に近いような、それから総代制に移行する前に近いような数が見えるわけですね。だから、そういうことを現実の問題としてしっかり受けとめていかざるを得ないんじゃないか。今言われるように、市の方が提起した総代の数を旧大字に絞っていくということには、現実は無理があるんじゃないかというふうに感じるわけです。そういう点で、副総代というものをきちっと位置づけてやっていくなれば、責任やまたバランスをとっていけるんじゃないかという点で、副総代も含めてきちっと規則で明記すべきではないかというふうに思っておるわけですが、その点は、そういう面、そういう内容を受けとめる、理解するという事はないでしょうか。

#### ○総務部長（中野正三君）

確かに1,500を超えるような、1,000を超えるような管轄をされる総代様もお見えでございますし、そういう中で、それを補佐するといいますか、佐屋の場合ですと、それぞれの今までの流れの中で、切りといいますか、区域といいますか、そういう形でおやりになってきているんだろうと思っています。ただ、今、加藤議員がおっしゃった、副総代と総代さんの役割で、昨年も移行した段階で私ども市側が総代さんに怒られました。ということは、副総代さんの方に連絡を同時にとった状況下で怒られたわけです。あくまで自分が説明を受けていたのは、総代が窓口といって市の業務を受けたと。何で副総代に持っていくんだという話です。ですから、総代さんが副総代さんのところへ、この場合は自分ではわからんもんで持っていってこれという場合においては副総代さんのところへ行く場合もあるかと思えます。地域的な把握ができないと。それは過渡期だと思っております。そんな考えで、副総代さんの議論については、委嘱まで私どもは考えておりません。ただその位置づけを明記するかどうか。そうなるべくと、班長さん、またそのほかの役員さんまで規則で明記するかという形になろうかと思えます。その議論は、今後の議論に待ちたいと思っています。

#### ○24番（加藤敏彦君）

今、総代制に移行して、今部長が言われたことがきちっと総代に伝わって、総代から副総代に行くそのルートが市側でもきちっと守り切れておれば、いろんな問題は出てこないと思いますが、やはり副総代さんが責任者だからといって、直接副総代にいろんなことが行くことが、その方が早くて確実、現実的なもので、問題が起きない場合はいいんですけども、問題が起きた場合には、権限も責任もない中で処理のしようがない。役所と住民、役員の関係が悪くなるばかりという問題に対して、市としても総代制でいくなればきちっとそのルートを徹底して守り切っていただかないと、問題が起きたときに悪くなるばかりということがあると思えます。部長の答弁でいくと、あくまで総代が基本だからということですから、総代のルートを徹底していただくという結論になっていくと思えます。その点の一つ確認しますが、あくまで総代が基本で指示や連絡をしていくという考えですか。

#### ○総務部長（中野正三君）

私ども、今少し職員の中で確認をさせていただいておりましたが、特別な場合、その特別な場合というのは、緊急を要することで副総代さんから市側の方へ連絡があることはあろうかと思えます。ただそれも副総代さんは、事後でも総代さんにお断りをしてくれという話で、今回のいろんな統合の話はしてまいっています。あくまで私どもの窓口は、全部署は総代さんを通してやっております。ただ、その中で総代さんと副総代さんとの約束事といいますか、そこら辺は私どもが中に踏み込んでいませんのでわかりかねる部分もあります。しかし、窓口はあくまで総代さんをお願いしております。

#### ○24番（加藤敏彦君）

総代制に移行していくという立場での市の考え方、部長の考え方は確認させていただきました。

もう一つの点で、行政区のあり方ですね。総代制についてですけれども、先ほど自主防災のことを紹介いたしましたけれども、本当に総代制で愛西市のまちづくりがうまくいくだろうか。一つは方針を決めて、それを今徹底しているわけですから、それはそれでいくわけですけれども、やはりもう一つ、市民が主人公といいますか、本当に災害に強い防災のまちづくり、またコミュニケーションがとれるまちづくり、そういう面を考えていくと、一つの自主防災のような単位に例えば行政協力員を配置して、そして小学校区やコミュニティー区で行政区を考えていくということが必要ではないかと思えますし、また新年度からは庁舎の検討等も始まるわけですが、そういう点について市長の考えをちょっと伺いたいんですけれども、今一つの例として紹介しましたが、そういうようなまちづくりの進め方について、市長の考えはいかがでしょうか。

#### ○市長（八木忠男君）

加藤敏彦議員の質問にお答えをいたします。

総代制については、この場でも幾度と御説明を申し上げ、過日も佐織の方へもお邪魔し、21年度に向けて全体を統一的な総代制で進めたいという考え方を伝え、あるいは立田さんの方へもお邪魔をしているところでありまして、その点は今までのこの3ヵ年の中で総代連絡調整会議など、きちっとその場でも御説明、御理解をいただきながら進めてきているところであります。

今、まちづくりについてという御指摘であります。自主防災会、これも部長が答えましたとおりでありまして、細かい地区地区でこの自主防災会を育てて進めていっていただきたい、そんなことを思っているところでございます。広域的な範囲では学校の通学的な問題もありますが、それぞれの地区であるコミュニティー単位を、またまちづくりのポイントとして進めることも大事ではなかろうか。そして総代の皆さんには総代の皆さんの立場で御協力願いながら進めてまいりたいと思っております。

#### ○24番（加藤敏彦君）

総代につきまして、市の考え方は再度確認をしたわけですが、やはり現実的に住民の生活、それから住民の暮らしの単位、そういうものからいくと、副総代がかなりの役割を果たし

ている点では、やはり総代制でいくなれば、副総代について規則で明記して、その立場を保障していくのが現実的な対応ではないかと私は思いますので、ぜひ検討していただきたいのと、やはり今後のまちづくりについては、100世帯前後の単位に行政の協力員を置いて、そしてまちづくりを進めていくことをぜひ研究していただきたいと思います。

次に、消防の広域化についてお尋ねをしてみたいです。

消防長の方から消防の広域化についての説明をいただきました。一つは、愛西市としての態度表明はいつ行うのか。3月の末に県の方の計画案が示されますが、それ以後に表明をしていくのではないかと思います、流れとしてはどういうふうになるでしょうか。

#### ○消防長（古川一己君）

それではお答えをさせていただきます。

先ほどの答弁の中で、今後のスケジュールという部分がちょっと漏れておりましたので、その部分もあわせて御説明を申し上げます。

これからのスケジュールでございますけれども、3月末に推進計画が公表されます。その公表の中で枠組み市町村というのが公表されますので、新年度に入りまして、その枠組み市町村、この地区でいいかと海部地区でございます。3市5町1村の中で協議会また検討会といえますか、そのようなものを立ち上げて、それぞれが協議・検討に入るわけでございます。その中で各自治体の意見が集約されるわけでございます。先ほど申し上げましたように、この広域化というものは強制的なものではございませんので、その中において進める進めないというのが全体の意向で決まろうかと思っております。その中では、私どもの方は進めるというような表明になろうかと思っております。

それで、広域化は5年間をめどに進めるというものでございますので、先ほど少し指令台の関係で御説明しましたけれども、やはり一刻も争うような部分、またメリットは多いということでございます。よって、少しでも早く実現ができればと思っております。以上でございます。

#### ○24番（加藤敏彦君）

消防の広域化につきましては、自治体消防として、合併してようやく自治体消防になったなあと、今まで遠い存在であった消防というものが身近な存在になってきたなあとというふうに思っておりますが、そういう点で、また広域化になってしまうと遠い存在になるし、なかなか内容も聞く機会が少なくなるのではないかという心配をするんですが、そういう点で消防長の気持ち、考えはどうなんですか。

#### ○消防長（古川一己君）

自治体の方からまた一つの組合、広域連合になるかもわかりませんが、離れるのではないかとございまして、いずれにいたしましても、消防というのは防災等の関係もございまして、各首長、また各自治体の関係との連携、また消防団との連携ということも十分考えてやらなければならない部分でございまして、そのような御心配はないと思っておりますので、広域化ということになっても、皆さん方は広域化の組合、また連合会の方へどしどしお出

かけいただければ結構かと思えます。

**○24番（加藤敏彦君）**

消防の広域化について、今消防長の方からスケジュールが示されましたけれども、愛西市としては広域化を進める立場で考えていると。広域化を進める場合、いろんなデメリットの問題など紹介されましたけれども、実際に新年度に協議会が立ち上がって協議されるわけですけれども、そういう中で、進めると考えた場合に障害になるような問題はあるのでしょうか。今の時点で考えられる内容はあるのでしょうか。

**○消防長（古川一己君）**

障害という表現がいいかどうかわかりませんが、どうしてもまず決めなければならないのが本部の位置、これを新たに建設するのか、今の既存の消防本部を利用してできないのかと、そのようなのがまず最初に手をつけなければならない部分ではないかなと思っております。現在の指令センターもそうでございますけれども、私どもサイドでは、既存の本部内でそういう施設ができないかということも少し協議はしてございますけれども、今後4月に入ってその本格的な協議に入ることとなるかと思えます。

**○24番（加藤敏彦君）**

愛西市の合併が行われるときも、津島市との合併も一つの選択肢として佐織地区でも協議されましたが、やはり津島市との合併がうまくいかなかったのは、病院の今の状況の問題もありましたし、給与の問題もありました。そういうような問題もやはり一つの課題となってくるのかどうか、その点についてはどうでしょうか。

**○消防長（古川一己君）**

ただいまの御質問でございますけれども、当然調整という部分ではそれも出てこようかと思えます。ただ、先進の衣浦東部広域連合というのがございます。これは5市が広域化で連合会を組織したところでございますが、そこにつきましても、それぞれの任用等についても5年をめどにということで、ことしが5年になるわけでございますが、そこで調整を図ってということでございますので、当然今の問題もそれぞれまだ調整を図らなければならない事項かと思っております。

**○24番（加藤敏彦君）**

住民からいきますと、やはり自治体消防、身近な消防があるかないか、また消防力の強化が一層されるかどうか、そういうことが大事だと思いますが、そういう視点から消防の広域化について今後も見ていきたいと思えます。

次に3点目の青塚駅のトイレ設置の問題でありますけれども、部長にお尋ねいたしますけれども、設置できるかどうかは用地が確保されるかどうかですが、用地の見通しがついたような話もちらっと聞いておるわけですけれども、その点はどうなんでしょうか。

**○経済建設部長（篠田義房君）**

1回目の御答弁で申し上げたとおりなんで、これは申しわけない、電話で確認をさせていただいたんですけれども、先ほど御答弁で申し上げたとおりで、議員の方は確保ができたと聞いて



たとおっしゃったんですか。その辺、直接私どもの行政区でないものですから、津島市さんにお聞きして議員の御質問にお答えをさせていただいたというような経緯でございます。詳細についての内容がわからないものですから、これで御勘弁いただきたいと思うんですが。

○24番（加藤敏彦君）

用地等については、仮契約とか、正式な契約とか、そういうものがきちっとできないとなかなか発表しにくい部分がありますが、名鉄の回答としても新年度に対応するという形で、津島市の方もそれなりに努力はしてみえると思いますけど、一番出発点であります、トイレがなくなったことによって困っている住民の問題が一日も早く解決できるよう、市長を先頭に御努力をお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（佐藤 勇君）

これにて24番議員の質問を終わります。

ここで10分間の休憩をとります。

午後2時23分 休憩

午後2時33分 再開

○議長（佐藤 勇君）

会議を再開させていただきます。

通告順位14番の5番・吉川三津子議員の質問を許します。

○5番（吉川三津子君）

環境、子供重視の立場で、そして生活者の視点で質問させていただきます。

最初に、市民参加のまちづくりは情報公開と行政への信頼からということで、斎場問題に絡んだ三つの問題についてお伺いいたします。

この斎場の問題につきましては、きょうも西保団地の方が傍聴に来ていらっしゃいます。既にお2人の議員の方から西保団地の方々のお気持ち、事情については発言がありましたので、私は違った側面から質問をさせていただきます。

ではまず最初に斎場建設計画について、斎場は必要だが、告別式場は不要であるとの立場で質問いたします。

市長は、全員協議会で報告したとか、特別委員会や検討委員会で御協議いただいたと答弁をよくされます。ならば市長の考えはどうなんだろうと、昨日もきょうも答弁を聞きながら思いました。全協での報告と議員との合意は別物であり、特別委員会も検討委員会も審議するのみで決定権はなく、市長がこれらの審議を参考にして計画を策定するものであることは言うまでもないことです。また、火葬場が必要であるということと告別式場が必要かということは、分けて考えねばならないと思っております。

そこで、本日の斎場問題は、市長自身がどう考えていらっしゃるのかをお伺いしたいと思いますので、よろしくお伺いいたします。

特別委員会や検討委員会の議事録、そしてその他情報公開請求で入手した資料を年表にまと

めてみたところ、当局からの提案はほとんどなく、議員任せの計画であることを改めて感じています。平成18年10月12日の特別委員会で告别式場をつくることが合意され、それならば2ヘクタール以上が必要だろうということが書かれています。斎場という迷惑施設のイメージアップと、市民に安い利用料で使ってもらうことがこの事業計画のスタートであり、そしてわずか2ヵ月後の12月26日に議員が西保の地主に内諾をとっており、猛スピードで事が進められ、市民に対してきめ細やかな情報公開や意見聴取がされていなかったことが手にとるようにわかります。

現在、西保団地の方々の反対と、そして税金の無駄遣いという二つの問題を市民から突きつけられていると私は思っています。市長や副市長は何度も西保団地に足を運んでいらっしゃいますが、回数をこなせば理解されるといったものではなく、住民の方が疑問に思うことに的確な説明がされなければ、逆にますます不信感が募るのではないかと私は思っております。

そこで、市長は、西保団地の方に理解が得られていないのはどこに原因があるとお考えでいらっしゃいますか、お伺いいたします。

次に、情報公開請求のあり方と個人情報保護についてお伺いいたします。

情報公開請求者の名前が全員協議会で公表される事件がありました。職員による個人情報保護に関する課題は合併前より気になっていたことでしたので、請求者の個人情報保護について担当者とお話をさせていただいた矢先の出来事でした。今すぐに個人情報を守るための措置がとれないのであれば、請求者名は該当部署の担当者までにしか知らせないなどの対策を早急に工夫すべきです。また、情報漏れが起きてしまったときの対処方法である危機管理システムができていないことも今回感じています。

そこでお伺いいたしますが、全員協議会で議長から訓告があり、議会事務局と市長が議員に謝罪されましたが、市民の信頼回復への方策や請求者の方への対応はどうなっているのでしょうか。今回の事件の重大性から、対策はとられたと思いますが、現状と今後の具体的な改善方針についてお伺いいたします。

次に入札と随意契約について、公共嘱託土地家屋調査士協会の利用についてお伺いいたします。

公共嘱託土地家屋調査士協会への発注方式は、年度初めに随意契約で単価を決め、精算する出来高払い、そして測量業者の場合は入札が原則となっています。この公共嘱託の問題は、12月議会でもこの斎場絡みの道路問題として取り上げましたが、ここ数ヶ月、私なりにさらに勉強いたしましたので、再度取り上げます。

当市の担当者に尋ねましたところ、支部の代表が存在するにもかかわらず、そちらを通さず、今までのつながりで業者を指名していると思われるケースもありました。こういったケースは、本来ならば業者との随意契約とすべきですし、個別の業者との契約が表面に出てこないのは問題であります。これは公共嘱託というベールをかぶった職員との癒着として疑惑を持たれる心配があります。また、愛西市の経済建設部での公共嘱託土地家屋調査士協会への業務発注は、17年度613万3,159円、18年度389万7,573円、19年度は1,009万8,879円と膨らんでおりま

す。このうち土地家屋調査士にゆだねなくてもよい業務、つまり測量士でもできる業務が平成17年度に29万7,000円、そして19年度にこの斎場周辺道路測量で462万円がありました。12月議会に当局から公共嘱託に委託しても問題ないとの答弁をいただきましたが、納得がいかず、公共嘱託がつくった書籍や土地家屋調査士法などを調べました。

まず法的な背景から申しますと、公共土地家屋調査士とは、登記に係る手続や土地境界に絡む紛争の相談などをすると法律で定められています。そして社団法人公共嘱託土地家屋調査士協会についても法第63条で定められており、官公庁が行う不動産の表示に関する登記に必要な業務を目的としています。また、公共嘱託が発行している書籍にはこう書かれております。

「測量設計会社の中には、当社は不動産登記もできますとPRしているところもあるようですが、これは測量設計会社の代表者が個人として土地家屋調査士の登録をしている場合と思われる。しかし、この場合、土地家屋調査士業務を測量設計会社は受託できませんから、代表者が個人、つまり土地家屋調査士として受託しなければなりません。土地家屋調査士業務は、土地家屋調査士報酬として税務申告を行う必要があります。また、測量設計会社が土地家屋調査士を雇用して調査士業務を行っている場合は、法68条1項に抵触する」とも書かれております。つまり、公共嘱託への委託は土地家屋調査士個人への委託であり、462万円もの測量業務を協会へ委託すると法に触れることにはならないでしょうか。土地家屋調査士と測量士の役割や公共嘱託に対する認識不足から問題が各地で起きており、幾つかの自治体で改善がされているようですので、一つ改善事例を紹介いたします。

一つは、公共嘱託を活用する範囲は表示に関する登記を目的とする業務とし、登記を目的としない測量業務については、測量業者を含む履行可能な業者による競争入札もしくは随意契約で業者を決定する。そして個々の調査士を指名発注するのではなく、必ず公共嘱託へ発注するなどのルールを決めております。愛西市においてもきちんと規則づくりをすべきと考えますが、いかがでしょうか。

もう一つ、入札についてお伺いいたします。

斎場周辺の道路工事、これは予算で5,500万円ですが、二つに分けて分割発注されております。先日の御答弁によりますと、工期の関係で分けたとのことで、公告中であるので工事設計価格を明かすことはできないということですが、仮に設計費が5,000万円以上とすると、二つに分ければB等級の業者による入札となり、一本化で入札をするとA等級の業者による入札となります。つまり、分ければ入札業者が変わってしまうわけです。難しい工事ができたり、短期間に大きな工事もできるから等級を分けているんだと思うんですが、こういった等級が変わる分割入札は慎重に行うべきで、担当部署だけに任せず、イレギュラーな事例は検討する仕組みをつくっていくべきだと考えますが、この点についてもお伺いいたします。

最後に、トーヨーボールの解体についてお伺いいたします。

この間、市民の方々と監視活動に取り組んでまいりました。昨日からトーヨーボールの解体が始まり、やっとなんという思いと、あれだけのアスベストが適正にきちんと除去されているだろうかという不安が残っております。環境課では連日パトロールをしていただき、市民からの通

報に対しても迅速に対応していただきました。しかし、パトロールでシート破れなどを見つけて県に連絡しても、県がみずから確認しない限り業者に指導しないと、結果的には迅速な対応には至らず、環境課としてもいらいらされたことと思います。

そこで一つ目の質問ですが、3月3日、行政による立入検査があり、県大気環境課や建設部、そして稲沢市が施設内に入りました。どうして愛西市は入れてもらえなかったのか、お伺いいたします。

また、今後あってはならないことですが、将来の健康被害のことを考え、資料などを保管しておくべきですが、今までの工事スケジュールなど、再提出を前議会でも求めてまいりましたが、入手できているのか。また、今後の解体スケジュールについてはきちんとしたものが入手できているのか、お伺いいたします。

以上、1度目の質問を終わります。

#### ○市長（八木忠男君）

吉川議員の質問にお答えをいたします。斎苑関連についてであります。

この件につきましては、先般来それぞれ御質問の中でお答えをしております。個人的に市長としてセレモニーホールはという内容についてもお答えをしておりますけれども、今までの近隣の、あるいは建設されたそういう状況の中でも、地域のそれぞれの生活環境、あるいは家庭環境のそうした状況、核家族化などなど、そして佐屋の方も、他のそうしたセレモニーホールを利用された方からも、あれば利用したいということなど、いろんな面でお聞きもしておりますし、私は、利便性、あるいは経済性の面からもセレモニーホールを併設ということと考えているところでございますので、今までと何ら変わりません。

そして地元の皆さんに御理解をいただくべくお邪魔もしておりますし、御意見も聞いておりますし、これも先ほどの御質問にお答えをしましたが、地元からの陳情書の今般御報告しました内容、そんな内容の同じようなことにつきましても、前もって説明に、考え方を聞かせてくれということもございましてお邪魔もしているわけでございます。そうした内容についても地元の西保団地の皆さんにお伝えをしながら進めているわけでありまして、すべて私どもが、陳情あるいは考え方を受け入れるわけにはいかない内容もあるわけでございまして、そうしたこともきちっと伝えながら今後とも進めてまいりたいと思っております。よろしくお伺いいたします。

他の関係につきましては、それぞれ担当から御説明申し上げます。

#### ○企画部長（石原 光君）

それでは2点目の、情報公開と個人情報の問題でございますけれども、今般、議員御指摘の個人情報の問題につきましては、請求人の方を初め議会の方へも大変御迷惑をかけたと思っております。これは情報管理という部を預かる者として、改めておわびを申し上げます。

それで、個人情報の取り扱いにつきましては、やはり職員等の知り得る範囲を最小限にとどめるべきであろうと。そして情報漏えい防止に努めるよう、ふだんの心がけが大切だと改めて認識をしております。

それで、御発言の中にも、市としての体制が不十分であったことも起因していたことも事実でございます。過日、議会議長さんからも、情報公開に関する運用方法の確立と全職員の個人情報取り扱いについて、再度注意を払って取り組むようにという御指摘・御要望もいただいております。それで、今後、個人情報、プライバシー保護につきましては、やはり全職員が一体となって取り組むよう周知徹底する所存でございます。

それで、再度これは原点に戻っての話になりますけれども、やはり各職員が個人情報の知る範囲は最小限にとどめるべきであると。それから個人情報の漏えい防止対策は職員に周知されたものと思われる中で、例えば漏えいした後の責任の所在と、それから対処というものをきっちり明確にすべきだというような観点から、再度この問題については周知徹底を図ってまいりたいと思っております。取り扱いの方針等につきましては、最終日、全員協議会の場で、そういった考え方について整理したものを議員さんの方へもお配りしたいなど、そういうような形で準備を今進めているところでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

それから2点目の公嘱協会の関係でございますが、全体の考え方につきましては、たまたま契約担当課といいますか、財政課の方へ御質問をいただいておりますので、考え方についてちょっとお話をさせていただきたいと思ひます。

やはり公嘱協会を活用するというのは、議員御発言の中にもありましたように、測量から登記まで一貫処理するため、大量かつ複雑な登記事務もスムーズに効率的処理ができるのが公嘱協会のメリットだというふうに考えておりますし、そのケースによっては、今後も市としては活用していくという考え方にも変わりはありませんが、ただ、先ほど議員の御指摘にございました、業者を直接指名して契約をしているようなケースもあるというお話でございますが、その辺の関係につきましては、全国的に公嘱協会を使われている団体が多くあります。当然愛知県もそうですし、県下の市町もそうであります。今御指摘がございました、契約の事務上の問題となると思ひますけれども、これは一度各市町さんの状況もお聞きした上で、もしそういったことがあって、当然これは修正をしないかという状況であれば、当然それは修正すべきものであるという考え方でありますが、一度各市町さんの状況もお聞きした上で、一度勉強させていただきたいと思ひしております。個々の内容については担当課の方から申し上げます。

それから、2点目の今回の入札の関係でございますけれども、今私も、市の業者選定につきましては、公共工事請負業者選定要領をもとに、それぞれの工事の内容と規模に基づいて工事のランクを決めて業者の選定をしているのが現状でございます。それを現課の方から提出していただいて、最終的な指名審査委員会の場でいろいろ審議を経て決定しているのが現状でございます。そういったことで御理解をいただきたいと思ひます。以上です。

#### ○市民生活・保健部長（八木富夫君）

それでは私から、トーヨーボールの関係について御答弁をさせていただきます。

御承知のようにトーヨーボールのアスベスト除去の問題につきましては、大変皆様方に御心配をいただいて、御迷惑もおかけしておる状況かと思ひしております。

先ほど議員がおっしゃっていただきましたように、3月3日に新聞報道等もされております

が、このアスベストの除去につきましては、午前中に愛知県の方と稲沢において建物の内部に入りまして確認をされました。

それで、これについて私どもにというお話でございますが、当愛西市におきましては、関係する市町村ではないと。隣接する市町村であるので、県、そして業者の方からは、調査権がありませんといったような言い方をされておりますので、私どもの方としては内部調査を確認することはできませんでした。

それから、解体のスケジュールにおきましては、今現在、当初説明会の折に出されております工程表どおり4月末をもって終了となっておりますが、それぞれ報道では、完全に整地されるまでにはもう1ヵ月ぐらいかかるのではないかというふうに報じられております。以上でございます。

#### ○5番（吉川三津子君）

では、まず最初にトーヨーボールの件からお伺いをしたいと思います。

愛西市に関しましては、なかなかトーヨーボールの工事状況の情報が入らないという状況にあったかと思うんですけれども、一番被害が考えられるのは愛西市であり、もっと強く対処していただきかったなあというのが正直なところです。先日、弥富中学校の解体現場の方に行っていました。公共がやりながらもあれだけの粉じんが出るという姿を見てまいりました。やはりそういった状況が、大変これから風も強くなる時期を迎えますので、やはり愛西市としても積極的に、拒まれてもそれを押し崩すような形で強く強く訴えていただきたいと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

#### ○市民生活・保健部長（八木富夫君）

おっしゃっていただきますように、私どもとしましても十分県を通じてそうした取り組みをしていきたいとは思っておりますが、話し合いの結果でございますので、結果はわかりませんが、努力をさせていただきます。

#### ○5番（吉川三津子君）

先ほど個人情報の扱いについての御答弁をいただきました。これはこちらからの要望なんですけれども、やはり起きてしまった後の対処がとても大事だと思います。私は、この事件が起きて随分たつと思いますけれども、それに対してきちっとされたのかというのがとても疑問に感じております。請求者に対してもきちっとこれはすべきであろうし、その辺のところの危機管理体制というのは今後課題になる。やはりだれもが失敗はあるものですので、起きたときにどうするのか、その始末の仕方が行政への信頼につながっていくと思いますので、起きないようにするというのも大切ですが、起きてしまったときにどうするかというところを考えるのが大変重要なことではないかと思っておりますので、その辺についても今後どうしていくのかということの議論をお願いしたいと思っております。

それからもう一つは、私もたびたび情報公開請求をさせていただいているわけですが、議員自身の個人情報の扱いについてもきちっと線を引き、これは議員としての公職の身であるのか、個人としての行動であるのか、それは愛知県におきましてはきちっと区分け

がされております。愛知県に対しても情報公開請求をするんですが、私の名前が出てくるときと出てこないときがあります。それは議員として活動したときと、一個人として、市民として活動したときとくっきりと分かれて情報公開がされておりますので、やはりその辺をきちっとしていただかないと、議員のすべてのことが公開されてしまうと、プライバシーも何もなくなってしまいますので、そういったこともきちっとしていただきたいなということを感じておりますので、よろしくお願いいたします。

それからあと公共嘱託につきましても、愛知県ではないですけれども、ほかの府県の内部資料等を入手しております。その中では、支部によっては大変変だなという、支部自体がおかしな取り決めをしていたりとか、そういう面がございます。またそういった情報も議会が終わりましたら提供させていただきますけれども、やはり公共嘱託の役割というのがきちっと法律で明記されております。土地家屋調査士の役割というのも、これは弁護士と同じような役割です。ですから、そういったところに測量業務を委託してよいのかというのは、法律を読めば明らかになるところですので、違反している云々以前に、やはり常識的に考えていただければ結論が出ることかというふうに思っておりますので、そちらについてもまた情報等出させていただきますので、ルール決めの方をお願いしたいと思います。

一番重要な火葬場の問題についてお伺いしたいと思います。

先ほど市長の方から、何度も地元の方に出向いているんだというお話をされました。私も西保団地の方々のお話を聞いたり、市長がこういったお話をしてきたということも全員協議会の中で伺っているわけなんですけれども、私がずうっとお話を伺っていることは、とても市長のお話が抽象的なところが多いと思うんですね。セレモニーホールについても、ほかの市もつくっている。8割、9割のところがつくっているから要るんだと。市民の方からこういうお話も聞いているからつくるんだというお話をされていると思うんです。でも、火葬場をつくることには、私は市民の半数以上の方が賛同されていると思います。問題は告別式場、セレモニーホールが必要かどうかというところで皆さんが疑問を持っていると思うんですね。西保団地の方も、最初は どうして西保なんだという疑問をお持ちになりました。市の方は、セレモニーホールをつくと2万平米以上要るから、場所が限られてきて西保なんだというようにお話も今までの公文書の中から出てきているわけなんですけれども、じゃあこの2万平米が必要となったセレモニーホールが必要な根拠は一体何なのかと聞いた場合、とても市長のお答えでは西保団地の方も理解できないというふうに思っております。いろんな議事録の中でも、セレモニーホールをつくらなければ、土地は半分でもいいといったような当局からの説明もございます。そうすると、もっと候補地が上がってくるんじゃないかと、そんな疑問もお持ちなわけなんですね。

そこでお伺いしたいのは、市として告別式場をつくらないとどんな問題が起きてくるのか、それを市長にお伺いしたいと思います。

#### ○市長（八木忠男君）

市として問題はございません。市民・住民の皆さんのよりよい施設利用をしていただくべく

の考え方であります。

**○5番（吉川三津子君）**

セレモニーホールをつくるのに、そういったよりよいサービスというお話とか、安いからというお話をされているんですけども、多分安いというのがよりよいサービスということだと思えるんですけども、じゃあなぜ民間より安いかといえば、やはり税金で補てんされる。つくった施設については税金から借金として返される。そして利用料の一部は税金から繰り込まれるということだと思えるんですけども、こういったものをつくったときに、もう既にセレモニーホールがこの地域ではたくさんあるわけです。平成19年2月2日の第4回の特別委員会で、民間との競合のことは想像していなかった、問題だということで発言があります。その後、この問題についてどこかで話し合われたかと思って、検討委員会の資料もずうっと見ているんですけども、民間への圧迫のことについてどこにも議論がされておられません、市長はこのことについてどのようにお考えなのか。私自身、数ヵ所回らせていただきました。愛西市がセレモニーホールをつくるということに大変お困りです。行政自身こういった民間を圧迫する事業をすべきではないし、地方自治法の中でも当然民間の育成というのが仕事であって、民間の仕事を奪うことはしてはならないと思いますが、その点についてどういうお考えをお持ちなのか、お伺いしたいと思えます。

**○市長（八木忠男君）**

民間を圧迫・逼迫というとらえ方は全くしてごさいませんので、その施設の中のこれからの運営についても、民間の方に管理とかそういうことも考えていかないかんあということをおっしゃっているわけでごさいまして、今まで民間の施設はどんなふうにあって、どんな状況だということも勉強は私どももしているわけでごさいます。そんな考え方で進めてまいりますので、よろしくお願いたします。

**○5番（吉川三津子君）**

私、それでは民間の圧迫という問題がクリアされたとは思わないです。愛西市のセレモニーホールを担うのはたった一つの会社のはずです。ほかのところはどうなるのでしょうか。そしてまた、安く提供できるからこのセレモニーホールをつくるんだとおっしゃいます。ほかのセレモニーホールは、その建物を建てた維持管理費等、借金分を利用料に織り込んでいるから当然高くなるわけです。そこでうまく競争原理が働くかといったら、働くわけがないわけです。そういった部分において、市長はマニフェスト討論会のときでも、公約の中でも民間の活力を利用してやっていくんだというお話をされました。それは民間を育てていくんだという意味だと思っておりますが、その辺について私は今市長のお答えというのは全くクリアできていないと思っておりますが、その点についていかがでしょうか。

**○市長（八木忠男君）**

吉川議員とちょっと私の考え方の中で、民間のとらえ方、あるいは行政の立場としてのそうした市民・住民の皆さんへの利便性の件での内容がちょっと違うかなあという判断をしております。すべて私どもは、地権者の皆さんにもそうしたことも聞きましたし、よりよい施設にし



てくださいよという地元の御意見も聞いてきているわけでありますので、そうしたことをしっかりとらえながら進めているところでございます。

**○5番（吉川三津子君）**

地権者の問題というのは、土地が決まってから出てきた問題ですので、セレモニーホールが必要かどうかということの理由にはならないと思います。セレモニーホールが必要だから2万平米を確保した。その後に地権者の方がそういった要望もされていますよということで、地権者の方がそういう要望をされたときというのは、既に市長の腹の中ではセレモニーホールをつくるということが決まっていたわけですので、地権者の要望によってこのセレモニーホールをつくる、つくらないということが左右することではないと思いますが、もう一度御答弁いただきたいと思います。

**○市長（八木忠男君）**

ですから、考え方は冒頭に私の考え方を申し上げましたし、地権者の方のそうした御意見も承り、今もそれぞれ地域の皆さんの区会に出向いていろんな意見もこれからも承って進めていくわけでありますので、御理解をいただきたいと思います。

**○5番（吉川三津子君）**

今、市長が御答弁いただいているんですけど、私が聞いているのととてもずれがあると思います。私は、なぜセレモニーホールをつくることにしたのかということをお伺いしているわけです。その中で、ほかの市もやっているとか、安いとか、そういうことをおっしゃるものですから、民間の圧迫の問題もありますというお話をされていて、そこで市長は、地域の方に御理解いただくようにしているとか、そういうお話をされるんですけど、利便性といった意味で私とどう意見が食い違っているのか、ただいま答弁をいただいたんですけども、利便性において私の考え方との違いはどこにあるのでしょうか。

**○市長（八木忠男君）**

おっしゃっていただきましたように、民間を圧迫とか、いろんな考え方はそれぞれお持ちでありますし、吉川議員のお考えもあろうかと思いますが、先ほど来私申し上げているとおりでございますが、吉川議員の考え方と違った考え方があるなということを見ずからにも問いかけているわけでありますが、事実考え方がそれぞれ立場立場で違うことはあり得ることでありまして、御理解をいただきたいと思っております。

**○5番（吉川三津子君）**

ちょっとわけがわからないんですけども、民間の圧迫があり得ないということをおっしゃっているのでしょうか。今御答弁いただいたのは、民間を使っていくからいいんだというお話だったと思うんですけども、民間の圧迫については、ほかのところについての影響はいかがですかというお話をしているんですけども、その辺については別に考える必要がないという意味でしょうか。

**○市長（八木忠男君）**

指定管理者とか、民間活用はどんどん進めておりますし、いろんな事務事業につきましても

民間の皆さんにお願いをして、サポートセンターでもいろんな皆さんにお願いしながら民間の活力も活用しているわけでございまして、この件について、そうした民間の業者さんを圧迫するんで、それはという御意見でありますけれども、その範囲は私ども微小という考え方でございます。

#### ○5番（吉川三津子君）

なぜ微小なのかということは、また後日データ等で示していただきたいです。それは大変お困りになる。それは民間だけじゃないんですよ。お寺からもお話をいただいています。お寺のお葬式がなくなるということのお話をいただいております。やはりそこまできちっと私は考えるべきだと思います。行政がすべきことかどうかということは考えるべきだと思います。

では次に、児童館についてお伺いをしたいと思います。

法律の中に墓地埋葬法に関する法律施行細則というのが、これは愛知県の細則だと思います。こちらの方に、220メートル以内に人家とか官公署、学校、公園、病院など、そういったものがあってはならないということになっております。私はこの児童館というのが問題であると思っております。その理由につきましては、こういった法律の解釈の仕方にはいろんな解釈があります。拡張解釈とか勿論解釈とか、例えばマンションで犬や猫の飼育を禁止というときに、その法律、決まりができた理由によって、静けさを求めるならばもちろん声を出すほかの動物もだめだろうと。また、建物の神聖さを求めるならばすべての動物がだめなんだろうということで、その法律ができた発端というか、理由によって解釈が変わってくると思っております。

この法律をずうっと読んでみまして、これがどんな趣旨でできたのかということ、人家とか官公署、学校、公園、病院という項目から考えてみた場合、やはりこれは目に入る、自分の視野の中にあるということが、生活していく上でその方たちに与える影響が大であろうという意味であると思っております。そうすると、私は、この学校と、それから児童館の隣にも公園があります。そういった法的解釈の仕方から考えると、当然児童館というのがこういったものに含まれてくるというふうに考えますけれども、当局の方では、この児童館についてどのような考え方で進んでいるのか、お伺いをいたします。

#### ○副市長（山田信行君）

墓地埋葬法施行細則の中で言っておる学校という中に、私どもこの児童館は入らないと思っております。児童館はあくまでも児童福祉法に基づく児童厚生施設ということで承知をいたしております。

#### ○5番（吉川三津子君）

この墓地埋葬法に関する法律というのは、できたのが大変古い時期でございます。多分このころには児童館とかはなかったと思います。そういった面からも、この法律の背景とかから考えても、この法律に児童館がないからいいのかということ、行政のしっかりした方針でもって考えるべきで、法律に触れないからいいとか、触れるからいけないという前に、やはりこの施設に対して斎場が近くにあることの影響はどうなんだろうということ、きちっと評価して決めていくべきではないかと思っておりますが、その点についてはどのようにお考えなのか。そしてま

たこの児童館に関してはどのような対応がされているのか、お伺いをしたいと思います。

**○副市長（山田信行君）**

この墓地埋葬法、できたのは昔でございますけれども、平成18年3月までずっと段階的に改正がなされてきております。ですから、今の条文の中にも、学校とか公園とか鉄道敷、個々明文化しておりますので、もし児童館もこれに該当するのであれば、きっと改正の中でこういったものが明言されてくるのではなかろうかというふうに思っております。

そうした中で、法律に明記されていないから私どもは無視している、そういうことではなくて、私どもこの候補地がほぼ決まってきたときから、児童館、昨年5月14日に説明会をさせていただきました。これは単に母親クラブさんの役員さんだけということで、十分でないと言われればそうであったかもしれませんが、ですから役員さんだけでなく、これからもし必要があれば、きちんとまた説明はしていきたいと、そのように考えているところです。

**○5番（吉川三津子君）**

私たち議員に対しても、児童館の方には説明したからいいようなお話がされてきておりますけれども、児童館のどなたにお話をされて、これは合意をいただいているということで理解してよろしいのでしょうか。

**○副市長（山田信行君）**

昨年5月14日に役員さんに説明をしたわけですがけれども、これは役員さん7名でございまして、そのうち7人の中に4人の西保町の方が含まれておりました。

そういった中で、同意を得たかどうかということですがけれども、説明を申し上げた上で、皆さん方からの意見としては、この火葬場、だれしもお世話にならなきゃならん施設だから、できるだけ早くつくってほしい、そういった前向きな御発言があったということで、それを同意とか承諾とは受け取っておりませんが、そういった前向きな、批判的な意見とか、そういうものはなかったということで承知をしております。

**○5番（吉川三津子君）**

そのときに参加された方たちというのが、今同意をしたわけでもなくということで大変お困りになっているというお話を少しお伺いしているんですね。そのころどういったお話をされたのかちょっとわかりませんが、児童館については使うのはやはり子供たちです。今お話を聞いていると、多分サークル活動をされている親さんたちかというふうに思いますけれども、実際に深刻にお考えになるのは一体だれかということ考えた場合、子供がそこを利用している親さんかというふうに思います。そういったところにお話は行っているのでしょうか。

**○副市長（山田信行君）**

親さんというと、児童館を使われる子供さん全員の親御さんという意味ですか。

**○5番（吉川三津子君）**

例えばどういうところにされたのか。

**○副市長（山田信行君）**

昨年5月14日の説明会、今言ったとおりでございまして、母親クラブ、みつばちというクラ

ブですけれども、その役員さん7人に対して説明したわけですが、その説明の内容といたしますのは、西保町7地区それぞれ私ども説明を行ってきたわけですが、そういったときに用いた資料を用いて、同じような説明をさせていただいておるといことです。

#### ○5番（吉川三津子君）

多分それは親さんたちのサークル活動の代表の方かと思うんですね。やはりそこら辺はお話をされるところが違うんじゃないかなというふうに思いますので、再度そこら辺のところをクリアせねばいけないというふうに思いますので、きちっと周知なり何なり説明をし、御理解をいただくまできちっとお話をさせていただかなければいけないというふうに思っております。

それからあと、議事録とか何かを見ますと、永井議員の方からとか、ほかの議員からも御指摘がありました。先に土地が決まって、後づけでいろんなことが決まっていったのではないかと。そしてこの議事録を見ますと、最後に、農業振興除外をするに当たって、それなりの駐車場やセレモニーホールが要するという表現があります。先ほど宮本議員の方からも、過大な施設ではないか、なぜこんな駐車場が要るんですかというお話が出ました。やはり土地ありきで、どんどんどんどんそれに合った施設をつくっていつているのが現状ではないかというふうに思っております。すべての議事録なり公文書を見ればそれが手にとるように流れからわかってくるわけなんですけれども、もう一つ気になることは、先ほどからも、これも私以外の議員からも発言が出ております。津島市をこの斎場へ後々入れるのかどうかということでもあります。このことについてでも、はっきり言うと、特例債をもらうのに支障があるんだと、玉虫色にしておかないといけないんだというような発言も要所要所にあるわけです。私が今これをなぜ申し上げるかと言いますと、後々になって合併特例債を返せということにならないのか。人口に比べて炉数も多いという御指摘も出ております。そして駐車場もかなり広いと聞いております。そして市長は市民のためにこのセレモニーホールが必要だとおっしゃいますけれども、私も何人の方とお話をしております。私自身も、財政的に豊かならば、ないよりあった方がいいと思います。市民の方も、最初はないよりあった方がいいねとおっしゃいます。でも、今の愛西市の財政状況、財政力から考えて、後々お荷物になるのではないかとこのお話をさせていただくと、やはりそれよりもほかのことというお話が出ます。今、新庁舎のお話も出ています。そして今議会の予算の中でも、財政難だから、給食も一つのセンターで、PFIであることを考えねばならない。財政が大変なんだというお話があります。その他いろいろ子供のところでPTAの補助金を削ったりとか、そして保健センターを減らしたとりとか、やはり箱物主義に走るとこういったことが出てくるんだなということを、今予算書を見て思っているわけです。ですから私は、箱物は必要最小限にしないと、市民の方の福祉が守られないというふうに思っているわけですね。そういった面もありますけれども、この合併特例債、私はそんなに甘いものではない。これだけ議事録にも残っている。そういったものに対して、後々合併特例債の返済等が迫られるような事態があるのではないかとこのように考えるわけですが、津島市に対してはどうお考えなのか、この場できちっとお話をいただきたいと思っております。

#### ○市長（八木忠男君）

まず、津島市に対してのお答えを申し上げます。

これも津島市の方から議長さんと私の方へ申し出があり、皆さん方にも御説明して、返事も出させていただきました。内容につきましても、もちろん特例債を活用の上で、当然一緒にはできないというお返事をしてございます。

それからお荷物にということですが、お荷物というとらえ方を私はしておりません。私、佐織出身ですので、旧佐織には五つのコミュニティセンターがございまして、そこが今葬儀にも利用できるわけでありまして、大変利用を多くしておっていただきます。お聞きしますと、佐屋地区にもコミュニティセンターがありますけれども、利用ができないというようなお約束の中があるようでございまして、特に佐屋地区の皆さんにもそうした施設で御利用いただければいいという判断もあわせて持っているわけでありまして、将来セレモニーホール2部屋がお荷物というとらえ方はしてございませぬので、よろしく願いいたします。

#### ○5番（吉川三津子君）

セレモニーホールをつくることによって、やはり土地も広くかかる。多分10億ぐらい余分にかかるのではないかなというふうに思っているわけです。土地からすべて、道路もつくられましたので、そういった試算からすると、10億円ぐらい余計にかかるのではないかなというふうに思っております。そういった面で、その分借金として残ってくるわけなんですけれども、今回、市長は、地元への一番影響を受ける西保団地への説明が大変遅くなったということが大変問題であったろうと私は思っております。やはりいろんなところで西保団地の皆さんを軽視するような発言も箇所箇所に出てきております。それについて私自身も本当に申しわけない思いをしているわけなんですけれども、市長は行革を市民とともにつくっていくということで、マニフェストでそういったことも掲げていらっしゃいます。しかし、私この斎場の計画を見て、市長が節約をしているというふうには本当は見えないわけです。市民参加についてもどこに行っちゃっているんだらうと。この計画をつくるまでに市民がどうかかわったのか、それが私は見えませんし、市長にも多分見えないと思います。そういった面を強くこの事業に感じているわけなんですけれども、一つ市長になられるに当たってマニフェスト選挙をされました。マニフェスト討論会をされました。そしてこのマニフェストというのは、何かの事業に対して財源を明らかにする公約であります。この斎場のつくることによって借金の返済が出ます。そして維持管理費が出ます。この分というのは何をカットして確保するのか、そういったことをきちんと示して行政運営をしていくのが、私はマニフェスト選挙をした市長の役割であるというふうに思っておりますが、市長はこの財源について何をカットするのか、それがわかって初めて市民は判断できるんです。このセレモニーホール付きの斎場をつくるのが、ある福祉をカットしてもこれをつくった方がいいのか、それとも福祉はカットしてもらっては困るので、斎場はこの程度にしてほしいという選択をするのか、やはりそういったことを市長が示さない限り、市民は選択ができないわけです。今後、この斎場の借金、それから維持管理費等について、具体的に何から、どこから捻出するおつもりか、それについてお伺いしたいと思います。

#### ○市長（八木忠男君）

この財源という御指摘であります。集中改革プランの中でも50億円、児童館、そして勝幡駅前、そしてこの斎場についての御報告もしているわけで、50億円の中でということ。そして、具体的に福祉のこれをカットしてこの斎場に向けるんだという考え方は、この斎場については考えてございません。2町2村が一緒になって、すぐせないかんという合併協議会の場合でも協議がなされて今進めさせていただいている大事な施設であります。つくことは、すべての皆さん御理解いただいていると思います。その流れの中身の中で、セレモニーホールは必要か必要でないかといういろんな御指摘であるわけでございまして、すべて愛西市民の将来のことを考えてこの斎場建設も進めてまいります。

○5番（吉川三津子君）

私は何度も申し上げているんですけれども、合併協議会の中で議論はあったと思いますが、確認事項にはなっていないはずで、それは資料等に出てきておりません。しかし、私におきましても、火葬場をつくることについては賛成であります。しかし、やはりセレモニーホールをつくることによって相当予算が膨らんでいるわけですので、やはり限られた財源の中でこれをやっていくわけですので、何を削って捻出していくのかぐらひはきちっと目安なり何なりをつくってやっていかないと、後々それは市民への福祉のカットという形になってくると思います。やはりどのサービスを残していくのかというのを、今市長は行革を進めていらっしゃるんですが、それが基本的な考え方だというふうに思っております。市民が選択しやすいような形、そういったものを提供して市民参加を進めていく、市民が福祉を選択できるような仕組みをつくっているのが今の行革のやり方だというふうに思っておりますので、ぜひ財源については示していただきたいと思っております。

もう時間がなくなりましたので、これで終わります。

○議長（佐藤 勇君）

5番議員の質問をこれにて終了いたします。

ここで10分間休憩をとります。

午後3時33分 休憩

午後3時43分 再開

○議長（佐藤 勇君）

会議を再開させていただきます。

次に、通告順位15番の15番・後藤和巳議員の質問を許可いたします。

○15番（後藤和巳君）

議長のお許しを得まして、一般質問させていただきます。

大分時間も過ぎてきまして大変お疲れでしょうが、よろしくお願ひいたします。

今回の質問は、大項目、愛西市総合計画の編集についてでございます。

国も地方もかつてない厳しい時代にあり、従来の手法、感覚では自治体として存続できないといったことも懸念されます。民間企業は生き残るためにリストラなど企業努力を重ねております。行政は親方日の丸だ、倒産はないから安心だといったことをよく言われますが、倒産で

きないだけに、民間の努力より以上の努力をしていかなければならないと考えております。そのために、前例踏襲といった手法を改め、経営感覚を取り入れ、行政改革を強力に推進すべきであると考えられます。国連人口基金のまとめた世界人口の改訂長期推定によりますと、2050年ごろには世界の人口は100億人に達するという見通しを立てております。一方我が国の発表した人口動向推計によりますと、全国では2010年が人口のピークだが、農村地域の多い郡部では一貫して減る傾向が続き、2025年には90年度比8.2%減で、3割から4割も人口減になる地域もあると論評されております。

さて本題に入ります。このたび発刊される愛西市総合計画、皆さんの努力により見事に編集されておると思います。策定に当たって、愛西市においては、急速に進む少子・高齢化、産業構造による雇用の変容、情報化時代など、社会経済情勢の大きな変化により、市民生活に影響する重要な課題が多様化・複雑化してきております。その一方で、長引く景気の低迷と数次にわたる景気対策の影響などにより、地方財政は極めて厳しい状況下にあると予想し、これからの地方自治体は、みずからの責任と判断で地域・市民のニーズに主体的に対応していくことが求められています。地域の特色と独自性を持ったまちづくりを進めていくためには、市の債務はもちろんのこと、市民、地域、企業、NPOなど、それぞれ役割を分担して、自律的に参画することが重要と述べられ、愛西市総合計画の策定推進が発表されております。

愛西市総合計画基本構想として、まちの将来像を、新市建設経過のテーマに基づき、「人と緑が織りなす環境文化都市」という方向性を重視し、都会と似たような活性化を目指すのではなく、心豊かに暮らせるまちになってほしいとの希望が多くあり、福祉や保健、医療、安全などの分野に関心が強いことから、少子・高齢化が進む中で高齢者や障害者の自立を支援するとともに、子供を生き育てられるまち、人々が和らぎ、心豊かにゆったりと暮らせるまちづくりをまちの将来像に掲げておられます。市民が待ち望むまちづくりを進めていただいております。その中から2点について今回御質問をさせていただきます。

1項目1点目、将来の人口推移についてでございます。

ゆとりを持って快適に健やかに住んでいただきたい、そのようなまちづくりをしているにもかかわらず、ベースとされておる新市建設計画には人口及び世帯数が掲載されておりましたが、今回の総合計画には、将来の人口のみで、世帯数の掲載はされておられません。市の人口推移を平成12年6万5,597人、平成17年6万5,556人、そして22年、推計で6万4,759人、27年推計で6万3,400人、この予想でございますけど、平成22年には平成17年に比べてマイナス797人、平成27年においては17年度比マイナス2,156人と、17年を基準に掲載されております。なぜ近年の18年、あるいは19年10月1日の人口・世帯数が引用できなかったかをお尋ねいたします。

小項目2点目の土地利用についてであります。

縁あってこの愛西市で生まれ育っている人、この愛西市に定住を求めて新たに生活をしている方、それぞれ家族、自分が生きていくためにいろいろな職業を選び、各自努力をされております。この愛西市都市計画区域、行政面積6,663ヘクタールのうち、市街化区域4.7%315ヘク

タールでございます。調整区域が95.3%、もちろん住宅、工場など建築可能区域が限られておりますが、総合計画におきましては、佐屋・佐織地区の東部地区は生活交流ゾーンとして、立田・八開地区の西部地域は環境保全共生ゾーンとして優良農地の保全と活用を中心に描かれておりますが、この愛西市には都市計画区域制限があります。この都市計画法を理解され、文書化されているのかお尋ねをします。

以上二つについて、担当の企画部長、あるいは企画課長、よろしく願いいたします。

#### ○企画部長（石原 光君）

まず第1点目の、総計の基本構想の将来の人口推移の関係でございますけれども、この推計値につきましては、御案内のとおり市内の策定委員会や、あるいは総合計画審議会での審議を得まして、基本構想の中で平成17年9月議会において御報告申し上げ、御承認をいただいているところでございます。

それで、人口の取り扱いとして直近の18年・19年度もとることができたんじゃないかという御質問でございますが、人口の推計の指標につきましては、一般的には国調人口というのが用いられます。それで、私どもの今度の基本構想につきましても、平成12年と、それから17年の国勢調査における人口の変動推移というもの、そういった実績のもと、平成17年の国勢調査を基準といたしまして、市の男女別、あるいは年齢別の人口をベースに、出生性比、あるいは出生率、それから死亡率などの変動要因を加味して算出しているところでございます。それで5年ごとの将来を推計的なものにまとめたというものでございます。

それで、今回の総合計画における将来人口というものが、目標人口というよりも、確かに議員おっしゃるように、新市建設計画では市の目標人口は7万人というような将来目標を掲げておるのは事実でございます。ですけれども、今回の総合計画の将来人口につきましては、目標人口というよりも、むしろ予測人口、現実味をとらえた中で、あるいは実績的なものを踏まえた中で、予測人口という一つの形で取りまとめをさせていただいております。現状のままであれば将来的にはこうなるであろうというような形でお示しをしたものでございます。

それで、いろいろ御質問の中にもございましたように、当然こういった人口の推移というのは十分認識しておるつもりでございます。それで、総合計画の理念、六つございますけれども、そういった中で人口の減少に一定の歯どめをかけることを一つの目的として、いろんな施策の中には、少子化対策を初めとする各種の施策について、今後とも当然基本計画、あるいは総合計画基本構想、そういったものを十分踏まえて随時検討していくことが重要であるのではないかなあというふうに考えております。以上です。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

それでは私の方からは、土地利用についてお尋ねでございますので、そちらの御答弁をさせていただきます。

議員質問の中でも言うとおみえになりますように、市街化区域については用途が定められておりまして、その用途に沿うものであれば可能でございます。ただ、市街化調整区域という区域がございまして、こちらの区域につきましては、市街化を抑制する区域ということで指定が



されております。したがって、無秩序な開発ができないように建築制限がされるという形のものでございます。市街化調整区域において建築をする場合につきましては、都市計画法において許可基準が定められております。都市計画法の第29条のただし書きの農業等の用に供するための建築行為、それから公益上必要な建築行為等を除きましては、法第34条のいろいろな各号が定められておりまして、その中で該当する場合に知事の許可がおりれば建てられることになっておりますが、それ以外は建てることができないのが実情でございます。よろしくお願いいたします。

#### ○15番（後藤和巳君）

どうもありがとうございました。篠田部長の方へは、企画をされた企画部長だけの答弁でよかったなと思ったんですけど、土地利用の方まで本当にありがとうございました。

再度企画部長にお伺いします。

対策として、現状では今後とも若者流出が多く見られることでジャッジされております。生活課題にある児童手当や医療費などの少子化対策を積極的に取り組み、子供が多いまちにしたい。地域に企業が多くあり、地域で安心して働くことができるまちにしたい。家族の触れ合う時間が多くあるまちなどにしたい。このような社会を目指し、少子化対策や産業振興、雇用対策を行うことで人口の減少を一定程度食い止めることが可能であると発表されておられます。そのような政策のもとに都市計画が進められると思います。今、部長の方から御説明がありましたように、あくまでも国勢調査の数字を参考に、12年度、17年度と資料として提供したと。

私、ここで部長にもう一度お尋ねしたいんですけど、我々の愛西市総合計画、これは愛西市市民のための資料なのか、あるいは県へ提出するための資料なのか、そこをもう一度お願いいたします。

#### ○企画部長（石原 光君）

この総合計画、今回取り組んだその基本的な考えというのは、最前お答えをしてくれておりますように、県へ報告のための総合計画ではありません。やはりここへ来るまでに市民の目線、生活課題というものを、当然市民の皆さんの住民アンケート、そういった現状というものをきちっととらえた中で整理をし、策定をしてくれておりますので、これは市の上位計画になりますけれども、その中で市民との共同参画まちづくりというのが基本コンセプトになっておりますので、そういった考え方で、市民の目線に立った総合計画というふうに判断をしております。

#### ○15番（後藤和巳君）

私思うんですね。私も愛西市の市民でございます。この愛西市総合計画、読ませていただきました。我々が目にするのは、愛西市の人口、現在何人おるか、世帯数はどれだけあるか。まず一番身近に飛び込んできますのが、広報「あいさい」、あれには毎月掲載されますね。あの数字は、市民課の報告による月ごとの1日現在の数字が掲載されております。その数字が私どもは愛西市の市民の数だなあと深く理解しておりますが、籍は愛西市にあるけど、住居は違うところにある、これが国勢調査の報告です。5年に1遍ごとの国勢調査をやりますと、恐らくこの愛西市の国勢調査と市民課の報告と、何百人の差が出ると思います。だけど、私どもは

市民課が発表する数字を信じています。国勢調査の数字は信じていません。それをあえて部長の方は国勢調査の数字を、県の発表しておる統計数字を参考にして資料をつくってみえる。市民課にデータがあるなら、その数字を利用させていただくのはいかがでしょうか、再度お伺いします。

#### ○企画部長（石原 光君）

後藤議員おっしゃるとおりでございます。国調の人口の数字と、それから住基の方と当然違います。と申しますのは、今お話があったとおり、国調というのは、10月1日現在にそこに住んでいる人の数値を当然カウントしますし、住基の方については、住基登録があっても単身赴任とか、それから会社の寮に入ってみえる方も見えますので、当然そういった差異はございます。ですけれども、これは全国的にそうなんですけれども、一定のこういった上位計画、あるいは個別計画、100%とは申しませんが、少なくとも国調という一つの統計数値を用いられるというのが一般的な形でありまして、後藤議員さんも、旧佐織町の総合計画の人口推計というのは、当然5年刻みの国調の人口を用いた中で将来の推計人口が出されているというふうに思っておりますし、近々つくられた各市町の総合計画についても、そういった国調の一つの人口というのがベースになっておるという前提もあって、一般的にとらえ方ではありませんけれども、国調の人口を用いたということでございます。

#### ○15番（後藤和巳君）

大体わかったようなわからんような、なぜそんないい数字が愛西市にあるのに、県の方策に従ってそういう資料をつくられるのが本当に実のある資料なのかちょっと疑って、この質問は終わりますけど、じゃあ現場を預かってみえる市民生活部長、私の資料によりますと、愛西市広報「あいさい」、平成17年4月1日現在、世帯数が2万660世帯、人口が6万7,172人とあります。そして平成20年2月1日現在、世帯数が2万1,365世帯、人口が6万6,925人。実はこの34ヵ月間に世帯が705世帯ふえておるんです。にもかかわらず人口はマイナス247人。そしてもう少し幅広く拾ってみますと、市民課の資料です。平成13年、世帯数が1万9,789、人口が6万6,851人、5年後の平成18年、世帯数が2万555、人口が6万6,548人、この5年間に世帯数が766世帯、人口はマイナス303人なんです。このような数字が出ていますが、世帯数がふえているにもかかわらず、人口減をどう理解させるか、担当者にお尋ねしたいんですけど、よろしくをお願いします。

#### ○市民生活・保健部長（八木富夫君）

世帯数の増加についての要因でございますが、一般的に私どもが考えつきますのは、やはり外国人、まずは外国人の方はお1人入ってみても1世帯ととらえますし、それぞれあと考えられますのが、世帯の分離といいますか、それぞれ親さんと一緒にお住みになってみえた方々等が新しく分家住宅といったような形の中で世帯をお分けになると、こんなような現象が考えられると思います。

#### ○15番（後藤和巳君）

人口の増減、世帯の増減、まず一番考えられますのは、出生・死亡による自然的な増減です

ね。これはわかります。そして転出・転入、これによる社会現象、これもわかります。転入・転出にはいろいろな条件があると思います。私も職業柄いろんな建物の方を携わっております。市内において新築など分譲用住宅、あるいはマンション・アパートへの入居などで、世帯数がふえるカウントはできます。ただし、市内間の異動では、人口の増減は変わりません。もちろん他地域から転入されれば人口増、これは見込まれます。

先ほど部長からお聞きしましたように、外国人世帯、これで世帯がふえます。それと、同居でありながら何らかの形で二つの世帯になる。これも世帯がふえます。人口は変わりません。今、愛西市で住みよい安全なまちづくりを一生懸命やっておるにもかかわらず、世帯数は確かにふえていますが、人口が減っている。何かこれは要因があるのではないか、その辺がすごく疑問視されておるんです。転出には結婚、転勤、就職などいろいろあると思います。そのほかにも転出がこれだけ多いというのは、何か理由があるのではないかお尋ねしたいと思います。何かお気づきでしたらお願いします。

#### ○市民生活・保健部長（八木富夫君）

私の所見といいますか、私の考え方でしかないかもしれませんが、やはりそうした人口の減少については、地元働く場所がないといったことも一つの要因かなあというふうには思います。それぞれ今まで市内に住所を有してみえて、それぞれ学校へ行っておみえになる方があったとしますと、やはりそうした方々については、当然就職時期が参ればある程度転出が考えられますので、そうした方々ではないかなあというふうにも思います。

#### ○15番（後藤和巳君）

ここで一つ気になっておる部分があったものでちょっと触れさせてもらいますけど、この愛西市において自然現象の部分、出生・死亡、これによってプラス・マイナスございます。市民課の方で調べさせていただきましたら、平成16年度までは出生の方が多かったです。平成17年から死亡が多くなり、逆転しました。いよいよ愛西市も生まれてくる子供より亡くなっていく方の数の方が年々ふえていくのかなあ、そういう状況になりつつあるのかなあということは、この数字を見て痛感しております。

そこで、ちょっとこの死亡数字を拾っておりました段階で、せんだってお預かりしました愛西市総合斎苑基本計画というのを資料に死亡数を拾っておったんですよ。この10ページの死亡者数の推移、平成9年からずっと列記されておまして、平成14年度と15年度が全く同じ数字が書いてあるんですよ。これは偶然の一致なのか、ひょっとしたら過ちがあるのか、きょうはとにかくその部分は触れませんが、こんなことを発見しまして、何ぞやと思っておるんです。それと、その前の9ページ、人口及び死亡者数の推移の人口の方です。平成18年度の人口が、俗に言う愛知県の統計年鑑の数字じゃなくて、広報の数字が書いてあるんですよ。6万7,068人。これを見ていますと、平成17年から18年にプラス1,512人人口がふえておるんですよ。すごくうれしいなあと思って広報の方を見たら、数字のとり間違い、この6万7,068人はひょっとしたら過ち数字じゃないかなと思います。このことについては答弁は結構でございます。とにかく市民部長、本当にありがとうございました。

引き続き経済部長、この愛西市で生まれ育って、この愛西市に定住を求めて新たに生活をしている方、それぞれの家族、いろいろな職業を選び、各自努力をされておると思います。質問の内容は、愛西市内で商業面、また工業面で、社会に、地域に、家族のために努力されている方々と、この愛西市に来て、商業面、また工業面で努力をしていこうという考えをお持ちの方について触れさせていただきます。

御存じのように愛西市全体は、都市計画区域というベールに包まれており、住宅・工場など、建築可能区域が限られております。もちろん開発行為の申請には届け出許可があります。愛西市内においては大半が調整区域のため、許可申請になります。物品販売などの商業面での申請には、届け出許可においては、市街化調整区域においても要件を満たしておれば比較的スムーズに許可はおります。問題は次です。企業誘致、IT関連企業などではなく、世間でいう中小企業工場、俗に言う町工場についての質問であります。

愛西市内で既存工場の拡張、愛西市内への新規の進出など、望んでおられる方々の要求について、市街化区域での工場の拡張を望んでおられる経営者の方々は、周辺での用地確保には区域内では多大な資金が必要となります。都市計画法の見直しについて期待はするものの、まだまだ先の話、おまけに工場など進出できる準工業地域などは期待できません。

そこで問題です。比較的安価な市街化調整区域への工場進出を希望したいんですが、現在の都市計画法ではだめだとなっております。篠田部長、愛西市内で工業所、作業所を営む工業業者を絶やさないために、独自で中小工場、俗に言う町工場に明るい話題を提供していただける方策はないでしょうか、お尋ねします。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

議員御質問の中で述べておられるとおり、私一個人の考え方としては議員の考え方と同じでございます。ただ、私どもは、いわゆる一つの法の中といいますか、法の許容範囲の中でいろんな窓口での対応をさせていただくわけですが、そういった法の壁というものがございまして、先ほども申し上げましたけれども、市街化区域というのは、市街化を形成していくために必要な用途地だということで、そういったところへはそれぞれの用途の建物を建てていただくとなっております。市街化調整区域というのは、建築制限をして農振その他のいろんな保全を図るとなっております。いわゆる建築制限がされておりますので、そういった法の定めがあります以上、議員や私の考えの中で同じ考えは持っておられても、その運用ができませんので御理解をいただきたいと思っております。

#### ○15番（後藤和巳君）

心苦しい御発言ありがとうございました。我々も市民のために何らかの方策で工場の拡張、進出、努力させていただきたいと思っております。その節はまたよろしく願いいたします。

最後になりましたけど、総括で市長にお伺いします。

愛西市総合計画の策定推進が発表されました。市民が望む和らぎ、ゆとり、安心、快適、便利、健やかなの六つの理念に基づき、魅力あるまちづくりを進めていこうとされておられますが、愛西市の財政は決して楽観できる状況下にはありません。市民に、地域に対し、公平に平

等に、平均に事をなし遂げるのは大変な努力、理解、協力が必要だと思います。言葉にございます。濃厚に・普通に・淡泊に、大型・普通・小型、川にも上流・中流・下流、盛りつけにも大盛り・普通・小盛りなど、上・中・下を区別する言葉が日本語にはございます。「二兎を追う者は一兎をも得ず」という諺がありますように、政策にめり張りをつけることも大事なことでないかと思えます。さまざまな手法がありましようが、市長自身どのようなお考えで的を絞られ、的を決められ策定を推進される愛西市総合計画について、市長のお考えをお尋ねし、質問を終わります。

#### ○市長（八木忠男君）

後藤和巳議員の質問にお答えをいたします。

質問の中で中小町工場などのお話もありました。個人的な話かもしれませんが、後藤議員とは一つ違い、親父同士は織物業を始め、それから私どもが生活をずうっとしてきた、そんな時代を思い見ますと、まさにこの地方にはたくさんの人が集まって、たくさんの中小企業があつて、そんな時代がずうっと続いたことも事実であります。皆様の今の御職業、企業経営やら、過去にもいろんなそうした事業経験者がお見えであろうかと思えますけれども、そうした流れの中で、大変厳しい現実の私ども愛西市であります。そんな中で、この総合計画に向けましても、生活課題と申しますか、市民の代表の皆さん協議していただいて、まず一番身近な市民の皆さんの生活課題を成果目標として示しながら、今後一層協力・協働をし合つて、この愛西市づくりを進めてまいりたいと思つておりますし、これも前の方の御質問にお答えしましたプラン・ドウ・チェック・アクションのこのサイクルもきちつと確立しながら、今言われます行政経営システムと申しますか、そんな考え方で、おっしゃっていただきましたような市民に今課題として一番すべきことなどなど十二分に精査しながら、検討しながら進めてまいりたいと思つております。どうぞよろしくお願ひいたします。

#### ○15番（後藤和巳君）

どうもありがとうございました。終わります。

#### ○議長（佐藤 勇君）

これにて15番議員の質問を終わります。

ここで休憩をとり、最後の真野議員に行きたいと思ひます。再開を35分にしたいと思ひます。

午後4時21分 休憩

午後4時35分 再開

#### ○議長（佐藤 勇君）

会議を再開させていただきます。

最後になりお待たせいたしました。次に通告順位16番の10番・真野和久議員の質問を許します。

#### ○10番（真野和久君）

それでは、きょう最後ですが一般質問を行います。

2008年3月議会一般質問として、今回は1点目として、愛西市の中小企業振興について、そして2点目として後期高齢者医療制度の撤回を求めて、大項目で2点について質問いたします。

まず第1に、愛西市の中小企業振興について質問します。

最初に、市の中小企業振興施策についてお尋ねをいたします。

平成20年度予算のうちで見ますと、商工費の中1億2,839万4,000円予算がありますが、そのうち商工振興資金預託金が5,000万円、保証料で1,390万円以外は、結局、団体補助金負担金という形でしか支出になっておりません。当然、補助を出している商工会はもちろん、市も市内の事業者に対して個々に相談等には乗っていると思いますが、市の予算の中でさまざまな具体的な振興施策がのっていないというのは非常に残念であります。ただし、今回小規模事業者の登録制度等も行われることになりましたが、まだまだ十分だとは言えません。

実際、収入確保のために企業誘致ということで、県から職員に来ていただいたりとかいう形でやっておりますが、しかしその一方で、先ほど後藤議員の質問の中でありましたが、市内の業者が工場等の用地を確保するのにもままならない。外に出てしまうというような状況になっているのは大変大きな問題であります。

地元の中小企業の育成というのは、税収基盤を確保する、あるいは市内の雇用を確保するという点で当然重視しなければならないものであります。地元の中小企業を軸にして、産業の振興、活性化に力を入れていくことが本当に必要であります。町村時代には、個々の事業者に対する相談で済んだのかもしれませんが、やはり市になったところでは、しっかりと市としての地域経済に対する振興施策を考えていくことが必要ではないでしょうか。

その点で、現在、市内の中小企業の実態を愛西市はどのようにつかんでいるのでしょうか。また、市は現在どのような中小企業振興策を行っているのか、まずお尋ねをいたします。

二つ目として、中小企業・地域経済振興条例の制定をということです。

大阪の東大阪市や東京都の墨田区など、東京の23区や、あるいは大阪のあたりでは、地域経済の振興施策がかなり積極的に行われております。市の職員が部課長を引き連れて、みんなが手分けをして個々の事業所の現場に出向いて、製造事業所のすべてのところを尋ねて、その実態の調査を行って、そして地元企業の現状を初めて詳細につかむことができたというふうに行われています。そうした全数調査をもとに、出たデータをもとに台帳を整備して市や区の中小企業施策の基礎データとして活用したり、またそうしたものも中からさまざまな要望を取り入れて、インターネットでさまざまな情報の発信や提供を行ったり、さらには中小企業センターなどをつくって、起業やさまざまな相談に乗っている。さらには企業間、業者間のネットワークづくり、さらにはブランド育成や後継者の育成、こうしたものにも積極的に取り組んでいます。また、墨田区や大阪の八尾市などでは、中小企業の地域経済振興基本条例などをつくって、自治体が積極的に産業振興や地域振興にかかわっています。こうした条例をつくる意味としては、地域産業振興というものが自治体の内部、職員や議員も含めて内部にしっかりと姿勢を明確にすることができる。さらには、自治体の立場、スタンスを明らかにして、市の考えや

方向性を市民にしっかりとアピールすることができる。さらには、行政の施策としての連続性、継続性というものを確保することができます。そうした点で、こうした条例をつくっていくことは意味があることだと思います。

今、愛西市において市内企業の実態をしっかりと調査し、市の地域経済の振興計画などを具体化できないものでしょうか。また、先ほども言ったように、市の姿勢として、中小企業や地域経済振興条例を制定してはどうでしょうか。

三つ目として、県の平成20年度予算の中で、尾張西部地域等産業立地モデル地区調査というものが上がっておりました。これに対して愛西市には対象となるのか。また、これに対して市は手を挙げていくのでしょうか。その点についてもお尋ねいたします。

大項目の二つ目として、後期高齢者医療制度の撤回を求めて質問をいたします。

一つ目は、後期高齢者医療制度の影響についてです。この4月から後期高齢者医療制度がまさに実施されようとしております。これは2006年に与党、自民党・公明党が強行した医療改悪法の導入で決められました。しかし今、制度が実施されようという間近になって、制度が知られるにつれて年寄りや死ねというのかというような怒りが今広がっており、中止撤回や見直しを求めるような地方議会の意見書も512自治体というふうになっています。

先日も吉川議員が発言をしておりましたが、岐阜県の大垣市では、3月3日の本会議の中で後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書が可決されました。この意見書は自民クラブから出されたものであります。まさに、本来与党であるべき、国の政策に支持をしているはずの自民党系の議員の皆さんからも撤回を求める意見書が出たということは、やはりこの問題は大変深刻であることを示しています。意見書の中では、高齢者への新たな負担や年金からの保険料の強制徴収、さらなる負担増など問題を指摘しまして、高齢者の暮らしと健康保持にとって重大な悪影響を及ぼし、高齢者に大幅な負担増をもたらして生存権を脅かすと批判して、この制度の廃止を求めています。

2月28日には、野党4党、民主党、共産党、社民党、国民新党がこの後期高齢者医療制度の廃止法案を提出しましたが、まさに日本国じゅう、この問題について怒りであふれています。

この後期高齢者医療制度の問題、この愛知県では保険料の平均が月平均で7,767円、年間9万3,204円です。自動的に天引きになるのは、年金が年180万円、月に15万円の方が天引きがされますが、その額が年間5万2,200円、当然それに介護保険料なども加わりますので大変重い額になります。75歳以上の高齢者の方を切り離して、そして保険料の負担増などを強制する。さらには、これは高齢者の方だけではなくて、2年ごとにこの保険料を見直しをする。その中では、どんどんと保険料負担がふえていくという仕組みになっています。本当にとんでもない話であります。しかし、この問題は単に保険料の負担がふえるということだけではありません。政府は、この後期高齢者医療制度に対して、後期高齢者の心身の特性にふさわしい医療を目的とするというふうに言っています。しかし、そもそもなぜ75歳なのかというのも明確ではありません。当然、高齢者といっても、個人差もあれば性別の差もあるし、地域的な特性もありますし、さらには75歳だからといって当然元気な方もおられれば、75歳を満たない方でもや

はり病弱な方もおられます。そうした個人差の問題についてもほとんどかかわっていない、本当に何の根拠もない75歳という規定であります。

今、政府はこの医療制度の変更に対して、現行の老人保健制度と変わりませんというふうに宣伝をしていますが、本当にそうなのでしょう。4月から実施される制度で、この高齢者の医療費以外の医療制度の影響は一体どうなのか、説明を求めます。

また、先日、毎日新聞にも載っておりましたが、愛知県では65歳以上の障害者の方は任意加盟になるわけですが、医療助成をこの後期高齢者医療制度に加入しなければ助成をしないという条件をつけてきました。本当にそういった影響も大変大きいものがありますが、一体どういうふうになるのでしょうか。

さらに、きのうの質問の中でも健診の有料化が明らかになりましたが、75歳以上の方の健診はどういうふうになるのでしょうか、質問をいたします。

2点目として、負担増への対策をとということであります。

後期高齢者医療制度の条例の中でも質問をいたしましたが、愛西市には、国民健康保険では独自の減免制度もありますが、そうしたものがこれには反映をされません。さらに、当然75歳以上の高齢者は、国民健康保険からなどは離れることになるわけですが、その保険料の算定基準は家族世帯の収入であります。そういうところを考えても大変重いものがあります。そうした点では、やはりこうした高齢者の方の負担増に対して独自の減免措置をしていくことが必要だと思いますが、再度この点についても見解を求めます。

さらには、この間、さまざまところで後期高齢者医療制度に対する説明会などが行われていますが、そうした中で、この制度の問題点がわかったということで皆さん大変怒りを持っております。こうした点では、そもそもこうした医療制度の説明会等もなかなかされていないという状況がありますが、ぜひ今からでも広域連合に対して、それぞれの地域で説明会等をしていくように要請をし、また市としてもこうした説明会をやっていくように求めるものであります。

最後に、市はこうした大きな問題を抱える後期高齢者医療制度の問題について、やはりこれは大変問題であるとして撤回を求めて国の方へ要請をしていただきたいというふうに思います。

実際、老人保健法の1条では、その老人保健の目的を、国民の老後における健康の保持と適切な医療を確保する、それをこれまでは目的としていました。しかし、今回改正されまして、高齢者の医療の確保に関する法律の中では、老後における健康の保持というものが消されて、入ってきたのが医療費の適正化を図るということになります。まさに、医療費の問題を抑えていく、そうした目的のために強制された制度であることは明らかです。市は、中止を求めて国へと要請をすることが何としても必要であります。ぜひともよろしく願います。

以上で壇上からの質問を終わります。

○議長（佐藤 勇君）

ここでお許しを得まして、お諮りをさせていただきます。



本日の会議時間は議事の都合により、会議規則第8条第2項の規定に基づき、会議を延長したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、本日の会議時間を延長することに決定をいたしました。

○経済建設部長（篠田義房君）

それでは、私の方からは、愛西市の中小企業振興についてと題しましてお尋ねの件の御答弁をさせていただきます。

まず、市の中小企業振興施策についてお尋ねの点でございますが、実態をどのようにつかんでいるのかというお尋ねでございます。正直申し上げて、具体的な詳細にわたってまでの把握はいたしかねております。ただ、マスコミ関係では景気が上向しているとか言っておりますけれども、融資制度、それに係る商工業振興資金の保証料補助件数などから見ますと、まだまだ中小企業者にとっては景気低迷の中にあるんだというような、抽象的な考えを御答弁させていただくようなことしかできません。お許してください。

2点目の、愛西市はどのような中小企業振興策をとっているのかという御質問の方でございますが、これについては、議員も質問趣旨の中で述べておみえになりますが、小規模事業補助金、通称商工会補助金と言っているものですね。それから、商工業振興資金のあっせん、並びに同資金の保証料補助、それから津島毛織工業協同組合及び津島織物修整協同組合への助成をいたしております。

また、議員も質問の中では述べておみえになりましたが、中小企業者の登録制度を新たに設けるということで、少しでも需要が増せばということで、今回そういった制度も市の方で設けさせていただきました。

これも議員の質問の中で述べておみえになりますけれども、個々の相談には窓口の方で応じておりますし、商工会さんの方と連携をとったりとか、そういった支援策なんかについてもソフト面で何かできないかとか、そういったことについてはお話をさせていただいております。一例を示しますと、皆さんのお手元の方へ、先ほどこういった「aisaiグルメ木曾三川の恵」といった小さいパンフレットをお手元に置かせていただきましたけれども、これにつきましては、19年度に事業主体、愛西市商工会という形で進められたんですが、愛西市と愛西市商工会とが連携をいたしまして、商業活性化、それから小規模事業者と地域に元気を取り戻していきたいといううたい文句をもって、小規模事業者新事業全国展開支援事業に取り組んでまいりました。その一例として、成果といいますか、取り組んできたものをそれなりにまとめましたので、お手元の方へ置かせていただきました。これによりまして、特産のレンコンなど農業が盛んな土地柄を生かした新たな特産品開発に取り組むとともに、既存品を含めたすべてに特産品の統一ブランド、先ほど申しましたが「aisaiグルメ木曾三川の恵」を構築いたしまして、特産品を全国に向けて発信をするという事業展開をしてきたものを、一例としてソフト面の支援もさせていただいているということで、御紹介をかねて御答弁とさせていただきます。

それから、中小企業地域経済振興条例の制定をという御質問でございますが、市内企業の実

態を調査し、市の地域経済振興計画を具体化できないかというお尋ねでございます。これにつきましては、中小企業基本法において、「地方公共団体は、国の施策に準じて施策を講じるように努めなければならない」から、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、中小企業に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的、経済的、社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」といった改正がされたと存じています。これが1999年ですか、そういった情報は得ておりますけれども、そういった情報を得た中で近隣の市にも状況等をお聞きしました。一宮市経済振興課、それから稲沢市においては商工課、津島市さんについては産業振興課、弥富市さんについては商工労政課といろいろとこの件につきましてお尋ねをいたしました。先ほど私が申し上げたような中小企業振興施策については、多少の違いはありますが、愛西市が行っているような似通った支援策を講じているというような回答でございました。先ほど申し上げた4市とも地域経済振興条例の制定もされておられません。若干インターネットで調べさせていただいたんですが、全国的な視野で見ても、ほんの一握りの自治体しか、こうした条例はしていないのではないかなというふうに思っております。当市としましては、合併してまだ3年、足元が定まっておりません。よって、当市としましては、機会をとられて愛知県の幾つかの支援策の紹介、こちらに愛知産業ガイドブックということで、愛知県がいろんな中小企業支援策を講じておりますが、そういった紹介をしたりとか、例えば既存工場の拡張等の御相談があれば、関連工場の新築ですとか土地利用の相談につきましては、個々の状況がそれぞれ違いますので、いわゆる都市計画法の許可基準に適合するかどうか、担当窓口の方で相談に応じることも指導をいたしております。

御相談に積極的に応じていくことで、中小企業の皆様のお役に立つことをまず考えていきたいと思っております。現在のところでは中小企業地域経済振興条例の制定までは考えておりません。

それから、御紹介いただきました県の尾張西部地域等産業立地モデル地区の調査について御質問でございますが、この調査は愛知県が平成20年度に実施を予定している地域振興産業立地調査事業の中に含まれている事業だと聞いております。この事業の目的は、交通利便性などが高いにもかかわらず、産業立地が進んでいない尾張西部地域などにおいて産業立地の促進を図る目的で調査が行われるものでございます。調査の内容としましては2点ございまして、1点は尾張西部地域等産業立地モデル地区調査、2点目は工場跡地等の有効活用による地域産業振興方策調査といったものであります。真野議員の御質問の尾張西部地域等産業立地モデル地区調査につきましては、尾張西部地域内の市町村において、用地確保の具体的な動きがある地区を対象に立地環境について整理・分析を行い、該当する地区に適した産業の誘導策をモデル的に検討するものであるというふうにお聞きをいたしておりますので、お伝えをさせていただきます。

県にも確認をいたしておりますが、具体的なことについては新しい年度に入ってからというふうなお話を聞いております。したがって、議員の方から、こういったものが決まれば市として手を挙げるのかというような御質問もございましたけれども、県の方から、市町村と意見交換を図りながら20年度末までに調査結果を取りまとめたいというふうに聞いており

ますので、一度県の方の話をお伺いをしてからそういった関係の方へ耳を傾けて、場合によってはというような考えでおりますので、よろしく願いいたします。

#### ○市民生活・保健部長（八木富夫君）

それでは、私の方からは4月から実施をされる制度で高齢者医療への影響についてということで御答弁させていただきます。

議員もおっしゃっていただきましたように、この制度、4月から新たに実施をされる制度でございますが、この高齢者医療制度、第1条の目的の中に医療費の適正化を推進するための計画の作成及び保険者によります健康診査等の実施に関する措置を講ずるもので、高齢者の医療について国民の共同連帯の理念等に基づいて、前期高齢者に係ります保険者間の費用の負担の調整、後期高齢者に対する適切な医療の給付等を行うために必要な制度を設けて、もって国民保険の向上及び高齢者の福祉の増進を図ることを第1条に目的といたしております。

こうしたことから、今までの老人保健とともに、今までどおりの適切な医療が受けられるものと認識をいたしております。ちなみに、今までの老人保健と今回の違いといいますか、今まで形式的には交付されております医療の保険証と老人保健の受給者証と2種類のものがあったかと思いますが、今後は後期高齢者の被保険者証というものによって変わってまいります。あと加入の保険の保険料を負担いただくといった形で、後期高齢者の保険料が全員に賦課されてくる形になってまいります。

2点目の65歳以上の障害者の方への対応ということでございますが、75歳以上の高齢者の方は、年齢到達とともに後期高齢者制度への移行になります。そうした中で、65歳から74歳までで一定の障害がある方につきましては、申請によって、この後期高齢者制度で医療を受けていただくこととなります。それで現在、74歳以下で老人保健制度にて医療を受けておみえになる方は、そのままですと後期高齢者医療制度へ移行になります。そうしたことから、2月末から対象者に向けまして、私ども個別に案内文を送付しております。それに対しまして、当然電話ですとか、窓口での制度の説明は十分いたしておっておりますが、今まで74歳以下の方で老人保健に該当する方には個別に案内を出しておりましたが、4月以降もこうした後期高齢者医療制度になっても引き続き該当者の方には御案内をしてみたいと考えております。

次に、3点目の健診でございますが、健診事業については従来の老人保健制度によって、愛西市におきましても健康診査を行ってまいりました。ですが、20年度からは健康事業は保険者が行うこととなっておりますので、この後期高齢者医療制度で医療をお受けになる方につきましては、保険者であります愛知県の広域連合が行うこととなっております。そうしたことから、愛知県の後期高齢者医療広域連合の条例でその旨が規定をされております。

そうした中で、20年度におきましては、広域連合から私どもの各市町村へ委託という形で実施をする形をとります。私どもの愛西市におきましても、海部医師会との調整のもと健診事業を行うこととなっております。

次に、大きい2点目でございますが、制度説明会を広域連合に開催するように要望をということでございますが、愛知県の後期高齢者医療広域連合におきましては、被保険者に対しまし

て制度の説明会をする予定はないということでございますので、市といたしましては制度の説明会の開催要請がありましたならば、その要請を受けて会合等にお邪魔をさせていただき、説明をさせていただいております。ちなみに、私ども要請があったところには出前講座的なものではございますが、出向いて担当が説明をさせていただいておりますのが現状でございます。

次に、2点目に高齢者の負担増に対しての独自の減免の実施をということでございますが、この国保税等については独自の減免をしておりますが、この愛知県の後期高齢者医療の保険料につきましては、先ほど来申し上げておりますように県の広域連合でのお話になりますので、昨年11月20日に開催をされております広域連合議会におきまして、この後期高齢者医療に関する条例が可決をされております。そこで、すべて保険料等が決定をされたわけでございますので、この保険料の減免、そして減額につきましては、広域連合の条例で定めることとなっております。市が単独で条例を制定して、保険料の減免ですとか減額を実施することは制度上、現在のところ困難となっておりますので御理解を賜りたいと存じます。

そして、最後でございますが、市は中止撤回を求めて国へ要請をということでございますが、私ども市町村といたしましては、この後期高齢者医療制度は現役世代だけではなく、高齢者の方々にも一定の負担をいただきながら社会全体で高齢者の医療を支えていこうとするものであるというふうに認識をしておるといいますか、国の制度に従って進めてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いを申し上げます。

#### ○10番（真野和久君）

それでは、1点目の中小企業振興についてから再質問を行います。

現状ではなかなか具体的な方針そのものというのは、市としてはできていないという状況ですが、総合計画の中に入っていますよね。地域振興ということがありまして、例えば地域に企業が多くあり、地域で安心して働くことができ、家族の触れ合う時間が多くあるというのが一つの指標としてあります。その実現のための方策として新たな雇用促進とか地場産業の育成強化とか、それから新規の起業と開発の支援とかというのがあります。次の別の項目の中でもやはり地域ブランド構築というようなものが入っています。こうした総合計画の中でやっているものというのは、当然理念的なものではなくて、今回は当然目標値等も設定するわけですから、具体的な施策としてやっていくことが重要になっていくというふうに考えるんですが、その点についての認識というのはどういうふうになっているんでしょうか。市長、どうですか。

#### ○市長（八木忠男君）

先ほど部長の方も申し上げました。この振興策、本当に商工会の会長さんもいろんな面でお話し聞かせていただくわけでありまして、企業の立地についても、県の政策の中で地区計画などの考え方もあるようでありまして、中小企業の振興、特に商工業者の皆さんにもそうした流れの中でいい手だてはないかなということも思っているところであります。そして大変、これも先ほど後藤議員に申し上げました繊維関係、あるいはしょうが関連の低迷によりますところの大変厳しい状況も事実であるわけでありまして、これからも県の方へもいろんな企業誘致についても勉強しているわけでありまして、難しい点もあります。都計の見直しにあわせなが

ら、中小企業の振興策についても考えてまいりたいと思います。

### ○10番（真野和久君）

企業誘致とか立地の問題では都市計画という問題もかなり大事になってくると思うんですが、やはり地域産業をしっかり確保して起こしていくと、発展させていくという視点に立っていくためには、明確な方向性というものを考えていくことが必要だというふうに思うんです。この愛西市というところの中で、商工会もいろいろと努力をされながらこういう形の地域ブランドの育成とかという形ではやられるいるわけですが、やはりこの地域の企業、業者としてどんな技術を持って、資源があって、その現状というのはどういうふうなのかということをしつかりと調べていくことがまず基本になると。そういう中で、愛西市の地域でどういう形で地域振興、産業振興をやっていくのかということ、やはり市としてきちっと考えていくことが今必要になってきているんじゃないかというふうに思うんですね。

それでは、愛知県はなかなか総体的に全体の中で比較的経済的には順調だということもありますが、大阪やなんかではかなり経済的にも大変で、そうした点でも真剣にそうしたことが模索されている部分があります。その中小企業とか地域経済の振興条例なども、最近また推定が始まっています、吹田とか大阪とかいろんなところで。やはりそういう形で、いかに地域おこしをしていくかということが課題になっています。これは中小企業の問題だけではなくて、やはりまちおこしという問題にもかかわってくることでありますよね。そういったことを考えていくことが大事だと思うんですね。その点でいくと、例えば部長の方からも話がありました。条例そのものを制定しているところもそんなにないという話でしたが、制定していても具体的な動きをやっているところもそんなにないんですよ、実際は。ただ制定しなくても、具体的にやっている、例えば東大阪とか、そういったところもありまして、要は大事なことは、今地域の実態を市がちゃんとつかんで、具体的な政策を提案するということにあると思うんですね。そのために何をやっていくかということが重要です。今、八尾が非常に有名になっていますが、東大阪とか東京の墨田区なんかもそうですけど、まず最初に何をやったかということ、地元の企業の実態調査をちゃんと面接でやっていくんですよ。やって、その地域の特徴を十分つかんだ上で、じゃあどうするかについてきちっと議論をしていく、検討をしていくということ、これをまず手始めにどこもやっているんですね。そういったところが地域おこしとか、中小企業振興に成功してきているということがあるので、まずはそういうことを市として考えていってほしいと、考えていくべきではないかというふうに思うんですね。

例えば、八尾でもそうですが、条例をつくる前に何をやったかということ、そうした調査を行い、あと市民参加で産業振興会議というものをつくって、当然そうした中には専門家なども入れながら具体的な検討に入ったんですね。そうした中で、いろんな施策を提案をして、それを現実の事業にしてきたという経緯があります。ぜひ一度そういったところも勉強していただきたいと思いますが、そうしたことをやはりやっていくことが大事だと思います。近隣ではなかなかそれを行われていないというならば、ぜひ愛西市から始めていただきたいというふうに思うんですよ。やっぱりこの地域が事あるごとに財政力指数が悪いとか、税収が少ないと

か、そういう話をされますけれども、だったら、そうした具体的に地に足をつけた形の事業、施策、動きをやっていくことが必要だと思うんですね。そうした点で、まず基本的な事業所の調査とか、そうしたことから始めながら、あと総合計画の関係でも、例えば専門家や市民も含めたような産業おこしのような委員会をつくるとかということをしてしながらやっていくことができればいいと思うんですが、そうしたことというのは難しいんでしょうか。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

先ほどの真野議員の御質問に対して、2点の面から御答弁等をさせていただきたいと思いません。

まず、最初1点目につきましては、議員の方からの今回の質問趣旨を受けまして、大阪の八尾市ですか、質問の中でいろいろ述べておられました関係、私もインターネットでこちらの方の条例を見させていただいて、直接八尾市役所と、それからもう一つ、埼玉県八潮市の方も条例を設けておみえになりまして、八潮市の方は商工振興課長さんにも聞きました。八潮市なんかの場合ですと、市の南部地区は3区画の整理事業から駅前の商業施設の誘致活動というのが一つの引きがねになって、今議員がおっしゃったような、いろんなアンケートなんかをして、平成17年12月19日にこの条例を施行したというお話を承りました。恥ずかしい話と、それからもう1点は失礼ながらということで、この条例を設けられてどういうふうに中小企業施策が変わったんですかというようなお話も、八尾市の方と両方向伺いましたが、議員もおっしゃってみえたように、市としてどういったような方向づけで施策を進めていくか、そういう基本的な方針は条例ができたことによって決まったんだけど、私がお聞きしたような目に見えてどう変わったとか、そういったことはないというようなことも正直にお話をいただいたもんですから、1回目の御答弁でさせていただいたように、条例の制定は考えておりませんという御答弁にさせていただきました。

2点目のアンケートの関係なんですけど、実は議員がおっしゃってみえる中小企業の実態を把握するためのアンケートとは若干違うかもわかりませんが、1回目の御答弁でも少し触れさせていただきましたけれども、その愛西市の土地利用の関係でどういったような要望といえますか、お考えを地元の業者さん、若干地元の業者、市内から外れたところもありますけれども、土地利用の面でのアンケートはさせていただきました。

そうしますと、その中で目を引くのが愛西市内での事業用地の取得については、どちらとも言えないというのが一番多いんですが、はっきりした返事の中で多い数字が困難であると思っている。それから、愛西市内での事業用地取得の確保について検討したことがあるかという問いかけについては、50%近くが検討したことがない。それから、愛西市内での事業用地取得の状況について回答を求めたものについては、現在探しているということが多いというのもありました。ただ、気になるのがもう一つありますが、愛西市内で事業用地取得を検討した際の用途について、事業用地の用途を教えてくださいという、製造工場関係なんですね。それから分工場、これは先ほど後藤議員の方にも御質問を受けてお答えをさせていただいたんですが、大半が市街化調整区域ということで都市計画法の網にひっかかってしまって、こういう問題に

対応することができない。こういったような実情はつかませていただいております。先般、商工祭のときも商工会長さんの方から、うちの商工会員で3社ほどちょっと広いところへ進出したいというような考えを持っている会社があるんだけどどうだと話がありました。すぐ戻りまして、その日は日曜日でしたので、翌週月曜日に会長さんの方へこういう話を聞いたけれどもどうだということで、都市計画課長と土地利用担当課長2人を一遍行かせて、地主さん、それから今度出たいと言ってみえる施主さんの考えもありますので、詳細についてはわかりませんが、どのような考えで、どのような業種の方が出られるとか、そういったことについては、先ほども1回目の答弁でお答えをしておりますように、でき得る限り、積極的にそういった御相談があれば応じるようにはさせていただいているんですが、何分にも、先ほども何遍も申し上げておりますが、都市計画法という一つの網がありますので、それが一つのネックになってなかなか出られない。

先ほど議員のアンケートというのは、そういったような取り組みもしながら議会の中でもいろいろとお尋ねになっておみえになりますが、市として企業の用地を確保して、それをその営業に当たるといのはなかなか難しい面がありますので、一遍、その実態をつかんで今度の都市計画のマスタープラン、それから都市計画市街化区域の見直し等に反映をしたいということで動いている実態を御報告して、御答弁にかえさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

#### ○10番（真野和久君）

用地取得が大変困難だというのは、この間もいろいろと聞いていますが、だったら企業誘致はどうするんだという話になりますよね。外から大きなものを持ってくるのも、市内の土地を確保するのもある意味変わらないというふうに、そういう点では思います、手続上の問題はいろいろありますけど。その辺は、やはりそうしたことを含めてちゃんとやっていくことが必要じゃないかと。その点で、本当に用地確保の問題だけじゃなくて、今の市内の業者の実態というものをつかんでいけるような何らかの方策というのをぜひとも検討していただくことが総合計画の中での、先ほど言った指標を向上していく点でも大事になっていくと思っておりますので、検討をまたお願いしたいというふうに思います。

ちょっと時間もあれなんで、後期高齢者の方にいきます。

4月から実施される制度で影響はどうなるかという話をしましたところ、今までどおりの医療が受けられるという答弁がされました。しかし、確かに医療給付は今までは変わりませんという話にはなっていますが、しかし、現実の問題としてはいろんな問題があります。それは多分御存じだとは思いますが、例えば包括払いの問題や、あるいはかかりつけ医ではないんですが、高齢者専門の医者を設置するというような動きがあります。それは、この前の報酬審議会の中でも話がされていたということがあると思っております。

特に、大きく問題となってくるのが、お医者さんにかかる場合にも、主治医とは言いませんが、いわゆる高齢者担当医にまずかかって、そこからじゃないとなかなかほかのところの医者にかかれない。いろんなところの医者に自由にかかることができないというような状況に追い

込まれてしまうのではないかというような、そういった危惧のある制度になっているという問題や、先ほど言ったように、一つの診療でも検査やなんかも含めて、何回診察しても報酬が一定の定額しか払われないという、いわゆる定額制になってしまうというような問題という、やはり病院の医師としてもなかなかそういったもので診療が行えなくなってしまうのではないか。特に、丁寧に見れば見るほど医者の方が自分で自腹を切らなきゃならないというような状況にも陥る、そういうとんでもないような状況になる危惧があるというのが、今回の医療制度になっているわけで、そうした点についての認識というのはありませんか。まずそれについてお願いします。

**○市民生活・保健部長（八木富夫君）**

今、議員おっしゃっていただきました内容、私どもも耳にはいたしますが、まだそうした形で実施がされるというふうにも承っておりませんので、今後推移を見させていただきたいというふうに存じます。

**○10番（真野和久君）**

確かに、まだ具体的な形で出てこない。検討中だというふうになってはいますが、しかし、もう既にそうした診療報酬の審議会の中ではある程度実情が見えてきている状況にあります。そうしたものが出てきているにもかかわらず、今までの現行と変わりませんよということで、例えば説明会などでやってしまえば大変なことになります。やはり大きく受診のやり方、受け方そのものが変わってくるということがあるわけですから、その辺は実態をちゃんとリアルにつかんで対応をしていくということが必要だというふうに思いますが、そうした点で、この問題の深刻さというのがあるというふうに思います。

それと、健診の問題ですが、これまで基本健康診査だったものが特定健康診査になります。そうした中で、75歳以上の方というのは、実施義務ではなくて努力義務なんですよね、受けるのが。そうした中で、厚労省が今通達を出してきているのが、いわゆる75歳以上の健診対象者を絞り込めというような通達が今出ています。3月のいつだったかな。そうした中では、例えば健診を申し込む75歳以上の方でも、例えば血圧を下げる薬を飲んでいるとか、あるいはインシュリンとか血糖値を下げるような薬を使っているとか、それからコレステロールを下げるような薬を使っているとかというようなものが一つでも該当するようなことがあれば、これは治療中なので、健診そのものが生活習慣病の早期発見という方にずるずると行ってしまいましたので、そういう点では健診を受けられない、対象から除こうというような指示が出ているというのは御存じでしょうか。

**○保険年金課長（水谷辰也君）**

そういった通知は承知しております。

**○10番（真野和久君）**

というふうになってきますと、今言ったような方々は健診の対象から外れてしまうということで、やはりその点でも、健診というのは生活習慣病の早期発見だけではなくて、さまざまな病気を発見していくという点でも、本来やっていかなきゃならないものでして、そうした点で



受診資格がないというのは本当にひどい話であります。そうしたことに對して、市として、ただ申し込みがあった場合に、今言ったようなことで除外をするという方向に出るのか、あるいはこうしたものがあっても、希望者については受診をしてもらおうというふうにするのか、その点についてはどうでしょうか。

#### ○保険年金課長（水谷辰也君）

先ほど通知については承知をしておるといってお答えをいたしました。部長の方からの答弁の中にもございましたように、議員もおっしゃられたとおり、法律によりますと努力規定という形になっております。ただ、愛知県の広域連合につきましても、実施要綱なるものをつくりまして、そこで実施をしていくと、20年度については実施をするんだという方向性を打ち出して、その実施を市町村の方に委託をしていく形になってきております。

当然、その対象といたしますか、健診の内容部分については、その要綱上にございますけれども、基本的には国の厚生労働省の示した部分が、いわゆる投薬とか治療といった部分について健診の対象としない旨が流れております。ところが基本的にはそういった、もう既に治療を受けてみえる方だという解釈のもとに健康診査の対象から外れていくというように聞いておりますので、現実的には問診表のところでもそういった項目を入れて、聞き取りをして実施がされていくというふうに考えております。

#### ○10番（真野和久君）

結局、いわゆるメタボリックと言われるような、そうした問題に関する健診に変わってきたことが、根本的には大きな問題ではあります。ただやはり、ほかのいろんな併発されるような病気等を健診などでしっかりとチェックをしていくということが大事なことだと思うんですね。単に投薬を使っているからということで薬を飲んでいけばいいという話ではないので、やはりそうした点でも健診から排除されるというのは非常に大きな問題だというふうに思います。こうした点も含めて、先ほどの減免の問題でも、広域連合の長の名古屋市の松原市長は、市町村の独自減免はだめとは言わんけれども、できるだけやってほしくないというようなニュアンスなので、絶対にだめだというわけではないんですね。そうした点でも、やはりもう一度きちっと、市として本当に高齢者の方々の健康を守っていくという視点をちゃんと持って活動をやっていただきたいと思っておりますので、その点についてぜひとも国や広域連合に対して、今言ったような点も含めて指摘をして、要請をしていただくようお願いをしたいと思います。最後に市長、その辺について意見を求めて終わります。

#### ○市長（八木忠男君）

これは担当が申し上げましたとおり、広域連合、県下一本で進めていただいて、その一員ということでありまして、国の政策、当然心配される内容も御指摘のとおりでありますけれども、その広域連合の仲間の一員として同じ足並みで進めていくわけでありまして、御指摘いただきましたような、いろんなそうした内容について私どもの考え方、あるいは連合の考え方も相見ながら進めていきたいと思っております。本当に御心配していただく、こればかりじゃなくってですが、私ども地方のこうした自治体に、市町村長の中でも、国の政策の変化の中でいろ

んな事業が見直しなどされてくることの大変さなどなどはよく話に出るわけでありましてけれども、この件につきましても、私どもとしては、今までの広域連合の流れの中で進めてまいりますし、そうした考え方でおるといことです。

○議長（佐藤 勇君）

これにて10番議員の質問を終わります。

一般質問すべて、これにて終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤 勇君）

以上をもちまして本日の全日程を終了いたしました。

次の継続会は3月24日午前10時より再開しますので、よろしくお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後5時35分 散会